税制関係資料

財務省主税局

目　　次

【令和元年９月18日　東京大会】

今後の税制について

（資料①）一般会計における歳出・歳入の状況……3
（資料②）債務残高の国際比較（対ＧＤＰ比）……3
（資料③）国・地方の税収の推移……4
（資料④）日本銀行の質的・量的緩和……4
（資料⑤）平成２（1990）年度と令和元（2019）年度における国の一般会計歳入・歳出の比較……5
（資料⑥）受益と負担のバランス……5
（資料⑦）主な国の高齢化率……6
（資料⑧）「中長期の経済財政に関する試算」（中長期試算：2019年７月）の概要(1)…6
（資料⑨）「中長期の経済財政に関する試算」（中長期試算：2019年７月）の概要(2)…7
（資料⑩）名目ＧＤＰ実額（実績と中長期試算）の比較……7
（資料⑪）将来の社会保障給付の見通し……8
（資料⑫）租税原則……8
（資料⑬）主な経済指標の推移……9
（資料⑭）景気循環……9
（資料⑮）国民負担率（対国民所得比）の内訳の国際比較……10
（資料⑯）個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦子２人（片働き）の給与所得者）…10
（資料⑰）申告納税者の所得税負担率……11
（資料⑱）ジニ係数の変化とその要因（所得再分配調査）……11
（資料⑲）高齢者・現役世代で区分した場合のジニ係数の推移……12
（資料⑳）高齢者・現役世代で区分した場合のジニ係数の水準（国際比較）……12
（資料㉑）「相対的貧困率（全体）」,「子供の相対的貧困率」の推移（総務省調査）…13
（資料㉒）2000年頃以降の相対的貧困率の上昇要因について……13
（資料㉓）経済社会における構造の変化……14
（資料㉔）親の所得と子の大学進学率……14
（資料㉕）＜消費税の特徴＞……15
（資料㉖）社会保障給付費の増に伴う公費負担の増……15
（資料㉗）個人消費水準（実質）の推移（四半期）……16
（資料㉘）「消費税率引上げに伴う対応」の概要……16
（資料㉙）軽減税率制度の対象品目……17
（資料㉚）消費税（付加価値税）率の引上げ前後の物価・経済の動き（日・独・英の比較）……17
（資料㉛）「消費税の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」の概要……18

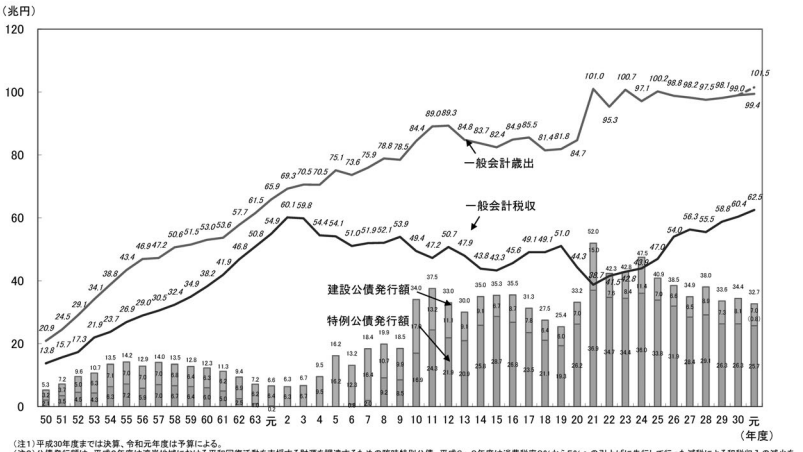
（資料㉜）ＥＵ加盟国における付加価値税率（標準税率）の引上げ回数……18
（資料㉝）付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の国際比較……19
（資料㉞）高齢化率と付加価値税率……19
（資料㉟）OECD 諸国における社会保障支出と国民負担率の関係 ……20
（資料㊱）経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年６月15日閣議決定）（抄）…20
（資料㊲）日本における収入に応じた受給・負担後の手取り金額（夫婦子二人）
【イメージ】 ……21
（資料㊳）フランスにおける収入に応じた受給・負担後の手取り金額（夫婦子二人）
【イメージ】 ……21
（資料㊴）今後の課題……22
（資料㊵）経済財政運営と改革の基本方針2019（抄）……22

（資料①）

1

一般会計における歳出・歳入の状況

○ 我が国財政は歳出が歳入（税収等）を上回る状況が続いており、借金である公債の発行によって賄っている状況。

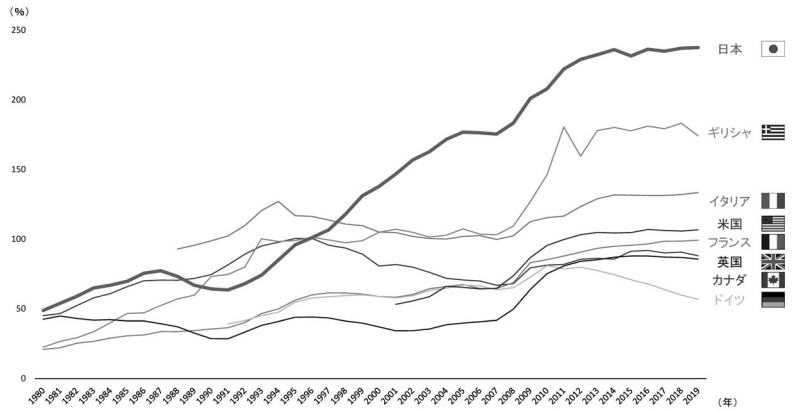


（注1）平成30年度までは決算、令和元年度は予算による。
（注2）公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。
（注3）令和元年度の計数は、一般会計歳出については、点線が臨時・特別の措置に係る計数を含んだもの、実線が臨時・特別の措置に係る計数を除いたもの。
また、公債発行額については、総額は臨時・特別の措置分も含めた計数、（）内は臨時・特別の措置に係る建設公債発行額。

（資料②）

債務残高の国際比較（対ＧＤＰ比）

債務残高の対GDP比を見ると、1990年代後半に財政の健全化を着実に進めた主要先進国と比較して、我が国は急速に悪化しており、最悪の水準。



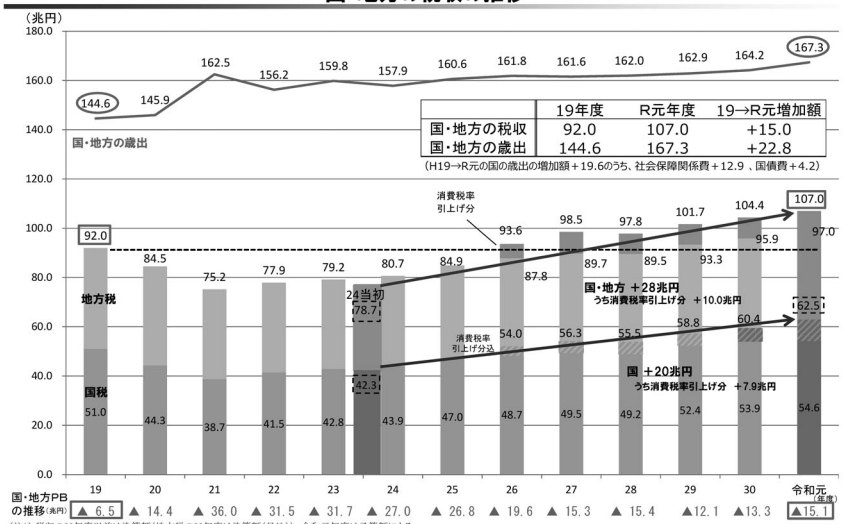
（出典）IMF "World Economic Outlook Database"（2018年10月）
（注1）数値は一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース
（注2）日本、米国、フランス、イタリア、カナダ及びギリシャは2018年から、英国およびドイツは2019年からが推計値。

2

（資料③）

3

国・地方の税収の推移

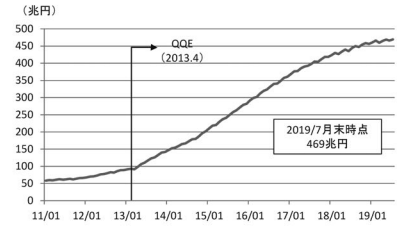


（注1）税収の30年度以前は決算額（地方税の30年度は決算額（見込））、令和元年度は予算額による。
（注2）歳出の29年度以前は決算額、30年度及び令和元年度は内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和元年7月31日 経済財政諮問会議提出）による。
（注3）国・地方PBについては、29年度までは実績、30年度及び令和元年度は内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和元年7月31日 経済財政諮問会議提出）による。

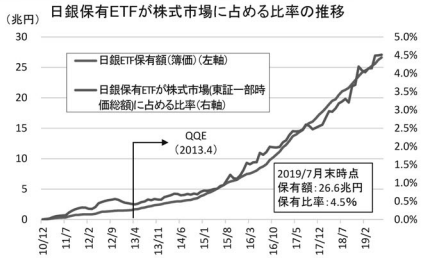
（資料④）

日本銀行の質的・量的緩和

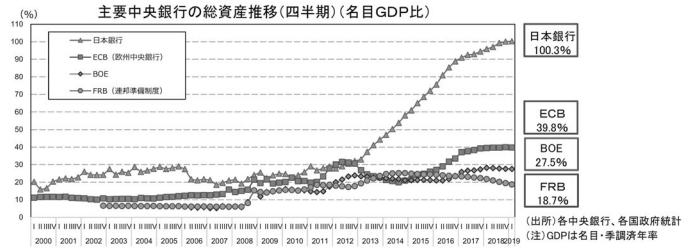
日本銀行保有長期国債の推移



日銀保有ETFが株式市場に占める比率の推移



主要中央銀行の総資産推移（四半期）（名目GDP比）



（出所）各中央銀行、各国政府統計
（注）GDPは名目・季調済年率

4

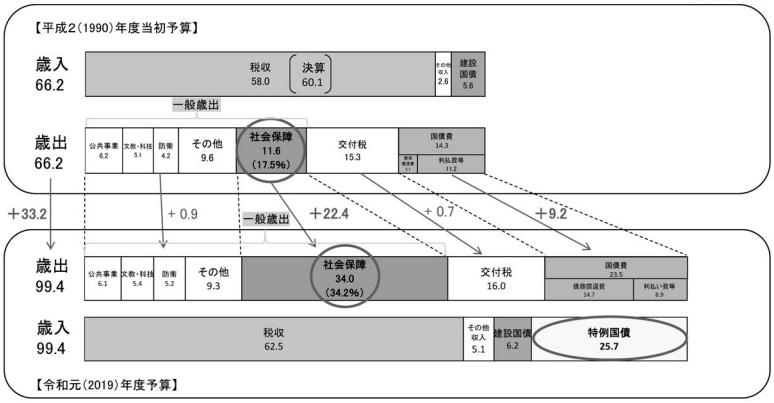
（資料⑤）

5

平成２（1990）年度と令和元（2019）年度における国の一般会計歳入・歳出の比較

○ 特例公債の発行から脱却することのできた平成2年度予算と比較すると、令和元年度予算では、社会保障関係費が大幅に増え、特例公債（赤字公債）でまかなっている。

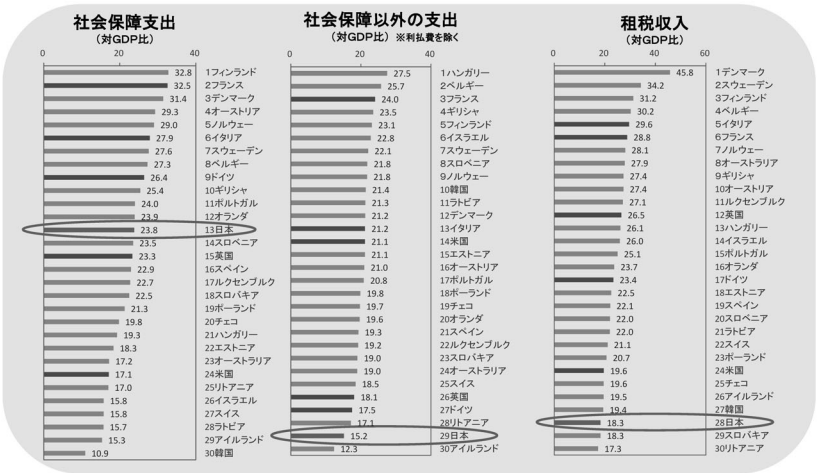
（単位：兆円）



（注1）括弧内は一般会計歳出に占める社会保障関係費の割合。
（注2）平成2年度の一般歳出には、産業投資特別会計への繰入等を含む。
（注3）令和元年度の計数は、臨時・特別の措置に係る計数を除いたもの。

（資料⑥）

受益と負担のバランス



（出典）OECD "National Accounts"、"Revenue Statistics"、内閣府「国民経済計算」等。
（注1）日本は2016年度実績、諸外国は2016年実績（オーストラリアは2015年実績）。
（注2）一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。ただし、日本及び米国の財政収支は社会保障基金を除いたベース。

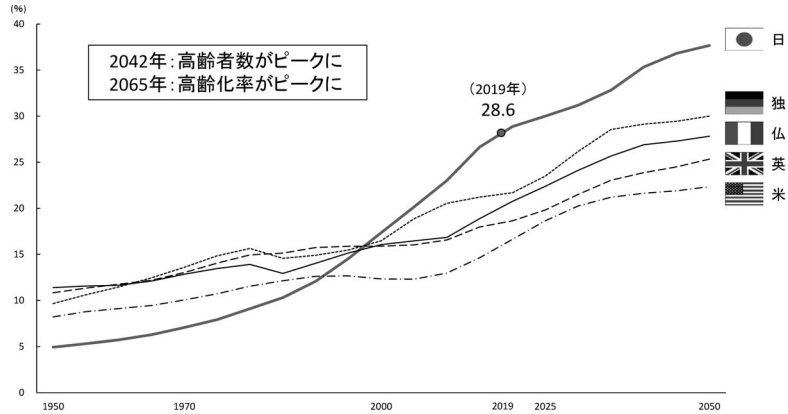
6

（資料⑦）

7

主な国の高齢化率

1990年代に我が国の高齢化率は急激に上昇し、先進国中最も高齢化が進んでいる国となった。今後も、高齢化が他国に類をみない速度で進んでいく見通し



※高齢化率：総人口に占める65歳以上人口の割合

（出典）日本　～2018：総務省「人口推計」
2019～2050：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）」
諸外国　国連 "World Population Prospects 2019"

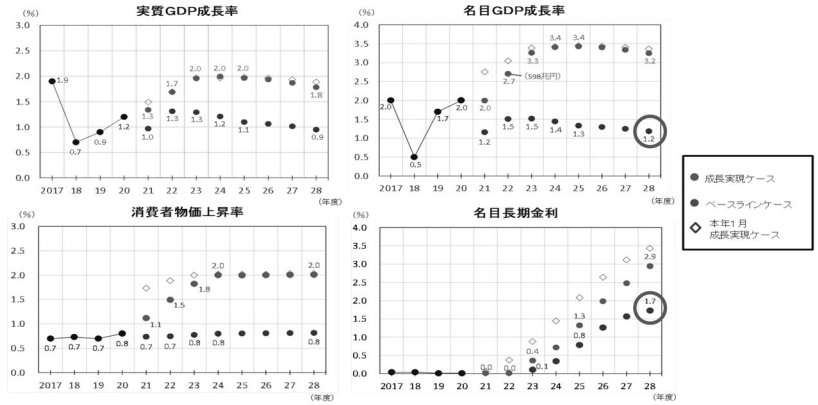
（資料⑧）

「中長期の経済財政に関する試算」（中長期試算：2019年7月）の概要（１）

内閣府
作成資料

1. 中長期的なマクロ経済の姿

- GDP成長率は、世界経済の減速等を背景に足下で1月試算よりも鈍化するものの、成長実現ケースでは、潜在成長率の上昇とともに、2020年代前半に実質2%程度、名目3%程度を上回る成長率に上昇する。それに伴い、物価や金利も緩やかに上昇する。
- なお、この試算には、海外経済の下方リスク等が顕在化した場合に行うこととしている機動的なマクロ経済政策は織り込んでいない。



8

（資料⑨）

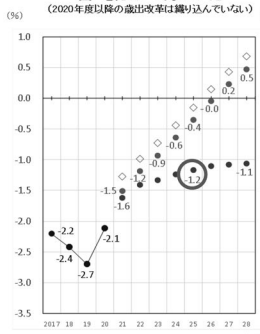
「中長期の経済財政に関する試算」（中長期試算：2019年7月）の概要（２）

内閣府
作成資料

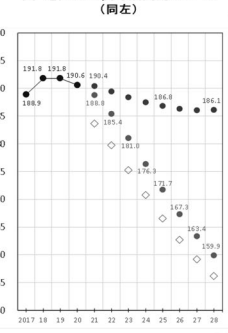
2. 中長期の財政の姿

・財政面では、足元の国・地方の財政状況（2018年度一般会計決算概要等）や中長期のマクロ経済の姿を反映。2020年度以降の具体的な歳出改革は織り込んでいない。その結果、成長実現ケースでは、PB対GDP比は税収の増加等により改善し、2026年度に概ね収支均衡する。公債等残高対GDP比は計算期間内において安定的に低下する。

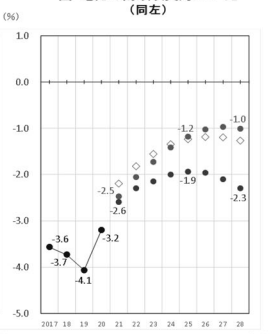
国・地方のPB対GDP比
（2020年度以降の歳出改革は織り込んでいない）



国・地方の公債等残高対GDP比
（同左）



国・地方の財政収支対GDP比
（同左）



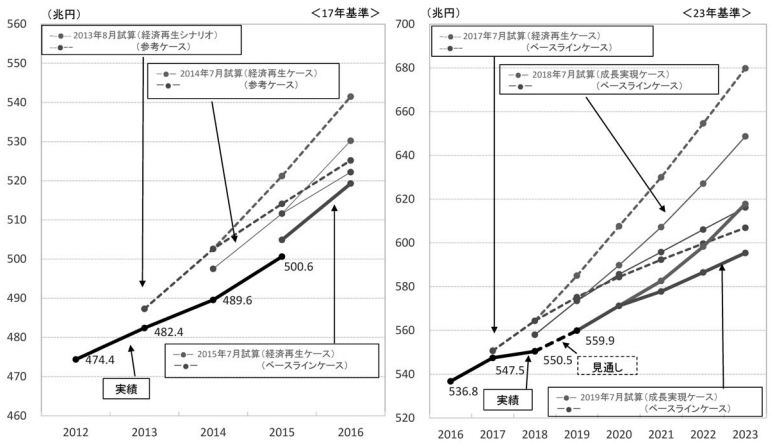
● 成長実現ケース　● ベースラインケース　◇ 本年１月成長実現ケース

（注） なお、長期金利の上昇に伴い、低金利で発行した既発債のより高い金利による借換えが進むことに留意が必要である。

（資料⑩）

名目ＧＤＰ実額（実績と中長期試算）の比較

○ 名目GDPの実績は、中長期試算の「ベースラインケース」を下回っている。



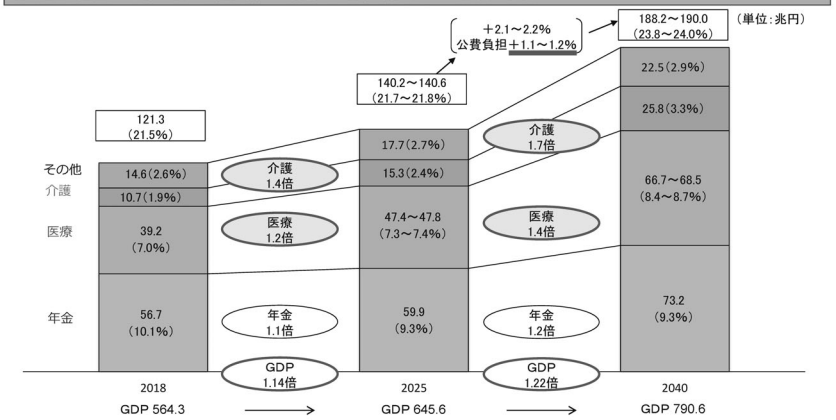
（出所）試算については、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」
実績については、「国民経済計算」（左図は、2016年7～9月期1次速報値（平成17年基準）、右図は2019年4～6月期1次速報値（平成23年基準））
見通し（右図）は、「令和元年度　内閣府年央試算」

（資料⑪）

11

将来の社会保障給付の見通し

○ 高齢化の進展により、社会保障給付費は、今後も急激な増加が見込まれる。団塊の世代全員が75歳以上となる2025年、20～64歳の現役世代が大幅に減少する2040年に向けて、特に医療・介護分野の給付は、財源調達のベースとなるGDPの伸びを大きく上回って増加していく。
○ 受益と負担の均衡が取れた社会保障制度を一刻も早く構築していく必要がある。



（出典）内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」（計画ベース・経済ベースラインケース）（30年5月）
（注）（ ）内の％表示はGDP比。

（資料⑫）

租税原則

（出典）図説 日本の税制

	項　目	内　容
ワグナーの4大原則・9原則	①財政政策上の原則	1　課税の十分性…　財政需要を満たすのに十分な租税収入があげられること。
		2　課税の弾力性…　財政需要の変化に応じて租税収入を弾力的に操作できること。
	②国民経済上の原則	3　正しい税源の選択…　国民経済の発展を阻害しないような正しい税源を選択すべきこと。
		4　正しい税種の選択…　租税の種類の選択に際しては、納税者への影響や転嫁を見極め、国民経済の発展を阻害しないで、租税負担が公平に配分されるよう努力すべきこと。
	③公正の原則	5　課税の普遍性…　負担は普遍的に配分されるべきこと。特権階級の免税は廃止すべきこと。
		6　課税の公平性…　負担は公平に配分されるべきこと。すなわち、各人の負担能力に応じて課税されるべきこと。負担能力は所得増加の割合以上に高まるため、累進課税をすべきこと。なお、所得の種類等に応じ担税力の相違などからむしろ異なった取扱いをすべきであること。
	④租税行政上の原則	7　課税の明確性…　課税は明確であるべきこと。恣意的課税であってはならないこと。
		8　課税の便宜性…　納税手続は便利であるべきこと。
		9　最小徴税費への努力…　徴税費が最小となるよう努力すべきこと。
マスグレイブの7条件	①十分性	歳入（税収）は十分であるべきこと。
	②公平	租税負担の配分は公平であるべきこと。
	③負担者	租税は、課税対象が問題であるだけでなく、最終負担者（転嫁先）も問題である。
	④中立（効率性）	租税は、効率的な市場における経済上の決定に対する干渉を最小にするよう選択されるべきこと。そのような干渉は「超過負担」を課することになるが、超過負担は最小限にとどめなければならない。
	⑤経済の安定と成長	租税構造は経済安定と成長のための財政政策を容易に実行できるものであるべきこと。
	⑥明確性	租税制度は公正かつ恣意的でない執行を可能にし、かつ納税者にとって理解しやすいものであるべきこと。
	⑦費用最小	税務当局及び納税者の双方にとっての費用を他の目的と両立しうる限り、できるだけ小さくすべきこと。

12

（資料⑬）

主な経済指標の推移

13

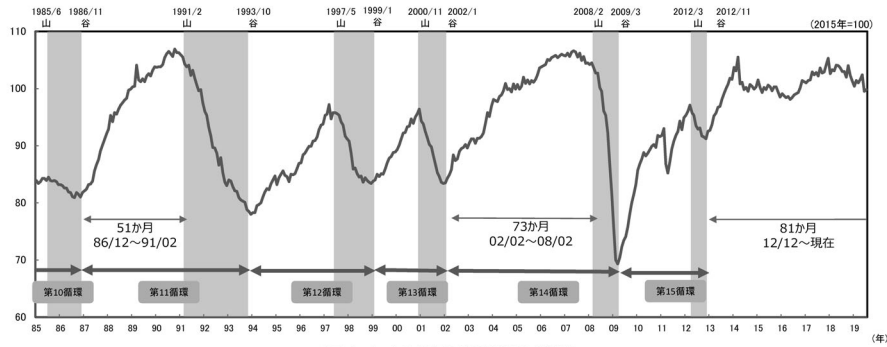
		安倍政権発足前	現在	備考
名目GDP		493．0兆円 （2012年10－12月）	556．5兆円 （2019年4－6月）	過去最高水準
GDPギャップ （需給ギャップ）	内閣府	▲1．6% （2012年10-12月）	0．6% （2019年4-6月）	
	日銀	▲1．36% （2012年10-12月）	1．30% （2019年1-3月）	
個人消費 （2011年＝100）		102．5 （2012年12月）	104．7 （2019年6月）	
雇用情勢	失業率	4．3% （2012年12月）	2．2% （2019年7月）	約26年ぶりの低水準
	有効求人倍率	0．83倍 （2012年12月）	1．59倍 （2019年7月）	2年以上にわたり 全都道府県で1倍超え
企業収益（経常利益） ※季節調整値		12．4兆円 （2012年10－12月）	20．8兆円 （2019年4－6月）	過去最高水準
設備投資 ※季節調整値		8．6兆円 （2012年10－12月）	11．3兆円 （2019年4－6月）	リーマンショック前の 水準に回復しつつある
業況判断 （大企業・製造業）		▲12 （2012年12月）	7 （2019年6月）	
鉱工業生産指数 （2015年＝100）		96．4 （2012年12月）	102．7 （2019年7月）	
株価		10，230円 （2012年12月26日）	21，392円 （2019年9月10日）	

（出所）内閣府「国民経済計算」、「GDPギャップ、潜在成長率」、「消費総合指数」、総務省「労働力調査」、厚生労働省「一般職業紹介状況」、
財務省「法人企業統計季報（全規模・全産業）」、日本銀行「需給ギャップと潜在成長率」、「短観（全国企業短期経済観測調査）」、経済産業省「鉱工業指数」、Bloomberg「日経平均株価」

（資料⑭）

景気循環

＜景気動向指数（一致指数）の推移（シャドー部分は景気後退期）＞



＜これまでの景気拡張期間の順位＞

順位	期間	
1位	73か月間	2002年２月～2008年２月
3位	57か月間	1965年11月～1970年７月、いざなぎ景気
4位	51か月間	1986年12月～1991年２月、バブル

81か月間（注）
2012年12月～現在
（2019年8月時点）

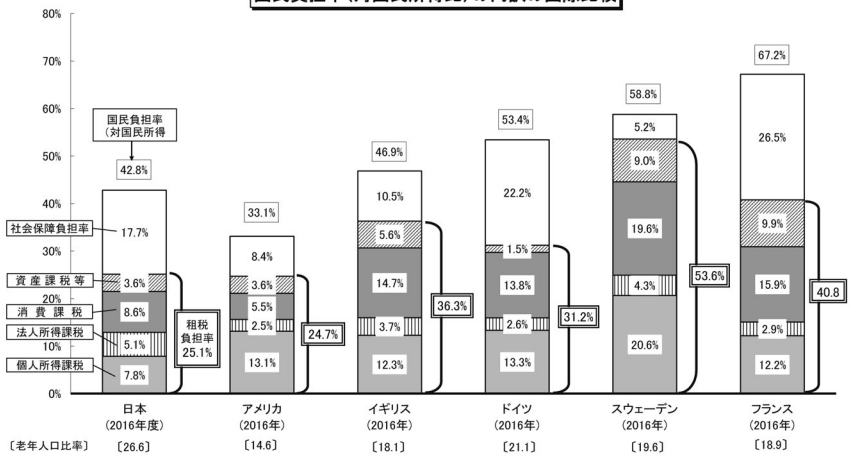
（注）最終的な判断は、データの更なる蓄積と専門家による事後的検証を待つ必要がある。
（備考）内閣府「第18回景気動向指数研究会」（2018年12月13日開催）において、今次景気拡張期間が「いざなぎ景気」の期間（57か月間）を超え、
第2位となったことが確認された。
（出所）内閣府「景気動向指数」

14

（資料⑮）

15

国民負担率（対国民所得比）の内訳の国際比較

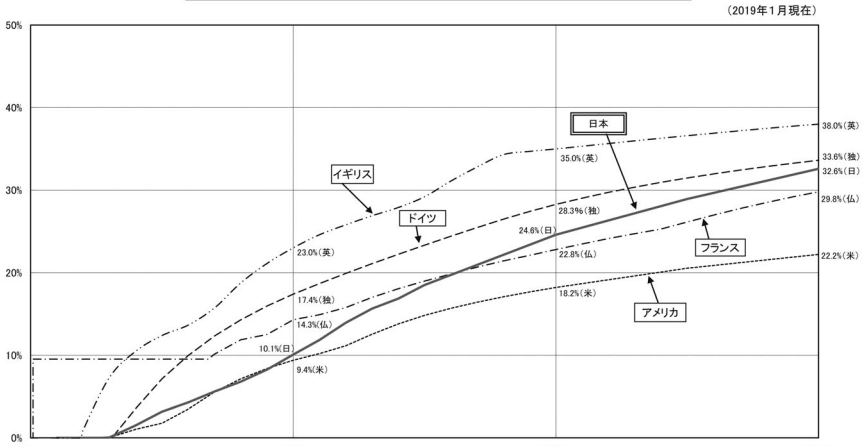


（注）1. 日本は平成28年度（2016年度）実績、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2017"及び同 "National Accounts "による。
2. 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
3. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
4. 老年人口比率については、日本は2015年の推計値（総務省「人口推計」における10月1日現在人口）、諸外国は2015年の数値（国際連合 "World Population Prospects: The 2017 Revision Population Database"による）である。なお、日本の2019年の推計値（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成29年（2017年）4月推計）による）は28.6%となっている。

（資料⑯）

個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦子2人（片働き）の給与所得者）

（2019年1月現在）



（注）1. 日本については所得税、個人住民税（所得割）及び復興特別所得税が含まれる。アメリカについては連邦所得税及びニューヨーク州所得税が含まれる。なお、別途地方政府（都・市等）により所得税が課されうるが、本資料においてはこれを加味していない。ドイツについては所得税及び連帯付加税（算出税額の5.5%）が含まれる。フランスについては所得税及び社会保障関連課税（一般社会税等・所得税とは別途、収入に対して定率（合計9.7%）で課される）が含まれる。なお、同国では2012年1月から財政赤字が解消するまでの措置として、所得に対して0～4%（3段階）の高額所得に対する所得課税が課される（ただし、上記図中においてはこれを加味していない）。
各国において負担率を計算するにあたっては、様々な所得控除や税額控除のうち、一般的に適用されているもののみを考慮して計算しているため、アメリカの勤労税額控除や代替ミニマム税、イギリスの勤労税額控除（全額給付措置）等の措置は考慮していない。
2. 比較のため、モデルケースとして第1子が就学中の19歳、第2子が16歳として計算している。
3. 邦貨換算レート：1ドル＝113円、1ポンド＝146円、1ユーロ＝129円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成31年(2019年)1月中適用）。
4. 表中の数値は、給与収入1,000万円、2,000万円、及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。なお、端数は四捨五入している。

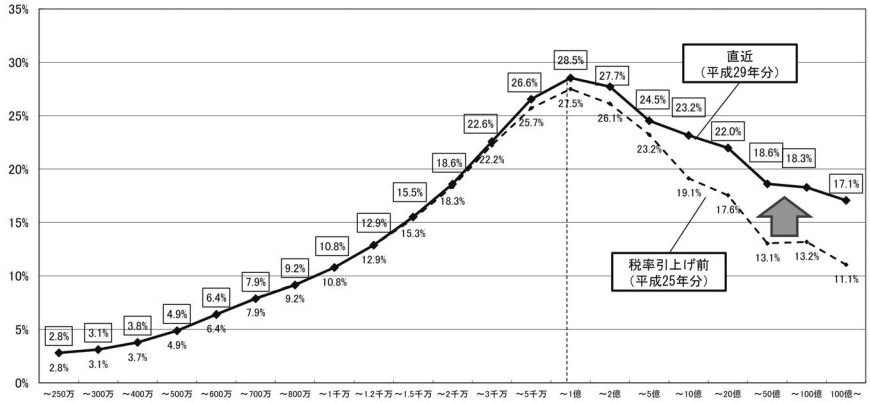
16

（資料⑰）

17

申告納税者の所得税負担率

○　高所得者層ほど所得に占める株式等の譲渡所得の割合が高いことや、金融所得の多くは分離課税の対象になっていること等により、高所得者層で所得税の負担率は低下。
○　平成25年度改正において、上場株式等の譲渡所得等に対する10%（所得税：７%、住民税：３%）の軽減税率は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年１月１日以後は20%（所得税：15%、住民税：５%）の税率が適用されている。

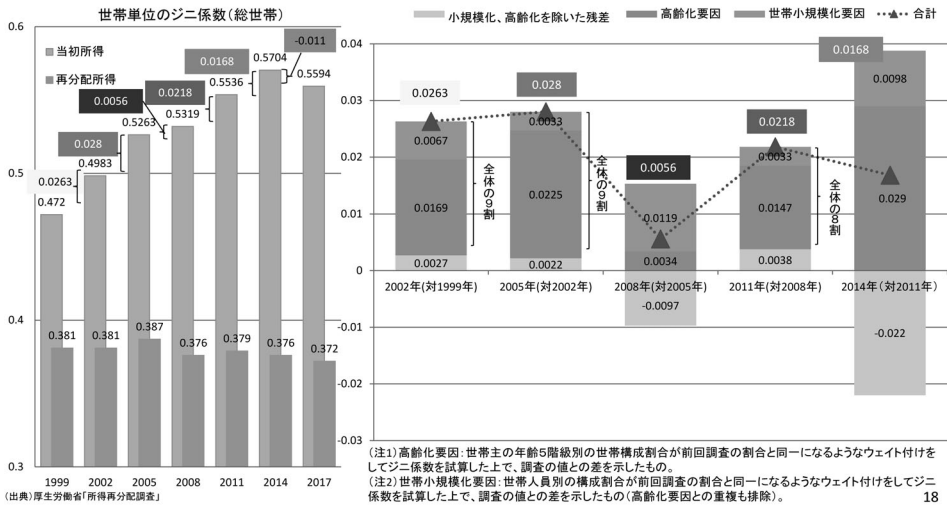


（備考）各年分の国税庁「申告所得税標本調査（税務統計から見た申告所得税の実態）」より作成。
（注）　所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。
　　また、源泉分離課税の利子所得、申告不要を選択した配当所得及び源泉徴収口座で処理された株式等譲渡所得で申告不要を選択したものも含まれていない。

（資料⑱）

ジニ係数の変化とその要因（所得再分配調査）

○　世帯単位でみたジニ係数（当初所得ベース）の上昇の要因を試算すると、主な要因は、
　①人口の高齢化による高齢者世帯の増加（ジニ係数の高い高齢者世帯の増加　⇒　全体のジニ係数の上昇）
　②単独世帯の増加など世帯の小規模化　（単独世帯等の増加　⇒　世帯単位のジニ係数の上昇）
○　2008年調査～2011年調査の間の変化は、高齢化と小規模化が要因の約8割（高齢化：7割弱、小規模化：約15%）を占めている。
○　2011年調査～2014年調査の間は、高齢化と小規模化を除いた残差でみれば、世帯単位のジニ係数（当初所得ベース）はやや改善。



（出典）厚生労働省「所得再分配調査」

（注1）高齢化要因：世帯主の年齢5階級別の世帯構成割合が前回調査の割合と同一になるようなウェイト付けをしてジニ係数を試算した上で、調査の値との差を示したもの。
（注2）世帯小規模化要因：世帯人員別の構成割合が前回調査の割合と同一になるようなウェイト付けをしてジニ係数を試算した上で、調査の値との差を示したもの（高齢化要因との重複も排除）。

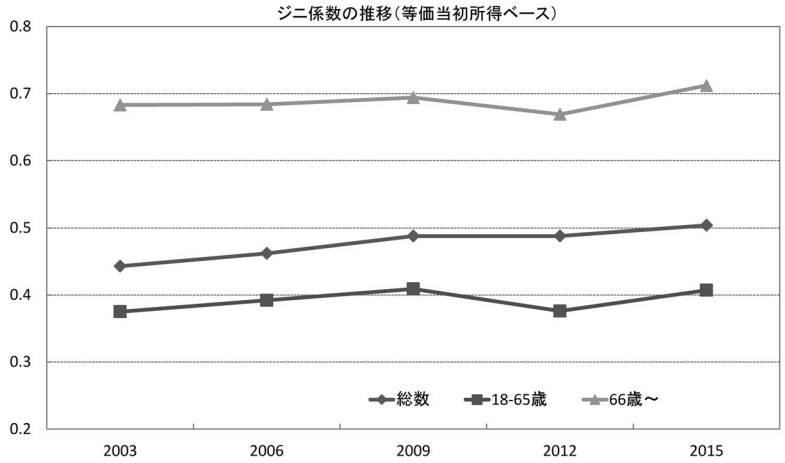
18

（資料⑲）

高齢者・現役世代で区分した場合のジニ係数の推移

19

○ 世帯員単位のジニ係数（等価当初所得ベース）も、近年やや悪化。
○ 高齢者と現役世代に区分した場合、高齢者（66歳以上）・現役世代（18～65歳）ともに、概ね横ばい。

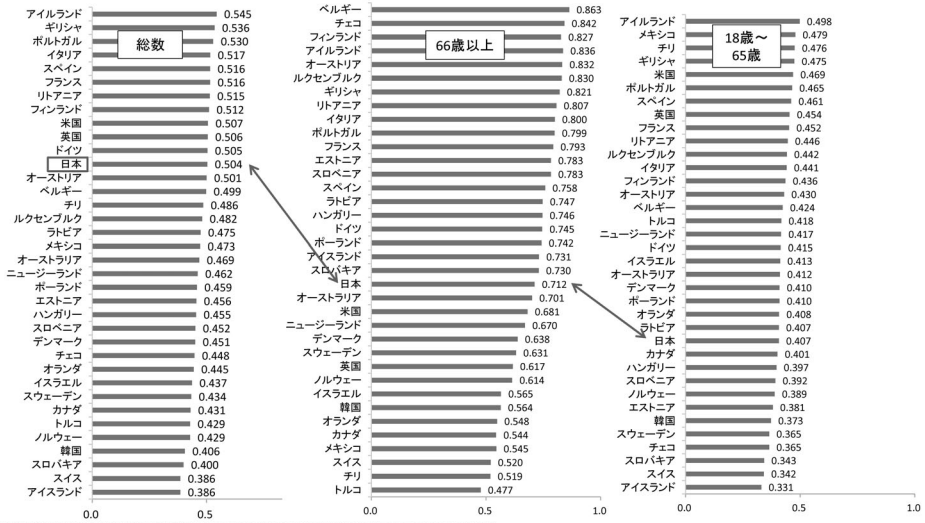


（出典）OECD `Income Distribution Database (IDD): Gini, poverty, income, Methods and Concepts`

（資料⑳）

高齢者・現役世代で区分した場合のジニ係数の水準（国際比較）

○ OECD諸国と比較すれば、日本のジニ係数（等価当初所得ベース）の水準は高くはない。
○ 特に、現役世代（18～65歳）のジニ係数は、OECD諸国の中で最も低い水準。



（出典）OECD `Income Distribution Database (IDD): Gini, poverty, income, Methods and Concepts`（market income, before taxes and transfers）
（注）2019年9月9日現在OECDが公表しているものであり、日本は2015年。ハンガリー、ニュージーランドは2014年、チリ、デンマーク、アイスランド、アイルランド、スイス、トルコは2015年、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、ドイツ、チェコ、エストニア、フランス、ギリシャ、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、オランダ、ポーランド、ポルトガル、メキシコ、スロバキア、スロベニア、スペイン、英国、米国は2016年。韓国、スウェーデン、ノルウェー、イスラエル、フィンランドは2017年。

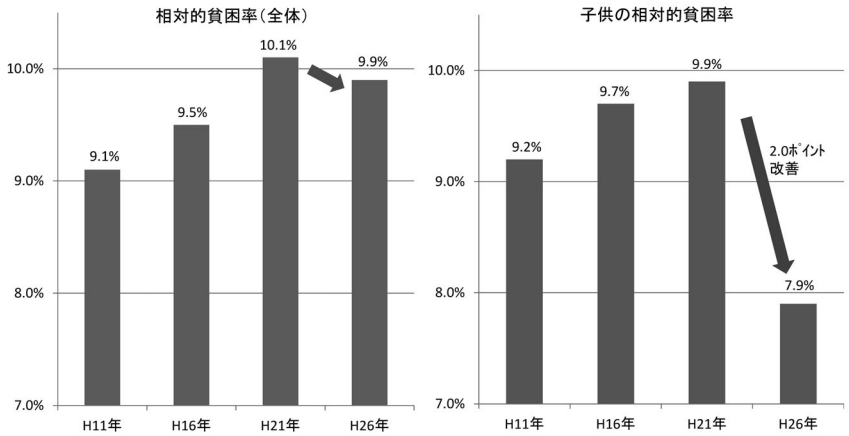
20

（資料㉑）

21

「相対的貧困率（全体）」、「子供の相対的貧困率」の推移（総務省調査）

○ 平成28年10月31日、総務省が平成26年全国消費実態調査に基づく相対的貧困率等を公表。
○ 平成11年に相対的貧困率等の公表を開始して以来初めて、相対的貧困率の上昇（悪化）傾向に歯止めがかかり、減少（改善）に転じた（0．2ポイント改善）。また、子供の相対的貧困率は、平成21年の9．9%から、7．9%に2ポイント改善。

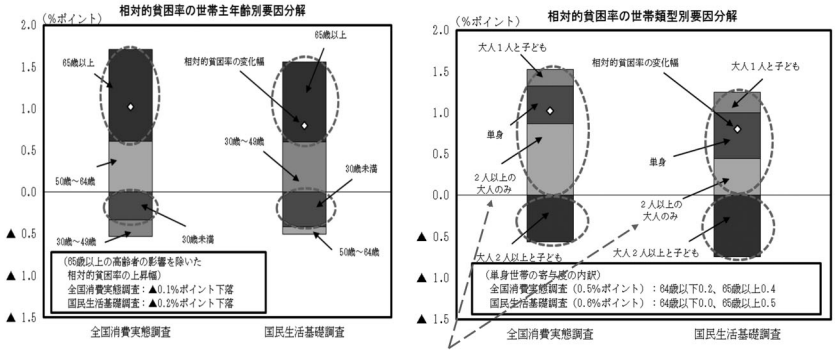


（注）総務省「平成26年全国消費実態調査 所得分布に関する結果」（平成28年10月31日）を基に作成

（資料㉒）

2000年頃以降の相対的貧困率の上昇要因について

2000年頃以降の相対的貧困率の上昇要因をみると、その背景には、高齢者世帯（単身高齢者を含む）や母子家庭等の増加が影響。
（注）総務省・全国消費実態調査、厚労省・国民生活基礎調査については、いずれも前回調査のデータを使用（総務省：2009年、厚労省：2012年）。



1999年：9.1%	2000年：15.3%
2009年：10.1%	2012年：16.1%
＋1.0%ポイント上昇	＋0.8%ポイント上昇

（注）なお、「2人以上の大人のみの世帯」に含まれる「夫婦のみの世帯」をみると、両調査ともに「世帯主年齢が65歳以上の夫婦のみ世帯」の全世帯に占めるシェアが増加。（全国消費実態調査9.9%→13.8%、国民生活基礎調査11.6%→15.0%）

（出典）内閣府、総務省、厚労省「相対的貧困率等に関する調査分析結果について」（平成27年12月18日）

22

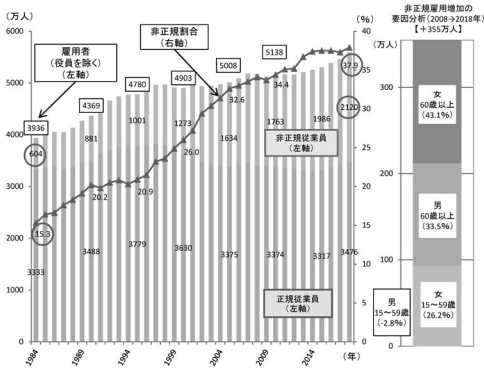
（資料㉓）

23

経済社会における構造の変化

正規・非正規雇用者数の推移

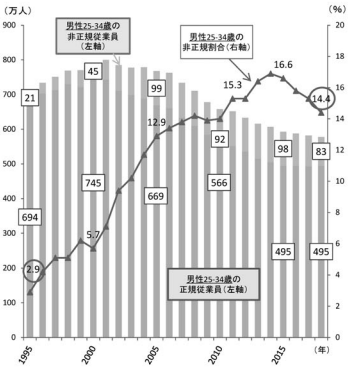
○ 雇用者数が増加傾向にある中で、非正規雇用比率は上昇傾向にある。
○ 近年の非正規雇用者数の増加のほとんどは、60歳以上の男女と59歳以下の女性。



（出所）左図、右図：2001年以前は「労働力調査特別調査」、2002年以降は「労働力調査（詳細集計）総数」
中央図：「労働力調査（詳細集計）5歳階級」

正規・非正規雇用者数の推移（男性25-34歳）

○ 若年男性の雇用者は人口減もあり減少傾向。非正規雇用者の割合は2014年まで増加して推移し、現在も20年ほど前と比較し高水準。



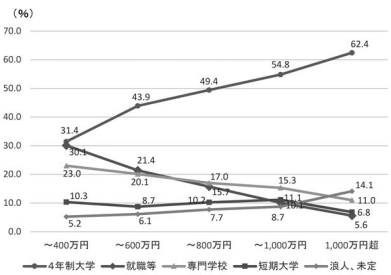
24

（資料㉔）

親の所得と子の大学進学率

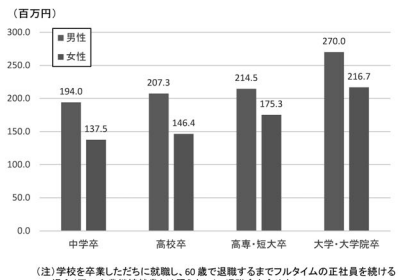
○ 親の所得が高いほど、子の４年制大学への進学率が高くなる傾向。
○ これにより、子の生涯賃金も高くなることが考えられる。

高校卒業後の予定進路（家計年収別）



（注1）「家計年収」は、父母それぞれの年収区分の中央値の合計をいう。
（注2）無回答は除く。「就職など」には就職進学、アルバイト、海外の大学・学校、家事手伝い、家事手伝い・主婦、その他を含む。専門学校には各種学校を含む。
（出典）東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査第１次報告書」（2007年9月）より。

学歴別生涯賃金



（注）学校を卒業しただちに就職し、60 歳で退職するまでフルタイムの正社員を続ける場合（同一企業継続就業とは限らない）。退職金を含めない。
（出典）「ユースフル労働統計2017－労働統計加工指標集－（独立行政法人労働政策研究・研修機構）より。

（資料㉕）

25

＜消費税の特徴＞

○ 所得税のように「稼得」することに対して課税するのではなく、地球上の資産を「消費」することに対する対価（の上乗せ）を求めるものであることから、勤労意欲や貯蓄・投資を行う意欲（ビジネスマインド）に対して中立的である。

○ どのような経済活動から生じた所得であるかに関わらず、また、例えば年収がない資産家についても、消費活動に応じた公平な負担を求めることができる。

○ また、所得が年によって大きく変動する場合、所得税は累進課税のため所得の大きかった年の税負担が大きくなる一方、消費税であれば年収の変動とは別に、消費活動に応じた、より安定的な税負担を求めることができる。

◎ 国際競争力を削がない。国ごとに税率が異なっても、国境税調整（輸出免税・輸入課税）がなされることにより、国産品も輸入品も同一の税率がかかる。（所得課税や資産課税では、国ごとの税率格差の影響が避けられない。）

◎ 少子高齢化（注）が進むなかで、減りゆく勤労世代で増加する高齢世代を支えるには所得税や法人税では限界があるのに対し、消費税は、経済力のある高齢者を含めた国民全体で社会を支える構造になり、世代間の公平にも寄与できる。（注）高齢者数のピークは2042年。高齢化率のピークは2065年。（中位推計）

○ 景気に伴う税収の変動性が小さく、社会保障などの安定財源を確保することができる。

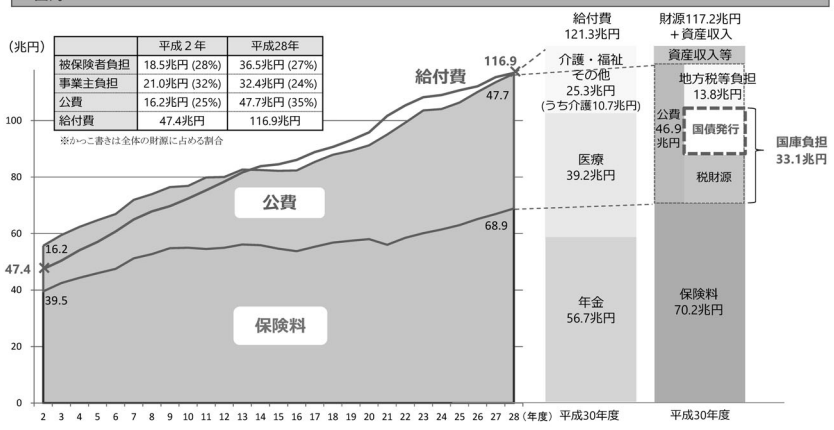
● 日々の消費にまつわる税であるため、負担感（痛税感）を感じやすい。

● 高所得者ほど多くの消費をし、多くの消費税を負担するが、所得に対する負担率は逓減する（逆進性）。

（資料㉖）

社会保障給付費の増に伴う公費負担の増

○ わが国社会保障制度は、社会保険方式を採りながら、高齢者医療・介護給付費の5割を公費で賄うなど、公費負担（税財源で賄われる負担）に相当程度依存している。
○ その結果、近年、高齢者医療・介護給付費の増に伴い、負担増は公費に集中している。これを賄う財源を確保出来ていないため、給付と負担のバランス（社会保障制度の持続可能性）が損なわれ、将来世代に負担を先送りしている（＝財政悪化の要因）。



（出典）国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」。2018(H30)年度は厚生労働省（当初予算ベース）による。

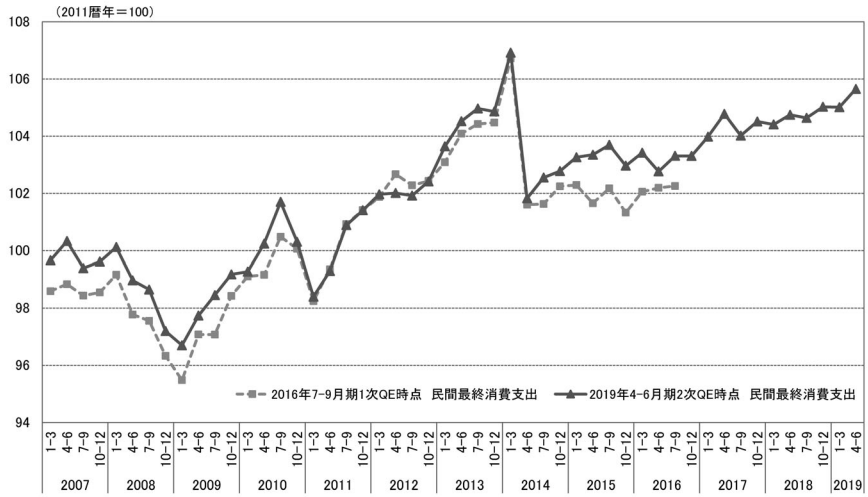
26

（資料㉗）

27

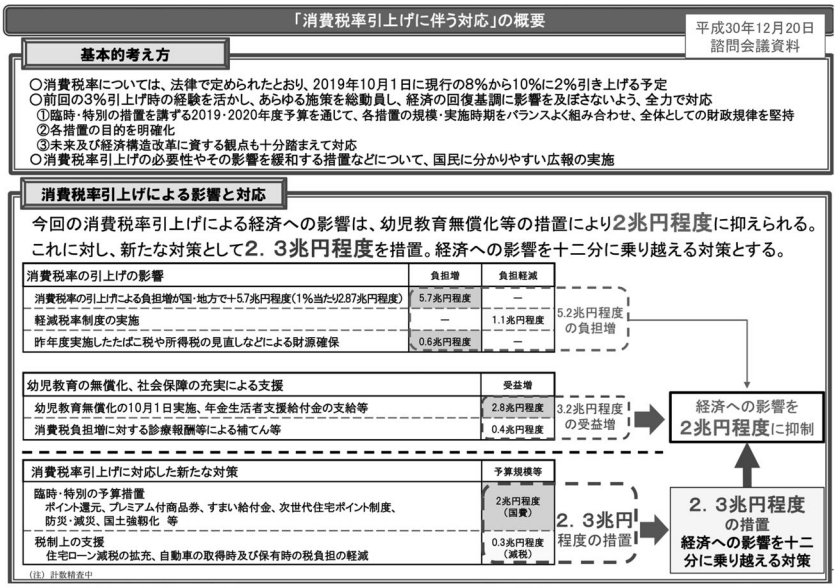
個人消費水準（実質）の推移（四半期）

四半期推計



（出所）内閣府「国民経済計算」
（注）2016年7-9月期1次QEは17年基準。2019年4-6月期1次QEは23年基準。

（資料㉘）



28

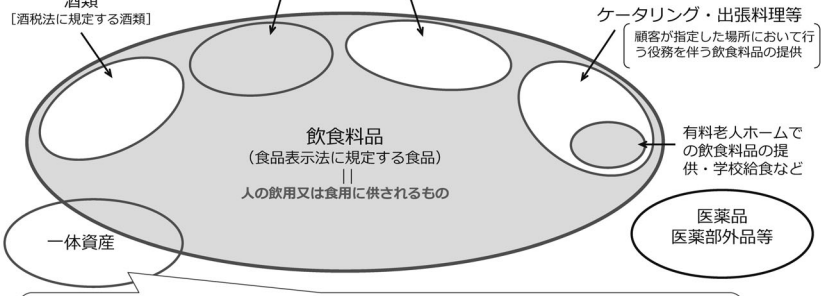
（資料㉙）

29

軽減税率制度の対象品目

① 飲食料品の譲渡（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く）の譲渡をいい、外食等を除く）
② 定期購読契約が締結された週２回以上発行される新聞の譲渡

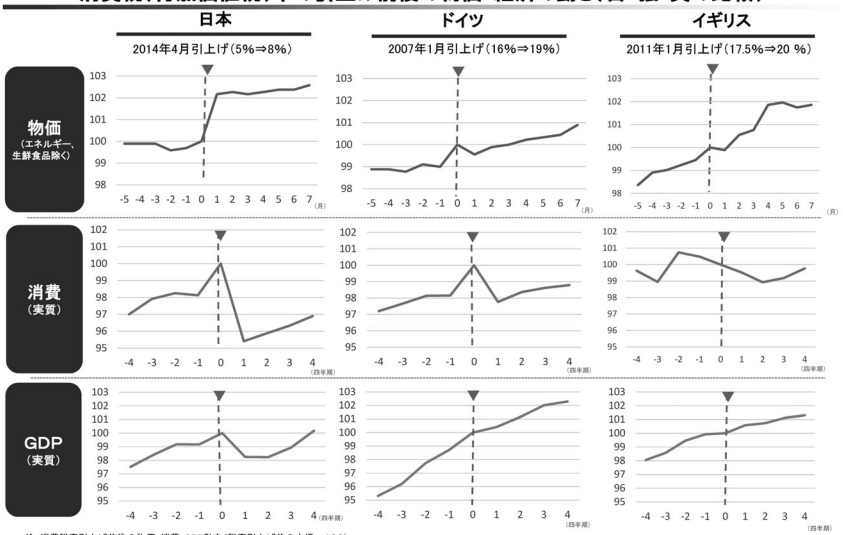
【飲食料品の範囲のイメージ】



「一体資産」とは、紅茶とティーカップのセット商品のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。
「一体資産」のうち、**税抜価格が１万円以下**であって、**食品の価額の占める割合が２／３以上**の場合、全体が軽減税率の対象となります（それ以外は全体が標準税率の対象となります）

（資料㉚）

消費税（付加価値税）率の引上げ前後の物価・経済の動き（日・独・英の比較）



注：消費税率引上げ前後の物価・消費・GDP動向（税率引上げ前の水準＝100）
出所：総務省「消費者物価指数」；内閣府「国民経済計算」；Eurostat

30

（資料㉛）

31

「消費税の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」の概要

○ 前回引上げ時の経験を踏まえ、税率引上げ前の需要増等に応じた値上げが妨げられないことや、税率引上げ後に禁止されない宣伝・広告のあり方等を改めて事業者に周知し、柔軟に価格設定できる環境を整備。
○ 同時に、下請事業者が買いたたき等の転嫁拒否を受けることがないよう、転嫁対策を推進。

1．価格設定に関する考え方

・ 消費税転嫁対策特別措置法により、「消費税還元セール」など、消費税と直接関連した形で宣伝・広告を行うことは禁止されているが、これは事業者の価格設定のタイミングや値引きセールなどの宣伝・広告自体を規制するものではない。例えば、「10月1日以降○%値下げ」などと表示することは問題ない。
・ 中小・小規模小売事業者に対して、来年10月の消費税引上げ後の一定期間に限り、ポイント還元といった新たな手法などによる支援などを行う予定。これにより、中小・小規模小売事業者は、消費税率引上げ前後に需要に応じて柔軟に価格設定できる幅が広がるようになる。

2．適正な転嫁の確保

・ 消費税率引上げ後、小売事業者が自らの経営判断により値引きを行うことに法令上の制約はないが、事業者間の取引については、当該小売事業者に製品・サービスを納入する下請事業者等がしわ寄せを受け、適正な価格転嫁ができず、増税分を負担させられるような事態があってはならない。
　来年10月の消費税率引上げに際しても、下請事業者等に対する不当な行為がなされないよう、引き続き、転嫁Gメンによる監視や関係機関による周知を厳格に実施。

3．その他

・ 消費税率引上げ後、消費の平準化を図るために一定の支援措置を講じる予定。事実に反して、消費税率引上げ前に、「今だけお得」といった形で消費者に誤認を与え駆け込み購入を煽る行為は、景品表示法に違反する可能性。
・ 消費税転嫁対策特別措置法は、税込価格の表示（総額表示）を義務化している消費税法の特例として、「事業者が表示する価格が税込価格と誤認されないための措置を講じているときは、税抜価格を表示できる」と規定。これについて特に変更はない。
・ 従来、消費税率の引上げを理由として、それ以上の値上げを行うことは「便乗値上げ」として抑制を求めてきたが、これは消費税率引上げ前に需要に応じて値上げを行うなど経営判断に基づく自由な価格設定を行うことを何ら妨げるものではない。

（資料㉜）

EU加盟国における付加価値税率（標準税率）の引上げ回数

0%超～1%以下	1%超～2%以下	2%超～3%以下	3%超～
42回	35回	20回	12回

（注）　EU加盟国28カ国の付加価値税導入以降の標準税率の引上げ回数について、引上げ幅別に集計したもの。
（出典）欧州委員会資料（VAT rates applied in the Member States of the European Union 2019.1）等

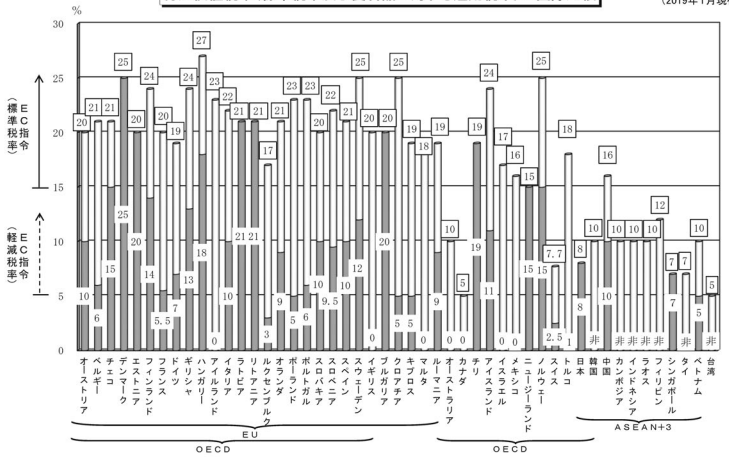
32

（資料㉝）

33

付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の国際比較

（2019年１月現在）

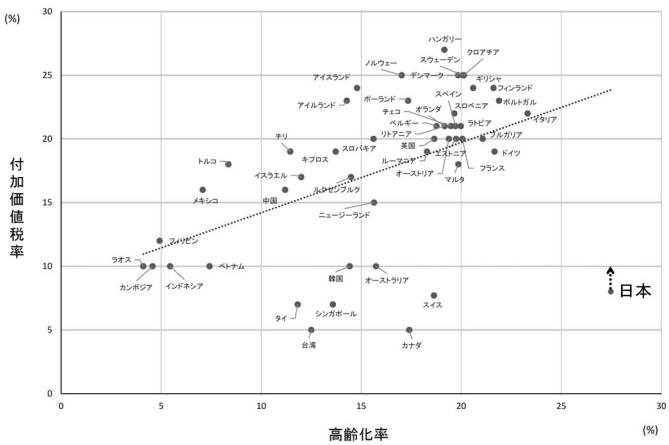


（備考）１．日本の消費税率８％のうち、1.7%相当は地方消費税（地方税）である。なお、2019年10月から消費税率（標準税率）は10%（うち、2.2%相当は地方消費税）に引き上げられる予定。
２．カナダでは、連邦税である財貨・サービス税（付加価値税）に加え、ほとんどの州で州税として付加価値税等が課される（例：オンタリオ州 8％）。
３．ＯＥＣＤ加盟国のうちアメリカでは、売買取引への課税として付加価値税ではなく、州、郡、市により小売売上税（地方税）が課されている（例：ニューヨーク州及びニューヨーク市の合計 8.875%）。
４．ＡＳＥＡＮ加盟国のうちミャンマーでは、売買取引への課税として取引高税が課され、マレーシアでは2018年９月に付加価値税が廃止され、売買取引とサービスへの課税が導入されている。
また、ブルネイには売買取引に課される税が存在しない。
５．上記中、非 が食料品に係る適用税率である、「0」と記載のある国は、食料品についてゼロ税率が適用される国である。「非」と記載のある国は、食料品が非課税対象となる国である。
なお、軽減税率・ゼロ税率の適用及び非課税対象とされる食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品によっては上記以外の取扱いとなる場合がある。
６．ＥＣ指令においては、ゼロ税率及び５％未満の軽減税率は容認する考え方が採られている。ただし、1991年時点でこれらを施行していた国は、引き続き適用することができる。

（出所）各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各国政府ホームページ等による。

（資料㉞）

高齢化率と付加価値税率



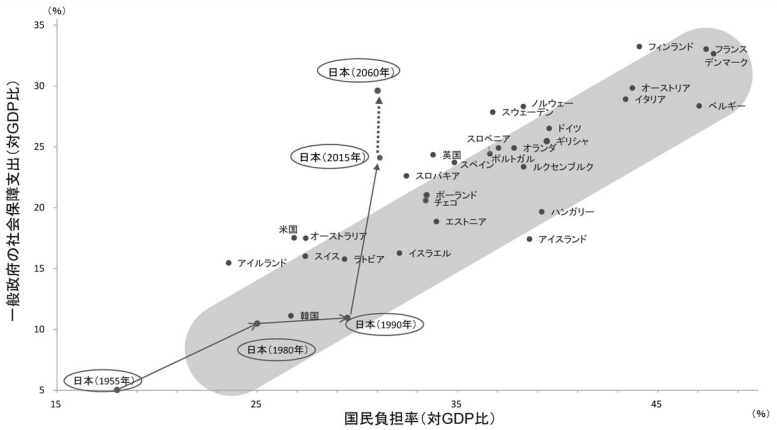
（備考１）対象国は、OECD、EU、アジア主要国。
（備考２）付加価値税率は、各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各国政府ホームページ等による（2019年１月現在）。
（備考３）高齢化率は、総人口に占める65歳以上の人口の割合。World Bank Dataによる（2018年時点の推定値）。
（台湾のみUN World Population Prospects 2019による（2015年時点の推定値）。）

34

（資料㉟）

35

OECD諸国における社会保障支出と国民負担率の関係



（出典）国民負担率：OECD " National Accounts"、"Revenue Statistics"、内閣府「国民経済計算」等。
社会保障支出：OECD " National Accounts"、内閣府「国民経済計算」。
（注1）数値は、一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。
（注2）日本は、2015年度まで実績、諸外国は2015年実績（アイスランド、ニュージーランド、オーストラリアについては2014年実績）。
（注3）日本の2060年度は、財政制度等審議会「我が国の財政に関する長期推計（改訂版）」（2018年4月6日 起草検討委員提出資料）より作成。

（資料㊱）

経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）（抄）

第３章　「経済・財政一体改革」の推進

３．新経済・財政再生計画の策定

（２）財政健全化目標と実現に向けた取組

（計画実現に向けた今後の取組）

全世代型社会保障制度を着実に構築していくため、総合的な議論を進め、期間内から順次実行に移せるよう、2020年度に、それまでの社会保障改革を中心とした進捗状況をレビューし、「経済財政運営と改革の基本方針」において、給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめ、早期に改革の具体化を進める。

（略）

４．主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

（１）社会保障

（基本的考え方）

基盤強化期間の重点課題は、高齢化・人口減少や医療の高度化を踏まえ、総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめ、期間内から工程化、制度改革を含め実行に移していくこと及び一般会計における社会保障関係費の伸びを、財政健全化目標と毎年度の予算編成を結び付けるための仕組みに沿ったものとすることである。

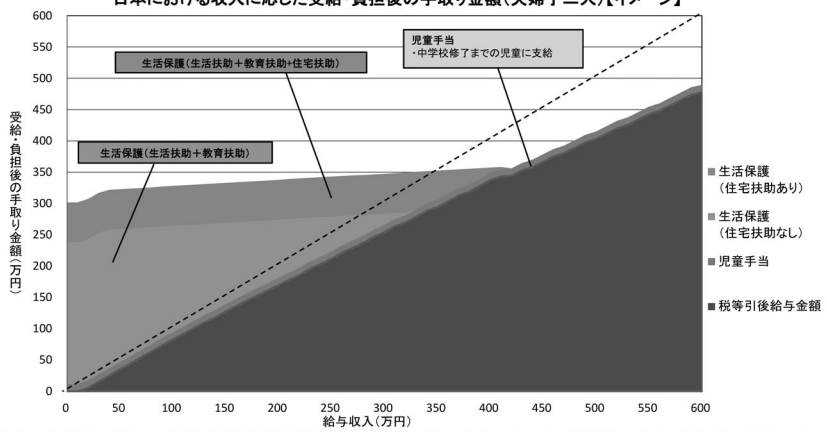
36

（資料㊲）

37

（未定稿）

日本における収入に応じた受給・負担後の手取り金額（夫婦子二人）【イメージ】

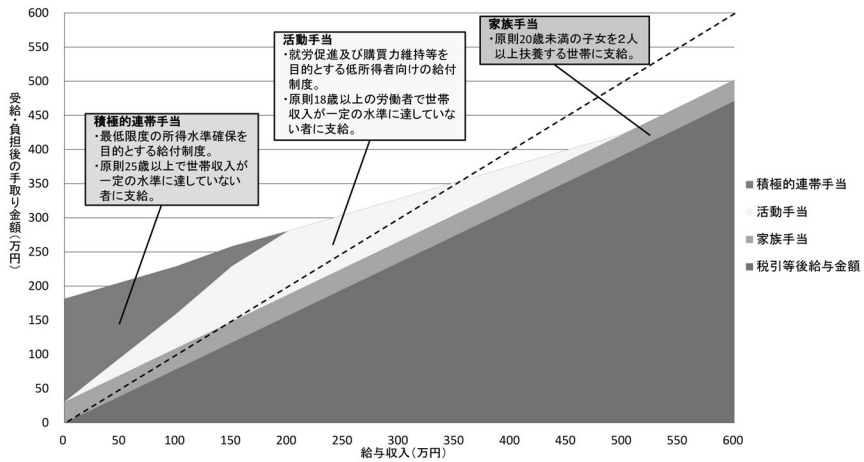


（注1） 2018年4月現在の制度を元に、各制度における給付（還付）額を機械的に試算したもの。なお、モデルケースとして、第一子が就学中の17歳、第二子が15歳として計算している。
（注2） 社会保険料については、全国健康保険協会管掌健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険について試算している。また、ボーナスを給与4ヶ月分（年2回支給）として仮定している。
（注3） 生活保護については、最低生活費から、収入（給与収入から勤労控除額等を控除）を差し引いた額を支給するものとして計算している。
資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施するため、本人の収入のみと比較できない側面があることに留意が必要。
（注4） 住宅扶助について、実際に支給されるのは実費分だが、このイメージの中では住宅扶助基準の額（上限額）で便宜上代替している。

（資料㊳）

（未定稿）

フランスにおける収入に応じた受給・負担後の手取り金額（夫婦子二人）【イメージ】

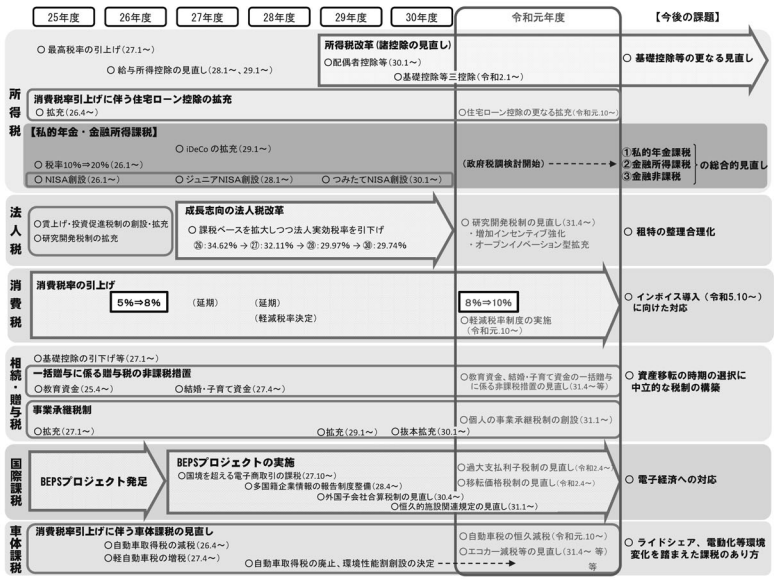


（注1）2018年1月現在の制度を元に、各制度における給付額を機械的に試算したもの。なお、モデルケースとして、第一子が就学中の19歳、第二子が15歳として計算している。
（注2）給付額の算定にあたっては、賞与はなく、毎月の給与額に変動はないものと仮定。
（注3）積極的連帯手当とは別制度として、住宅費（家賃・住宅ローン等）の支払を支援する「住宅手当」が存在するが、保有資産額等に応じて支給額が増減するため、本資料では加味していない。
（注4）邦貨換算レートは、1ユーロ＝132円（基準外国為替相場：平成30年（2018年）1月中適用）。

38

（資料㊴）

39



（資料㊵）

経済財政運営と改革の基本方針2019（抄）

（令和 元 年６月 21 日 閣 議 決 定）

第１章 現下の日本経済

１．内外の経済動向と今後の課題　（１）日本経済の現状と課題

2019年10月には、全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障に対する安定的な財源を確保するため、また、社会保障の充実と財政健全化にも資するよう、消費税率の８％から10%への引上げを予定している。

第３章 経済再生と財政健全化の好循環

２．経済・財政一体改革の推進等　（２）主要分野ごとの改革の取組　⑤ 税制改革、資産・債務の圧縮等

（税制改革）

個人所得課税や資産課税について、人生100年時代を見据え、働き方の多様化への対応や再分配機能の向上、格差の固定化防止等の観点から、累次の改正の効果も見極めつつ、引き続き丁寧に検討を進める。個人所得課税について、ライフコースの多様化も踏まえ、老後の生活等に備える資産形成を支援する公平な制度の構築に向けて、包括的な見直しを進める。資産課税についても、機会の平等の確保に留意しながら、資産移転の時期に中立的な制度の構築に向け、検討を進める。

企業に対し、これまで進めてきた成長志向の法人税改革の活用等により、賃上げや生産性向上への取組を促すとともに、租税特別措置について、毎年度、適用状況や政策効果を見極めながら必要な見直しを行う。

国際協調に基づく「ＢＥＰＳプロジェクト」の勧告の着実な実施を通じて、グローバルな経済活動の構造変化及び多国籍企業の活動実態に即した国際課税制度の再構築を進めていく。経済の電子化に伴う課税上の課題についても、長期的な解決策の国際的な合意に向けた議論に積極的に貢献する。あわせて、税務当局間の情報交換を一層推進する。

ＩＣＴの更なる活用等を通じて、納税者が簡便・正確に申告等を行うことができるよう納税環境の利便性を高め、社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図る観点から、税務関係システムの高度化も図りつつ、税務手続の電子化等を一層推進する。グローバル化やＩＣＴ化が急速に進展するとともに、新たな経済活動が拡大する中で、適正・公平な課税を実現し、税に対する信頼を確保するため、制度及び執行体制の両面からの取組を強化する。

40

目　　次

【令和元年９月27日　大阪大会】

今後の税制について

（資料①）一般会計における歳出・歳入の状況……25
（資料②）債務残高の国際比較（対ＧＤＰ比）……25
（資料③）国・地方の税収の推移……26
（資料④）日本銀行の質的・量的緩和……26
（資料⑤）平成２（1990）年度と令和元（2019）年度における国の一般会計歳入・歳出の比較……27
（資料⑥）受益と負担のバランス……27
（資料⑦）主な国の高齢化率……28
（資料⑧）「中長期の経済財政に関する試算」（中長期試算：2019年７月）の概要(1)…28
（資料⑨）「中長期の経済財政に関する試算」（中長期試算：2019年７月）の概要(2)…29
（資料⑩）名目ＧＤＰ実額（実績と中長期試算）の比較……29
（資料⑪）将来の社会保障給付の見通し……30
（資料⑫）租税原則……30
（資料⑬）主な経済指標の推移……31
（資料⑭）景気循環……31
（資料⑮）国民負担率（対国民所得比）の内訳の国際比較……32
（資料⑯）個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦子２人（片働き）の給与所得者）…32
（資料⑰）申告納税者の所得税負担率……33
（資料⑱）ジニ係数の変化とその要因（所得再分配調査）……33
（資料⑲）高齢者・現役世代で区分した場合のジニ係数の推移……34
（資料⑳）高齢者・現役世代で区分した場合のジニ係数の水準（国際比較）……34
（資料㉑）「相対的貧困率（全体）」,「子供の相対的貧困率」の推移（総務省調査）…35
（資料㉒）2000年頃以降の相対的貧困率の上昇要因について……35
（資料㉓）経済社会における構造の変化……36
（資料㉔）親の所得と子の大学進学率……36
（資料㉕）＜消費税の特徴＞……37
（資料㉖）社会保障給付費の増に伴う公費負担の増……37
（資料㉗）個人消費水準（実質）の推移（四半期）……38
（資料㉘）「消費税率引上げに伴う対応」の概要……38
（資料㉙）軽減税率制度の対象品目……39
（資料㉚）消費税（付加価値税）率の引上げ前後の物価・経済の動き（日・独・英の比較）……39
（資料㉛）「消費税の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」の概要……40

（資料㉜）ＥＵ加盟国における付加価値税率（標準税率）の引上げ回数……40
（資料㉝）付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の国際比較……41
（資料㉞）高齢化率と付加価値税率……41
（資料㉟）OECD 諸国における社会保障支出と国民負担率の関係 ……42
（資料㊱）経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年６月15日閣議決定）（抄）…42
（資料㊲）日本における収入に応じた受給・負担後の手取り金額（夫婦子二人）
【イメージ】 ……43
（資料㊳）フランスにおける収入に応じた受給・負担後の手取り金額（夫婦子二人）
【イメージ】 ……43
（資料㊴）今後の課題……44
（資料㊵）経済財政運営と改革の基本方針2019（抄）……44
（資料㊶）「連結納税制度の見直しについて」（令和元年８月27日　政府税制調査会
連結納税制度に関する専門家会合）（概要） ……45
（資料㊷）連結納税制度の概要……45
（資料㊸）国際課税に関する取組み……46

別紙

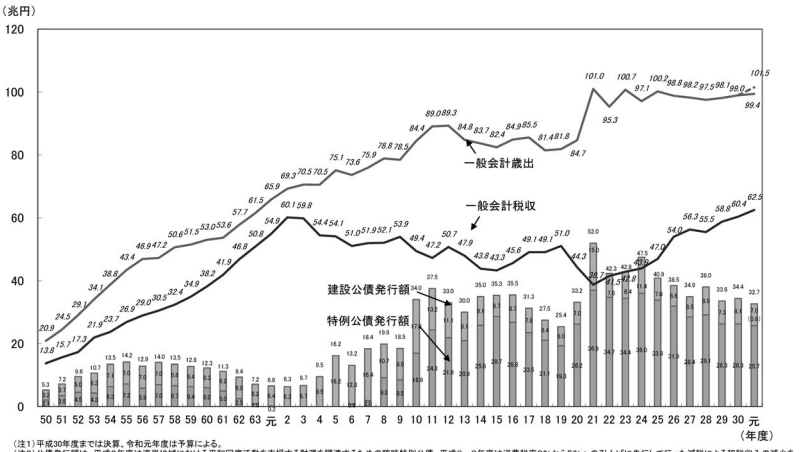
・政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」
（令和元年９月）の概要①……47
・政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」
（令和元年９月）の概要②……47

（資料①）

1

一般会計における歳出・歳入の状況

○ 我が国財政は歳出が歳入（税収等）を上回る状況が続いており、借金である公債の発行によって賄っている状況。



（注1）平成30年度までは決算、令和元年度は予算による。
（注2）公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。
（注3）令和元年度の計数は、一般会計歳出については、点線が臨時・特別の措置に係る計数を含んだもの、実線が臨時・特別の措置に係る計数を除いたもの。
また、公債発行額については、総額は臨時・特別の措置分も含めた計数、（）内は臨時・特別の措置に係る建設公債発行額。

（資料②）

債務残高の国際比較（対ＧＤＰ比）

債務残高の対GDP比を見ると、1990年代後半に財政の健全化を着実に進めた主要先進国と比較して、我が国は急速に悪化しており、最悪の水準。



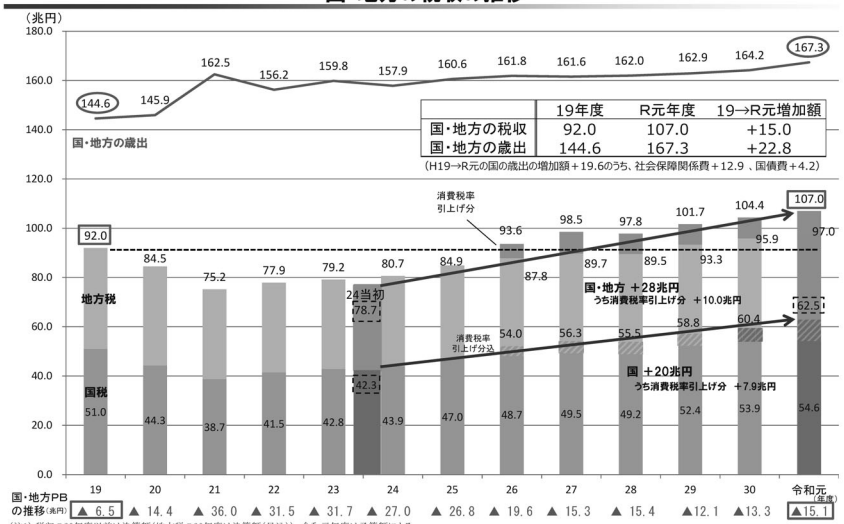
（出典）IMF "World Economic Outlook Database"（2018年10月）
（注1）数値は一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース
（注2）日本、米国、フランス、イタリア、カナダ及びギリシャは2018年から、英国およびドイツは2019年からが推計値。

2

（資料③）

3

国・地方の税収の推移

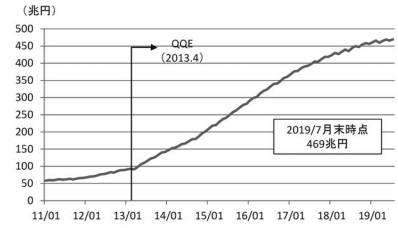


（注1）税収の30年度以前は決算額（地方税の30年度は決算額（見込））、令和元年度は予算額による。
（注2）歳出の29年度以前は決算額、30年度及び令和元年度は内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和元年7月31日 経済財政諮問会議提出）による。
（注3）国・地方PBについては、29年度までは実績、30年度及び令和元年度は内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和元年7月31日 経済財政諮問会議提出）による。

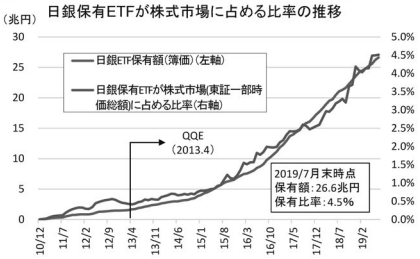
（資料④）

日本銀行の質的・量的緩和

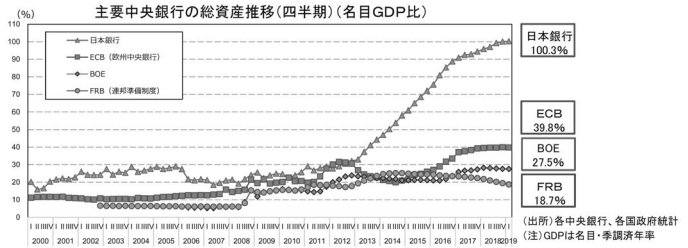
日本銀行保有長期国債の推移



日銀保有ETFが株式市場に占める比率の推移



主要中央銀行の総資産推移（四半期）（名目GDP比）



（出所）各中央銀行、各国政府統計
（注）GDPは名目・季調済年率

4

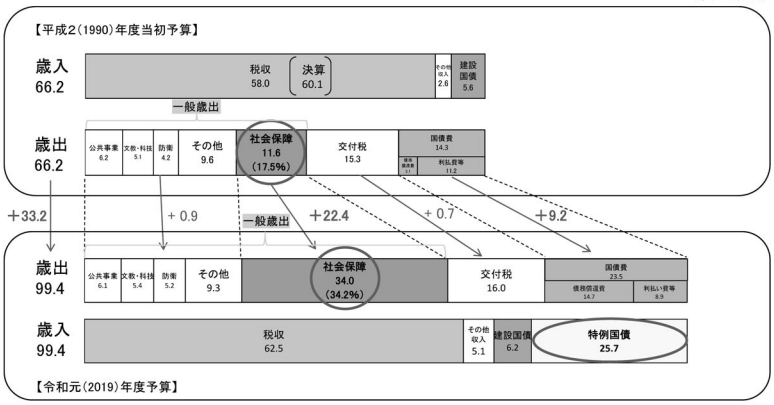
（資料⑤）

5

平成２（1990）年度と令和元（2019）年度における国の一般会計歳入・歳出の比較

○ 特例公債の発行から脱却することのできた平成2年度予算と比較すると、令和元年度予算では、社会保障関係費が大幅に増え、特例公債（赤字公債）でまかなっている。

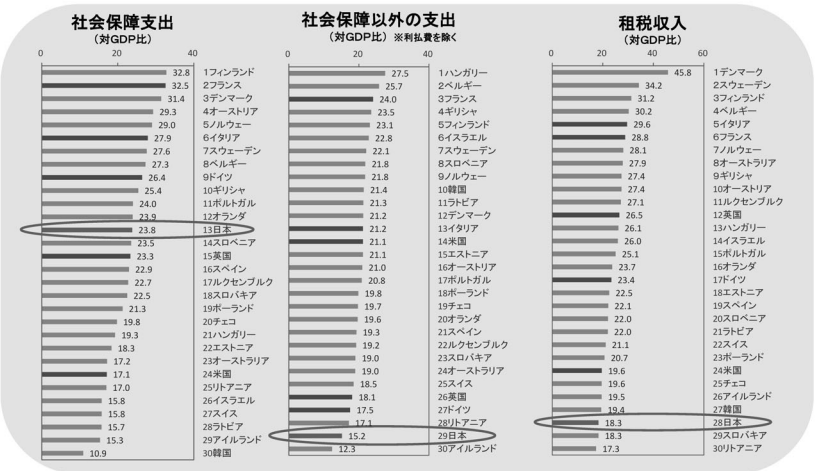
（単位：兆円）



（注1）括弧内は一般会計歳出に占める社会保障関係費の割合。
（注2）平成2年度の一般歳出には、産業投資特別会計への繰入等を含む。
（注3）令和元年度の計数は、臨時・特別の措置に係る計数を除いたもの。

（資料⑥）

受益と負担のバランス



（出典）OECD "National Accounts"、"Revenue Statistics"、内閣府「国民経済計算」等。
（注1）日本は2016年度実績、諸外国は2016年実績（オーストラリアは2015年実績）。
（注2）一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。ただし、日本及び米国の財政収支は社会保障基金を除いたベース。

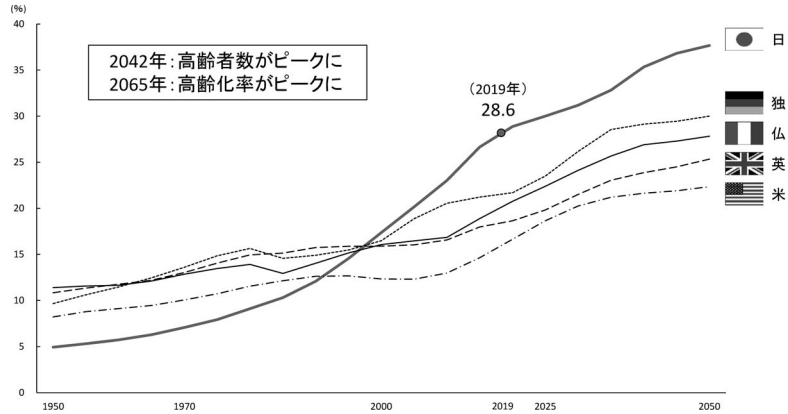
6

（資料⑦）

7

主な国の高齢化率

1990年代に我が国の高齢化率は急激に上昇し、先進国中最も高齢化が進んでいる国となった。今後も、高齢化が他国に類をみない速度で進んでいく見通し



※高齢化率：総人口に占める65歳以上人口の割合

（出典）日本　～2018：総務省「人口推計」
2019～2050：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）」
諸外国　国連 "World Population Prospects 2019"

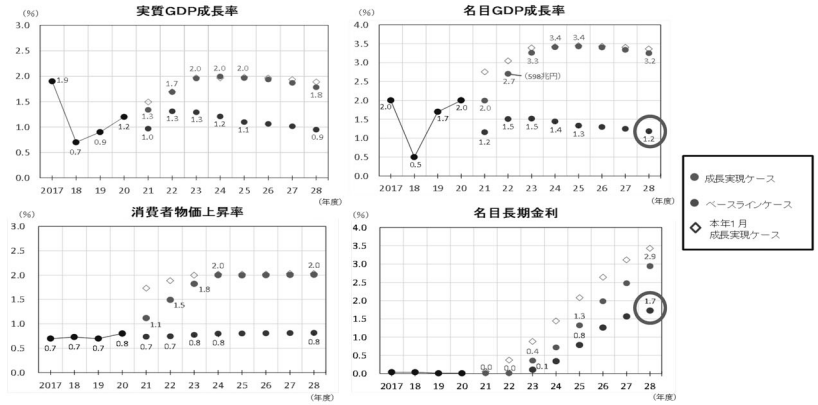
（資料⑧）

「中長期の経済財政に関する試算」（中長期試算：2019年7月）の概要（１）

内閣府
作成資料

1. 中長期的なマクロ経済の姿

- GDP成長率は、世界経済の減速等を背景に足下で1月試算よりも鈍化するものの、成長実現ケースでは、潜在成長率の上昇とともに、2020年代前半に実質2%程度、名目3%程度を上回る成長率に上昇する。それに伴い、物価や金利も緩やかに上昇する。
- なお、この試算には、海外経済の下方リスク等が顕在化した場合に行うこととしている機動的なマクロ経済政策は織り込んでいない。



8

（資料⑨）

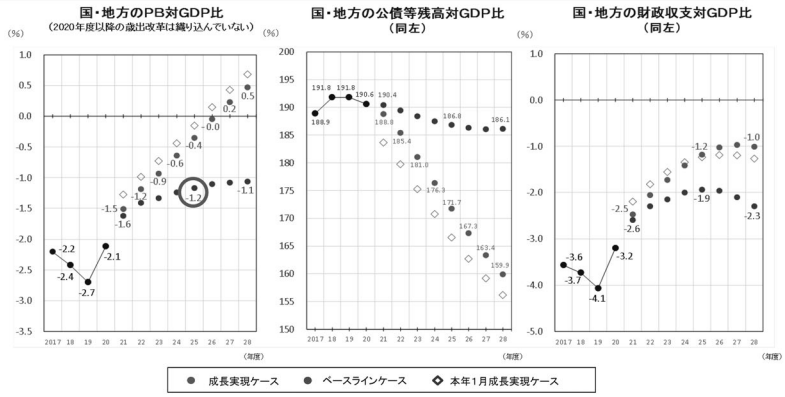
9

「中長期の経済財政に関する試算」（中長期試算：2019年7月）の概要（２）

内閣府
作成資料

2. 中長期の財政の姿

・財政面では、足元の国・地方の財政状況（2018年度一般会計決算概要等）や中長期のマクロ経済の姿を反映。2020年度以降の具体的な歳出改革は織り込んでいない。その結果、成長実現ケースでは、PB対GDP比は税収の増加等により改善し、2026年度に概ね収支均衡する。公債等残高対GDP比は計算期間内において安定的に低下する。

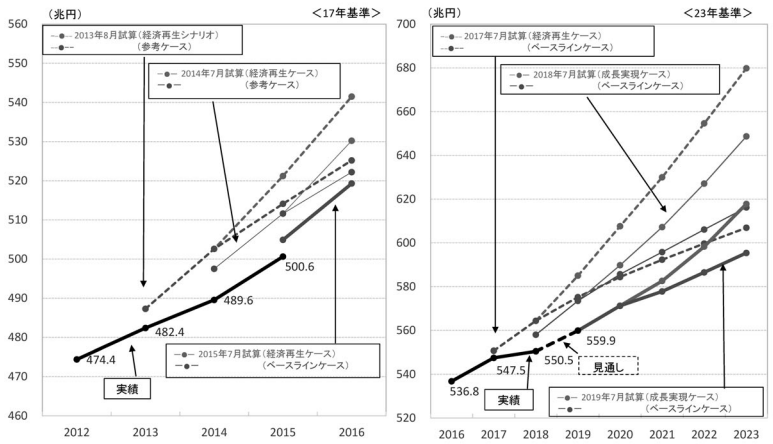


（注） なお、長期金利の上昇に伴い、低金利で発行した既発債のより高い金利による借換えが進むことに留意が必要である。

（資料⑩）

名目ＧＤＰ実額（実績と中長期試算）の比較

○ 名目GDPの実績は、中長期試算の「ベースラインケース」を下回っている。



（出所）試算については、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」
実績については、「国民経済計算」（左図は、2016年7～9月期1次速報値（平成17年基準）、右図は2019年4～6月期1次速報値（平成23年基準））
見通し（右図）は、「令和元年度　内閣府年央試算」

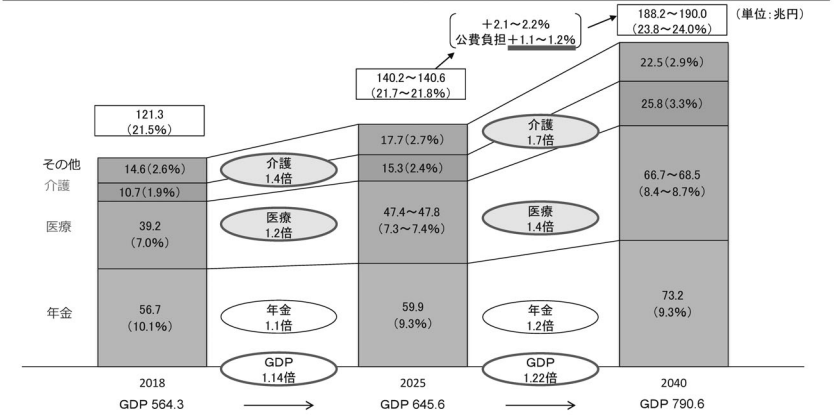
10

（資料⑪）

11

将来の社会保障給付の見通し

○ 高齢化の進展により、社会保障給付費は、今後も急激な増加が見込まれる。団塊の世代全員が75歳以上となる2025年、20～64歳の現役世代が大幅に減少する2040年に向けて、特に医療・介護分野の給付は、財源調達のベースとなるGDPの伸びを大きく上回って増加していく。
○ 受益と負担の均衡が取れた社会保障制度を一刻も早く構築していく必要がある。



（出典）内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」（計画ベース・経済ベースラインケース）（30年5月）
（注）（ ）内の％表示はGDP比。

（資料⑫）

租税原則

（出典）図説 日本の税制

	項　目	内　容
ワグナーの4大原則・9原則	①財政政策上の原則	1　課税の十分性…　財政需要を満たすのに十分な租税収入があげられること。
		2　課税の弾力性…　財政需要の変化に応じて租税収入を弾力的に操作できること。
	②国民経済上の原則	3　正しい税源の選択…　国民経済の発展を阻害しないような正しい税源を選択すべきこと。
		4　正しい税種の選択…　租税の種類の選択に際しては、納税者への影響や転嫁を見極め、国民経済の発展を阻害しないで、租税負担が公平に配分されるよう努力すべきこと。
	③公正の原則	5　課税の普遍性…　負担は普遍的に配分されるべきこと。特権階級の免税は廃止すべきこと。
		6　課税の公平性…　負担は公平に配分されるべきこと。すなわち、各人の負担能力に応じて課税されるべきこと。負担能力は所得増加の割合以上に高まるため、累進課税をすべきこと。なお、所得の種類等に応じ担税力の相違などからむしろ異なった取扱いをすべきであること。
	④租税行政上の原則	7　課税の明確性…　課税は明確であるべきこと。恣意的課税であってはならないこと。
		8　課税の便宜性…　納税手続は便利であるべきこと。
		9　最小徴税費への努力…　徴税費が最小となるよう努力すべきこと。
マスグレイブの7条件	①十分性	歳入（税収）は十分であるべきこと。
	②公平	租税負担の配分は公平であるべきこと。
	③負担者	租税は、課税対象が問題であるだけでなく、最終負担者（転嫁先）も問題である。
	④中立（効率性）	租税は、効率的な市場における経済上の決定に対する干渉を最小にするよう選択されるべきこと。そのような干渉は「超過負担」を課することになるが、超過負担は最小限にとどめなければならない。
	⑤経済の安定と成長	租税構造は経済安定と成長のための財政政策を容易に実行できるものであるべきこと。
	⑥明確性	租税制度は公正かつ恣意的でない執行を可能にし、かつ納税者にとって理解しやすいものであるべきこと。
	⑦費用最小	税務当局及び納税者の双方にとっての費用を他の目的と両立しうる限り、できるだけ小さくすべきこと。

12

（資料⑬）

主な経済指標の推移

13

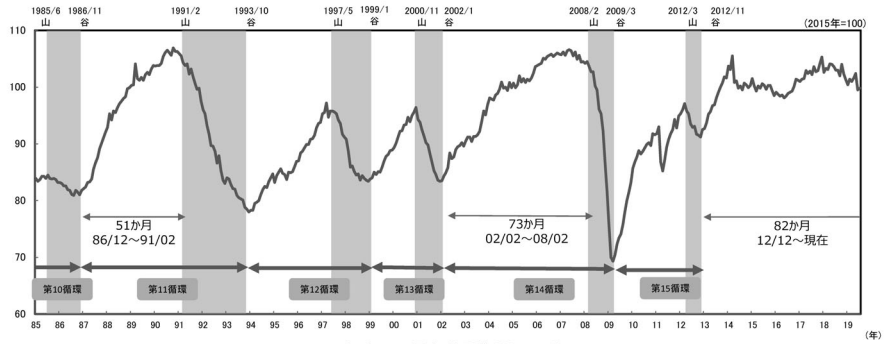
		安倍政権発足前	現在	備考
名目GDP		493．0兆円 （2012年10－12月）	556．5兆円 （2019年4－6月）	過去最高水準
GDPギャップ （需給ギャップ）	内閣府	▲1．6% （2012年10-12月）	0．4% （2019年4-6月）	
	日銀	▲1．36% （2012年10-12月）	1．30% （2019年1-3月）	
個人消費 （2011年＝100）		102．5 （2012年12月）	104．3 （2019年7月）	
雇用情勢	失業率	4．3% （2012年12月）	2．2% （2019年7月）	約26年ぶりの低水準
	有効求人倍率	0．83倍 （2012年12月）	1．59倍 （2019年7月）	2年以上にわたり 全都道府県で1倍超え
企業収益（経常利益） ※季節調整値		12．4兆円 （2012年10－12月）	20．8兆円 （2019年4－6月）	過去最高水準
設備投資 ※季節調整値		8．6兆円 （2012年10－12月）	11．3兆円 （2019年4－6月）	リーマンショック前の 水準に回復しつつある
業況判断 （大企業・製造業）		▲12 （2012年12月）	7 （2019年6月）	
鉱工業生産指数 （2015年＝100）		96．4 （2012年12月）	102．7 （2019年7月）	
株価		10，230円 （2012年12月26日）	22，044円 （2019年9月19日）	

（出所）内閣府「国民経済計算」、「GDPギャップ、潜在成長率」、「消費総合指数」、総務省「労働力調査」、厚生労働省「一般職業紹介状況」、
財務省「法人企業統計季報（全規模・全産業）」、日本銀行「需給ギャップと潜在成長率」、「短観（全国企業短期経済観測調査）」、経済産業省「鉱工業指数」、Bloomberg「日経平均株価」

（資料⑭）

景気循環

＜景気動向指数（一致指数）の推移（シャドー部分は景気後退期）＞



＜これまでの景気拡張期間の順位＞

順位	期間	
1位	73か月間	2002年２月～2008年２月
3位	57か月間	1965年11月～1970年７月、いざなぎ景気
4位	51か月間	1986年12月～1991年２月、バブル

82か月間（注）
2012年12月～現在
（2019年9月時点）

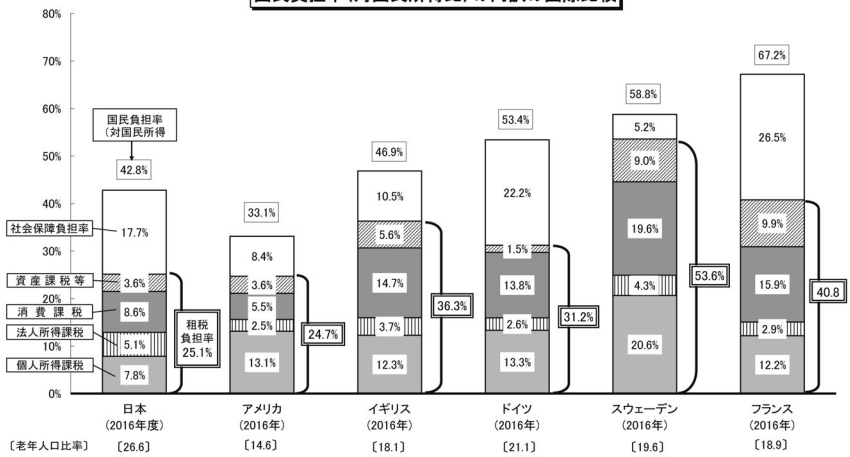
（注）最終的な判断は、データの更なる蓄積と専門家による事後的検証を待つ必要がある。
（備考）内閣府「第18回景気動向指数研究会」（2018年12月13日開催）において、今次景気拡張期間が「いざなぎ景気」の期間（57か月間）を超え、
第2位となったことが確認された。
（出所）内閣府「景気動向指数」

14

（資料⑮）

15

国民負担率（対国民所得比）の内訳の国際比較

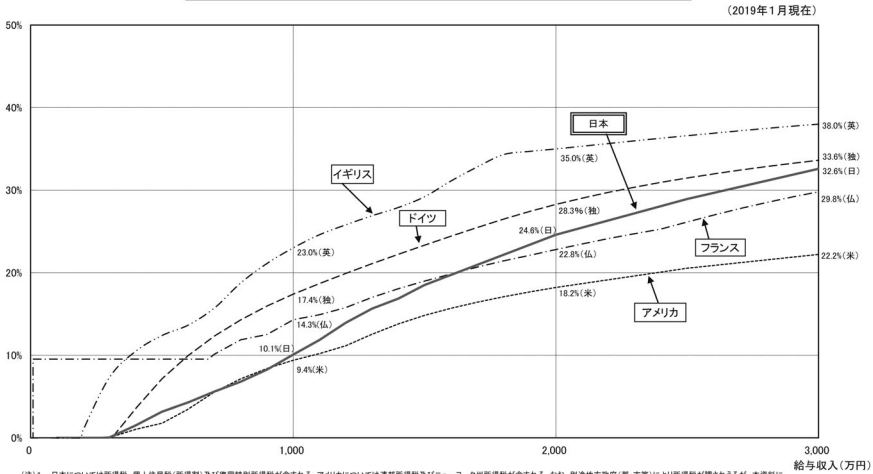


（注）1. 日本は平成28年度（2016年度）実績、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2017"及び同 "National Accounts "による。
2. 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
3. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
4. 老年人口比率については、日本は2015年の推計値（総務省「人口推計」における10月1日現在人口）、諸外国は2015年の数値（国際連合 "World Population Prospects: The 2017 Revision Population Database"による）である。なお、日本の2019年の推計値（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成29年（2017年）4月推計）による）は28.6%となっている。

（資料⑯）

個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦子2人（片働き）の給与所得者）

（2019年1月現在）



（注）1. 日本については所得税、個人住民税（所得割）及び復興特別所得税が含まれる。アメリカについては連邦所得税及びニューヨーク州所得税が含まれる。なお、別途地方政府（郡・市等）により所得税が課されうるが、本資料においてはこれを加味していない。ドイツについては所得税及び連帯付加税（算出税額の5.5%）が含まれる。フランスについては所得税及び社会保障関連課税（一般社会税等・所得税とは別途、収入に対して定率（合計9.7%）で課される）が含まれる。なお、同国では2012年1月から財政赤字が解消するまでの措置として、所得に対して0～4%（3段階）の高額所得に対する所得課税が課される（ただし、上記図中においてはこれを加味していない）。
各国において負担率を計算するにあたっては、様々な所得控除や税額控除のうち、一般的に適用されているもののみを考慮して計算しているため、アメリカの勤労税額控除や代替ミニマム税、イギリスの勤労税額控除（全額給付措置）等の措置は考慮していない。
2. 比較のため、モデルケースとして第1子が就学中の19歳、第2子が16歳として計算している。
3. 邦貨換算レート：1ドル＝113円、1ポンド＝146円、1ユーロ＝129円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成31年(2019年)1月中適用）。
4. 表中の数値は、給与収入1,000万円、2,000万円、及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。なお、端数は四捨五入している。

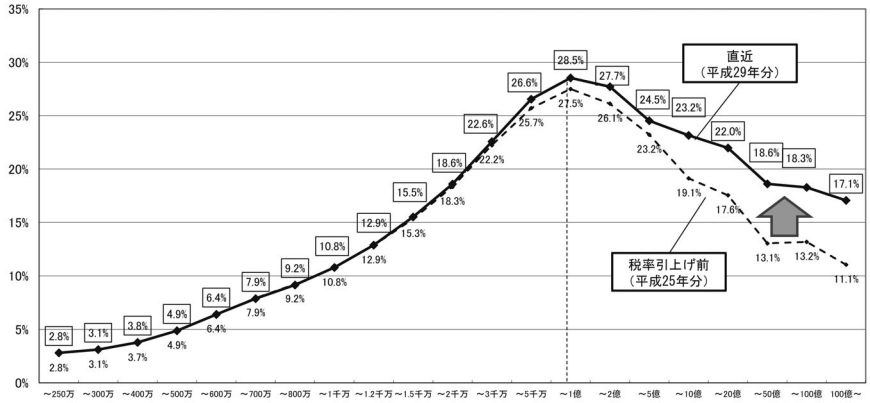
16

（資料⑰）

17

申告納税者の所得税負担率

○　高所得者層ほど所得に占める株式等の譲渡所得の割合が高いことや、金融所得の多くは分離課税の対象になっていること等により、高所得者層で所得税の負担率は低下。
○　平成25年度改正において、上場株式等の譲渡所得等に対する10%（所得税：７%、住民税：３%）の軽減税率は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年１月１日以後は20%（所得税：15%、住民税：５%）の税率が適用されている。

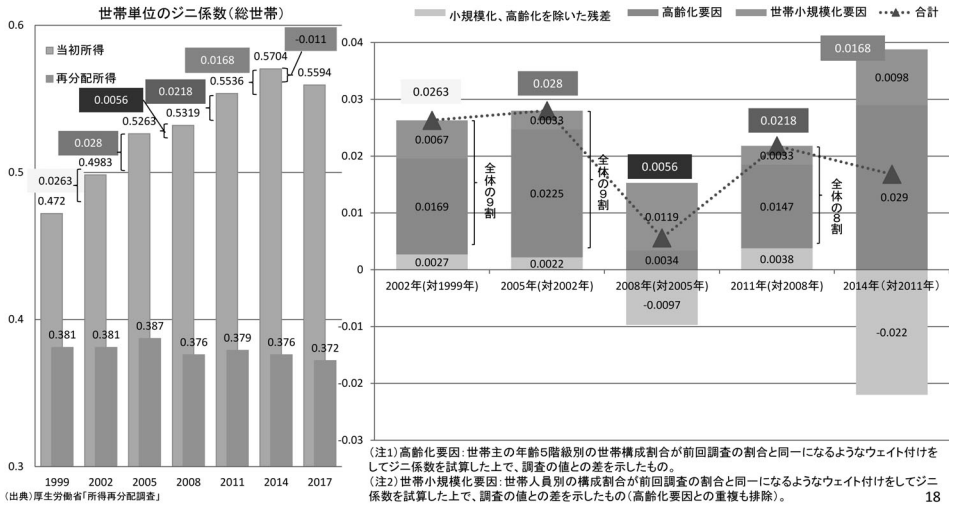


（備考）各年分の国税庁「申告所得税標本調査（税務統計から見た申告所得税の実態）」より作成。
（注）　所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。
　　また、源泉分離課税の利子所得、申告不要を選択した配当所得及び源泉徴収口座で処理された株式等譲渡所得で申告不要を選択したものも含まれていない。

（資料⑱）

ジニ係数の変化とその要因（所得再分配調査）

○　世帯単位でみたジニ係数（当初所得ベース）の上昇の要因を試算すると、主な要因は、
　①人口の高齢化による高齢者世帯の増加（ジニ係数の高い高齢者世帯の増加　⇒　全体のジニ係数の上昇）
　②単独世帯の増加など世帯の小規模化　（単独世帯等の増加　⇒　世帯単位のジニ係数の上昇）
○　2008年調査～2011年調査の間の変化は、高齢化と小規模化が要因の約8割（高齢化：7割弱、小規模化：約15%）を占めている。
○　2011年調査～2014年調査の間は、高齢化と小規模化を除いた残差でみれば、世帯単位のジニ係数（当初所得ベース）はやや改善。



（注1）高齢化要因：世帯主の年齢5階級別の世帯構成割合が前回調査の割合と同一になるようなウェイト付けをしてジニ係数を試算した上で、調査の値との差を示したもの。
（注2）世帯小規模化要因：世帯人員別の構成割合が前回調査の割合と同一になるようなウェイト付けをしてジニ係数を試算した上で、調査の値との差を示したもの（高齢化要因との重複も排除）。

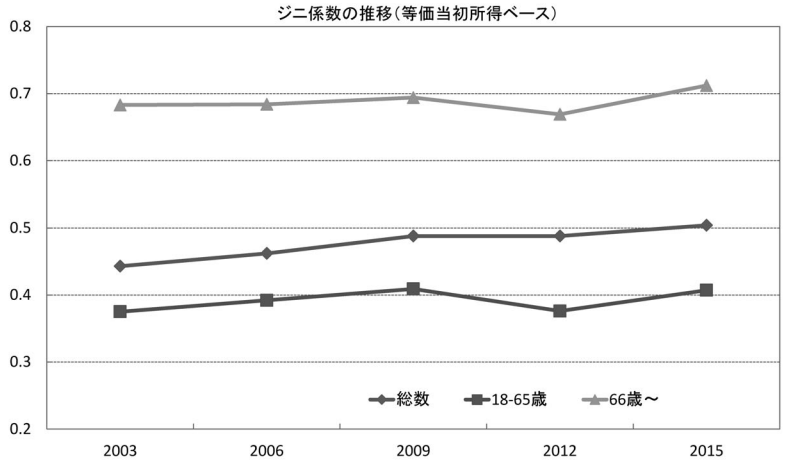
18

（資料⑲）

高齢者・現役世代で区分した場合のジニ係数の推移

19

○ 世帯員単位のジニ係数（等価当初所得ベース）も、近年やや悪化。
○ 高齢者と現役世代に区分した場合、高齢者（66歳以上）・現役世代（18～65歳）ともに、概ね横ばい。

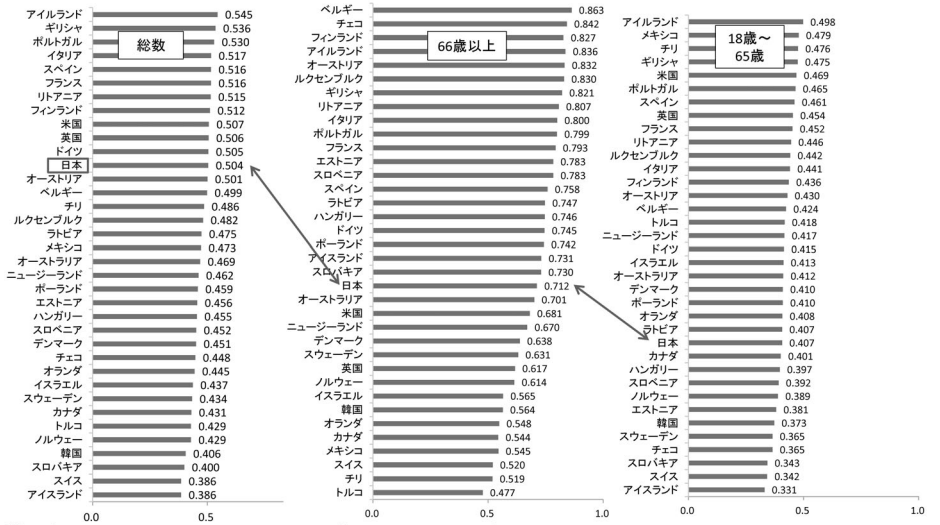


（出典）OECD `Income Distribution Database (IDD): Gini, poverty, income, Methods and Concepts`

（資料⑳）

高齢者・現役世代で区分した場合のジニ係数の水準（国際比較）

○ OECD諸国と比較すれば、日本のジニ係数（等価当初所得ベース）の水準は高くはない。
○ 特に、現役世代（18～65歳）のジニ係数は、OECD諸国の中で最も低い水準。



（出典）OECD `Income Distribution Database (IDD): Gini, poverty, income, Methods and Concepts`（market income, before taxes and transfers）
（注）2019年9月9日現在OECDが公表しているものであり、日本は2015年、ハンガリー、ニュージーランドは2014年、チリ、デンマーク、アイスランド、アイルランド、スイス、トルコは2015年、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、ドイツ、チェコ、エストニア、フランス、ギリシャ、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、オランダ、ポーランド、ポルトガル、メキシコ、スロバキア、スロベニア、スペイン、英国、米国は2016年、韓国、スウェーデン、ノルウェー、イスラエル、フィンランドは2017年。

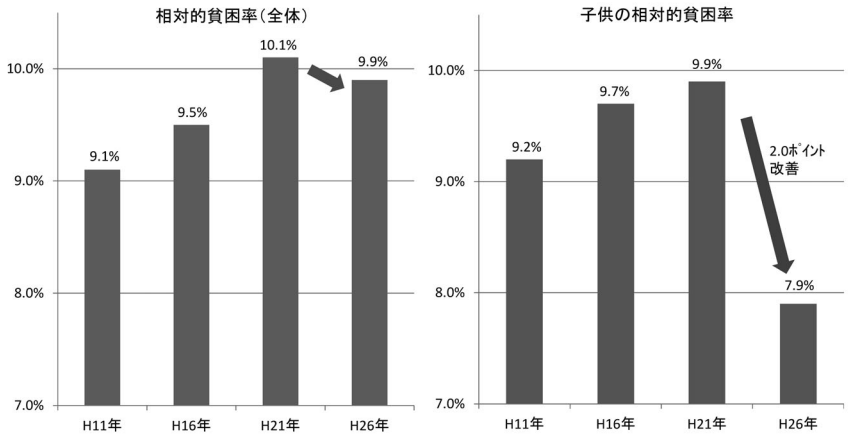
20

（資料㉑）

21

「相対的貧困率（全体）」、「子供の相対的貧困率」の推移（総務省調査）

○ 平成28年10月31日、総務省が平成26年全国消費実態調査に基づく相対的貧困率等を公表。
○ 平成11年に相対的貧困率等の公表を開始して以来初めて、相対的貧困率の上昇（悪化）傾向に歯止めがかかり、減少（改善）に転じた（0．2ポイント改善）。また、子供の相対的貧困率は、平成21年の9．9%から、7．9%に2ポイント改善。

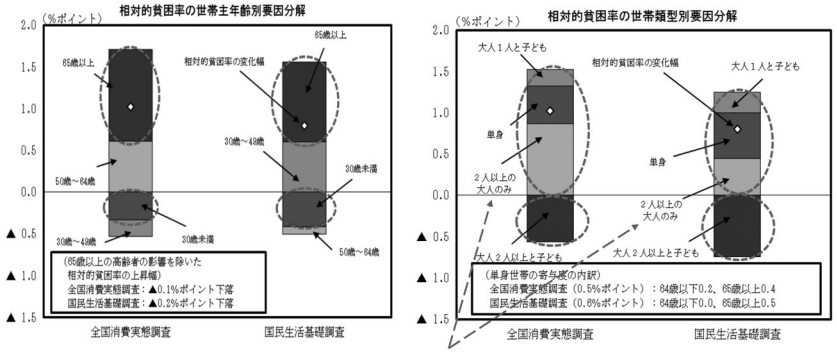


（注）総務省「平成26年全国消費実態調査 所得分布に関する結果」（平成28年10月31日）を基に作成

（資料㉒）

2000年頃以降の相対的貧困率の上昇要因について

2000年頃以降の相対的貧困率の上昇要因をみると、その背景には、高齢者世帯（単身高齢者を含む）や母子家庭等の増加が影響。
（注）総務省・全国消費実態調査、厚労省・国民生活基礎調査については、いずれも前回調査のデータを使用（総務省：2009年、厚労省：2012年）。



1999年：9.1%	2000年：15.3%
2009年：10.1%	2012年：16.1%
＋1.0%ポイント上昇	＋0.8%ポイント上昇

（注）なお、「2人以上の大人のみの世帯」に含まれる「夫婦のみの世帯」をみると、両調査ともに「世帯主年齢が65歳以上の夫婦のみ世帯」の全世帯に占めるシェアが増加。（全国消費実態調査9.9%→13.8%、国民生活基礎調査11.6%→15.0%）

（出典）内閣府、総務省、厚労省「相対的貧困率等に関する調査分析結果について」（平成27年12月18日）

22

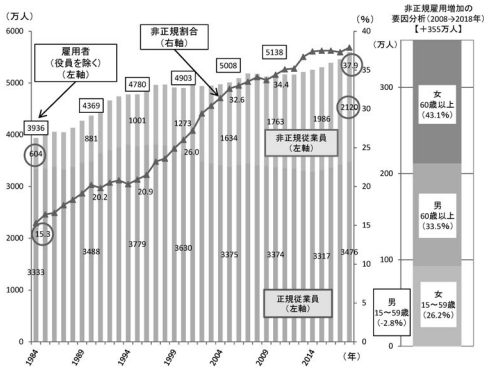
（資料㉓）

23

経済社会における構造の変化

正規・非正規雇用者数の推移

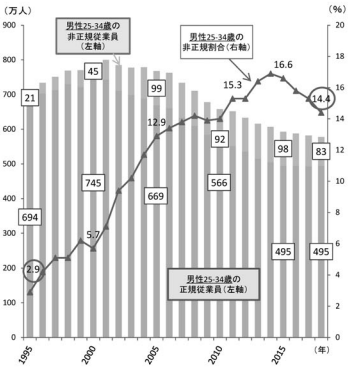
○ 雇用者数が増加傾向にある中で、非正規雇用比率は上昇傾向にある。
○ 近年の非正規雇用者数の増加のほとんどは、60歳以上の男女と59歳以下の女性。



（出所）左図、右図：2001年以前は「労働力調査特別調査」、2002年以降は「労働力調査（詳細集計）総数」
中央図：「労働力調査（詳細集計）5歳階級」

正規・非正規雇用者数の推移（男性25-34歳）

○ 若年男性の雇用者は人口減もあり減少傾向。非正規雇用者の割合は2014年まで増加して推移し、現在も20年ほど前と比較し高水準。



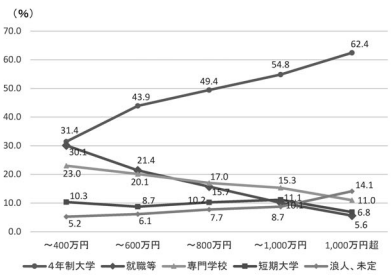
24

（資料㉔）

親の所得と子の大学進学率

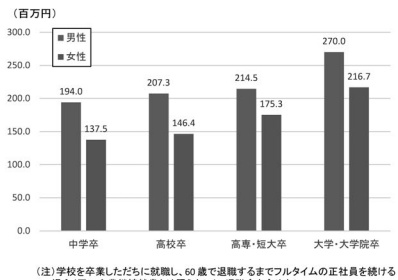
○ 親の所得が高いほど、子の４年制大学への進学率が高くなる傾向。
○ これにより、子の生涯賃金も高くなることが考えられる。

高校卒業後の予定進路（家計年収別）



（注1）「家計年収」は、父母それぞれの年収区分の中央値の合計をいう。
（注2）無回答は除く。「就職など」には就職進学、アルバイト、海外の大学・学校、家事手伝い、家事手伝い・主婦、その他を含む。専門学校には各種学校を含む。
（出典）東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査第１次報告書」（2007年9月）より。

学歴別生涯賃金



（注）学校を卒業しただちに就職し、60 歳で退職するまでフルタイムの正社員を続ける場合（同一企業継続就業とは限らない）。退職金を含めない。
（出典）「ユースフル労働統計2017－労働統計加工指標集－（独立行政法人労働政策研究・研修機構）より。

（資料㉕）

25

＜消 費 税 の 特 徴＞

○ 所得税のように「稼得」することに対して課税するのではなく、地球上の資産を「消費」することに対する対価（の上乗せ）を求めるものであることから、勤労意欲や貯蓄・投資を行う意欲（ビジネスマインド）に対して中立的である。

○ どのような経済活動から生じた所得であるかに関わらず、また、例えば年収がない資産家についても、消費活動に応じた公平な負担を求めることができる。

○ また、所得が年によって大きく変動する場合、所得税は累進課税のため所得の大きかった年の税負担が大きくなる一方、消費税であれば年収の変動とは別に、消費活動に応じた、より安定的な税負担を求めることができる。

◎ 国際競争力を削がない。国ごとに税率が異なっても、国境税調整（輸出免税・輸入課税）がなされることにより、国産品も輸入品も同一の税率がかかる。（所得課税や資産課税では、国ごとの税率格差の影響が避けられない。）

◎ 少子高齢化（注）が進むなかで、減りゆく勤労世代で増加する高齢世代を支えるには所得税や法人税では限界があるのに対し、消費税は、経済力のある高齢者を含めた国民全体で社会を支える構造になり、世代間の公平にも寄与できる。（注）高齢者数のピークは2042年。高齢化率のピークは2065年。（中位推計）

○ 景気に伴う税収の変動性が小さく、社会保障などの安定財源を確保することができる。

● 日々の消費にまつわる税であるため、負担感（痛税感）を感じやすい。

● 高所得者ほど多くの消費をし、多くの消費税を負担するが、所得に対する負担率は逓減する（逆進性）。

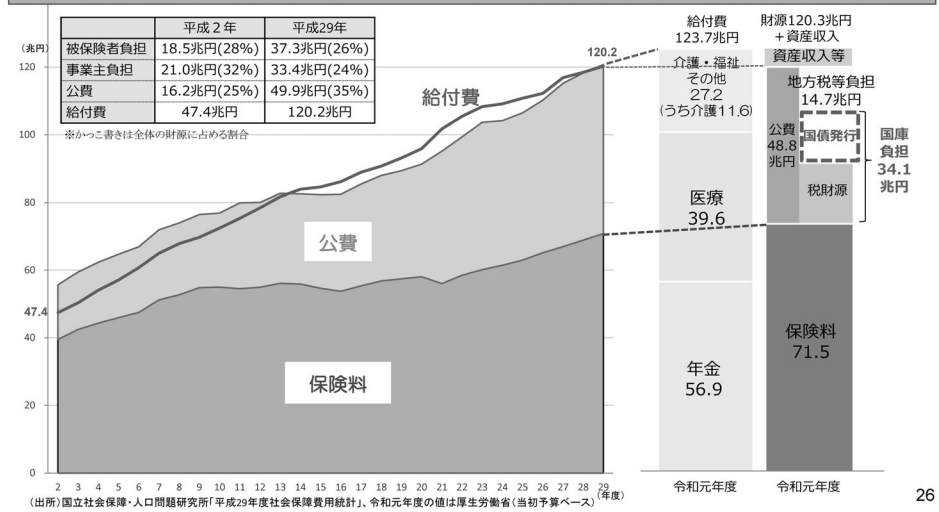
（資料㉖）

社会保障給付費の増に伴う公費負担の増

○ 我が国の社会保障制度は、社会保険方式を採りながら、高齢者医療・介護給付費の5割を公費で賄うなど、公費負担（税財源で賄われる負担）に相当程度依存している。
○ その結果、近年、高齢者医療・介護給付費の増に伴い、負担増は公費に集中。これを賄う財源を確保出来ていないため、給付と負担のバランス（社会保障制度の持続可能性）が損なわれ、将来世代に負担を先送りしている（＝財政悪化の要因）。

	平成２年	平成29年
被保険者負担	18.5兆円(28%)	37.3兆円(26%)
事業主負担	21.0兆円(32%)	33.4兆円(24%)
公費	16.2兆円(25%)	49.9兆円(35%)
給付費	47.4兆円	120.2兆円

※かっこ書きは全体の財源に占める割合



（出所）国立社会保障・人口問題研究所「平成29年度社会保障費用統計」、令和元年度の値は厚生労働省（当初予算ベース）

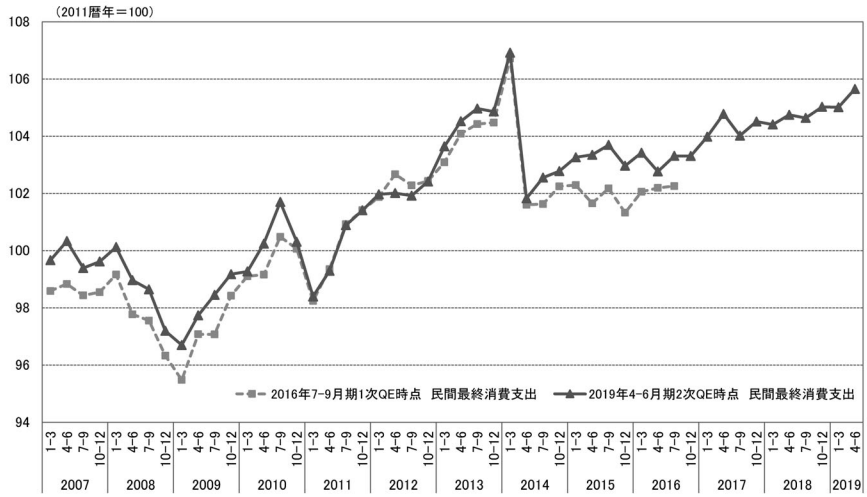
26

（資料㉗）

27

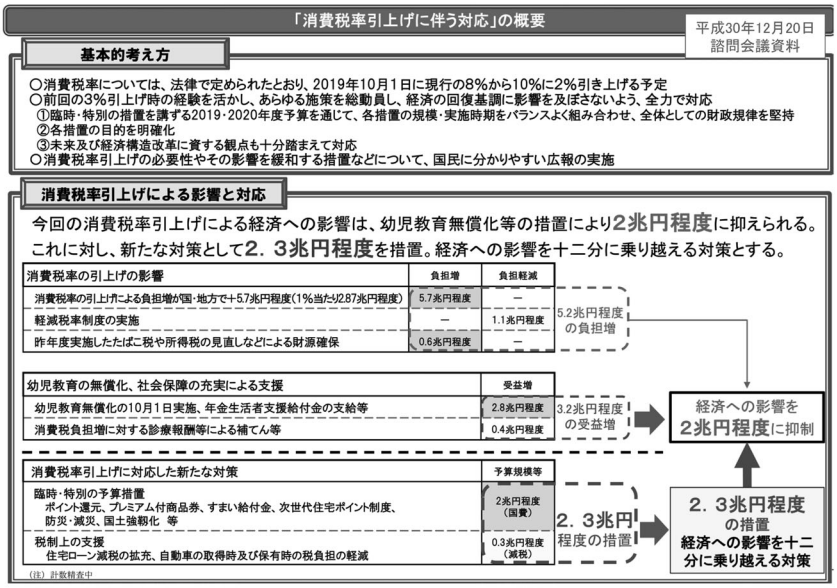
個人消費水準（実質）の推移（四半期）

四半期推計



（出所）内閣府「国民経済計算」
（注）2016年7-9月期1次QEは17年基準。2019年4-6月期1次QEは23年基準。

（資料㉘）



28

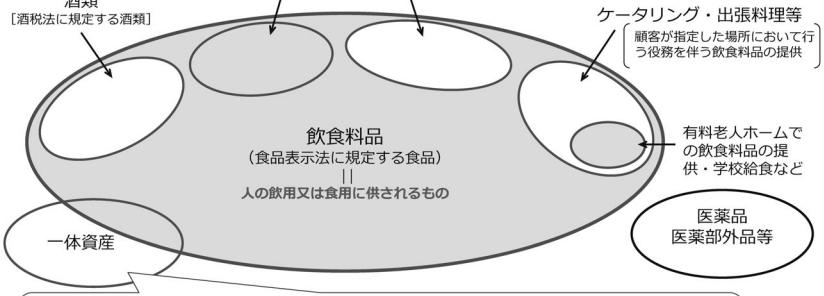
（資料㉙）

29

軽減税率制度の対象品目

① 飲食料品の譲渡（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く）の譲渡をいい、外食等を除く）
② 定期購読契約が締結された週２回以上発行される新聞の譲渡

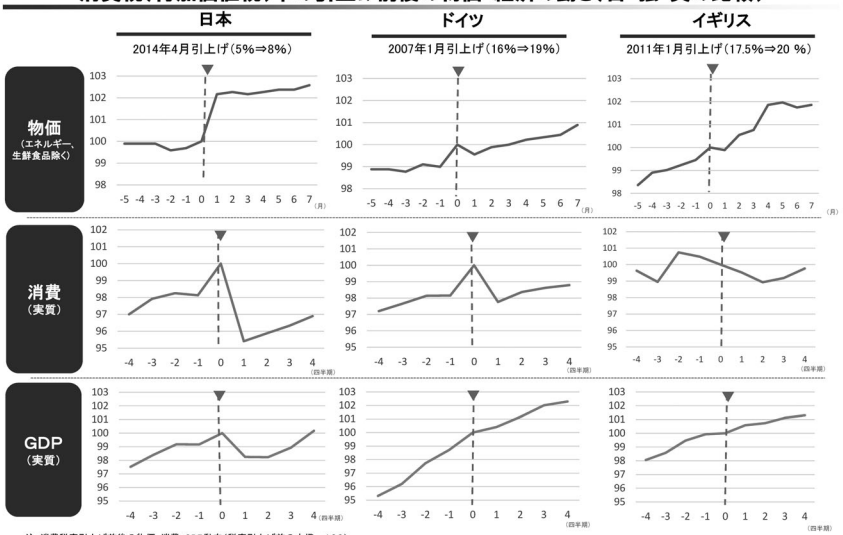
【飲食料品の範囲のイメージ】



「一体資産」とは、紅茶とティーカップのセット商品のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。
「一体資産」のうち、**税抜価格が１万円以下**であって、**食品の価額の占める割合が２／３以上**の場合、全体が軽減税率の対象となります（それ以外は全体が標準税率の対象となります）

（資料㉚）

消費税（付加価値税）率の引上げ前後の物価・経済の動き（日・独・英の比較）



注：消費税率引上げ前後の物価・消費・GDP動向（税率引上げ前の水準＝100）
出所：総務省「消費者物価指数」；内閣府「国民経済計算」；Eurostat

30

（資料㉛）

31

「消費税の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」の概要

○ 前回引上げ時の経験を踏まえ、税率引上げ前の需要増等に応じた値上げが妨げられないことや、税率引上げ後に禁止されない宣伝・広告のあり方等を改めて事業者に周知し、柔軟に価格設定できる環境を整備。
○ 同時に、下請事業者が買いたたき等の転嫁拒否を受けることがないよう、転嫁対策を推進。

1．価格設定に関する考え方

・ 消費税転嫁対策特別措置法により、「消費税還元セール」など、消費税と直接関連した形で宣伝・広告を行うことは禁止されているが、これは事業者の価格設定のタイミングや値引きセールなどの宣伝・広告自体を規制するものではない。例えば、「10月1日以降○%値下げ」などと表示することは問題ない。
・ 中小・小規模小売事業者に対して、来年10月の消費税引上げ後の一定期間に限り、ポイント還元といった新たな手法などによる支援などを行う予定。これにより、中小・小規模小売事業者は、消費税率引上げ前後に需要に応じて柔軟に価格設定できる幅が広がるようになる。

2．適正な転嫁の確保

・ 消費税率引上げ後、小売事業者が自らの経営判断により値引きを行うことに法令上の制約はないが、事業者間の取引については、当該小売事業者に製品・サービスを納入する下請事業者等がしわ寄せを受け、適正な価格転嫁ができず、増税分を負担させられるような事態があってはならない。
　来年10月の消費税率引上げに際しても、下請事業者等に対する不当な行為がなされないよう、引き続き、転嫁Gメンによる監視や関係機関による周知を厳格に実施。

3．その他

・ 消費税率引上げ後、消費の平準化を図るために一定の支援措置を講じる予定。事実に反して、消費税率引上げ前に、「今だけお得」といった形で消費者に誤認を与え駆け込み購入を煽る行為は、景品表示法に違反する可能性。
・ 消費税転嫁対策特別措置法は、税込価格の表示（総額表示）を義務化している消費税法の特例として、「事業者が表示する価格が税込価格と誤認されないための措置を講じているときは、税抜価格を表示できる」と規定。これについて特に変更はない。
・ 従来、消費税率の引上げを理由として、それ以上の値上げを行うことは「便乗値上げ」として抑制を求めてきたが、これは消費税率引上げ前に需要に応じて値上げを行うなど経営判断に基づく自由な価格設定を行うことを何ら妨げるものではない。

（資料㉜）

EU加盟国における付加価値税率（標準税率）の引上げ回数

0%超～1%以下	1%超～2%以下	2%超～3%以下	3%超～
42回	35回	20回	12回

（注）　EU加盟国28カ国の付加価値税導入以降の標準税率の引上げ回数について、引上げ幅別に集計したもの。
（出典）欧州委員会資料（VAT rates applied in the Member States of the European Union 2019.1）等

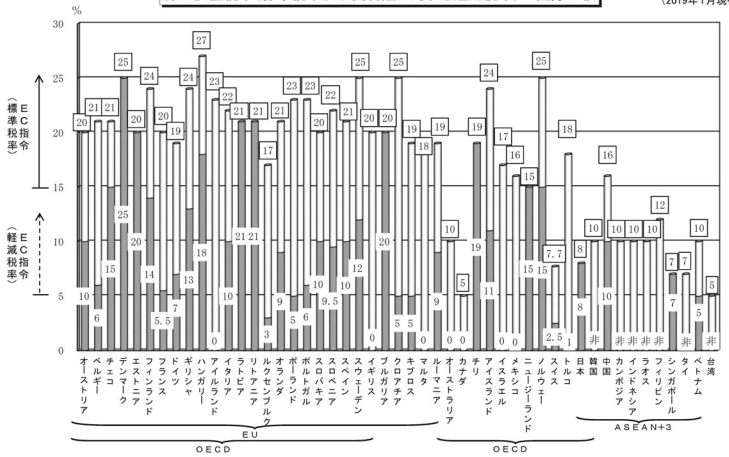
32

（資料㉝）

33

付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の国際比較

（2019年１月現在）

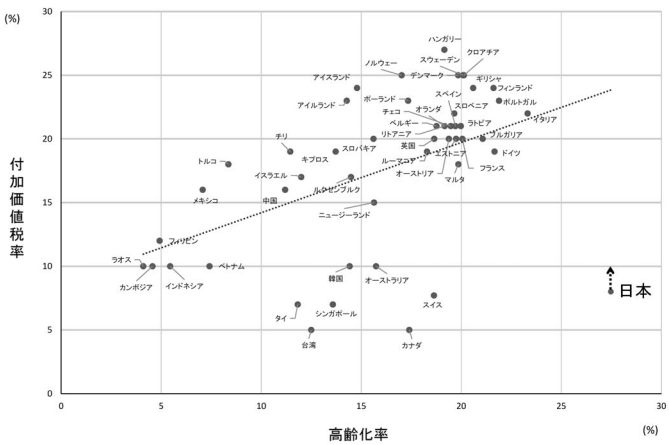


（備考）１．日本の消費税率８％のうち、1.7%相当は地方消費税（地方税）である。なお、2019年10月から消費税率（標準税率）は10%（うち、2.2%相当は地方消費税）に引き上げられる予定。
２．カナダでは、連邦税である財貨・サービス税（付加価値税）に加え、ほとんどの州で州税として付加価値税等が課される（例：オンタリオ州 8％）。
３．ＯＥＣＤ加盟国のうちアメリカでは、売買取引への課税として付加価値税ではなく、州、郡、市により小売売上税（地方税）が課されている（例：ニューヨーク州及びニューヨーク市の合計 8.875%）。
４．ＡＳＥＡＮ加盟国のうちミャンマーでは、売買取引への課税として取引高税が課され、マレーシアでは2018年９月に付加価値税が廃止され、売買取引とサービスへの課税が導入されている。
また、ブルネイには売買取引に課される税が存在しない。
５．上記中、非 が食料品に係る適用税率である、「0」と記載のある国は、食料品についてゼロ税率が適用される国である。「非」と記載のある国は、食料品が非課税対象となる国である。
なお、軽減税率・ゼロ税率の適用及び非課税対象とされる食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品によっては上記以外の取扱いとなる場合がある。
６．ＥＣ指令においては、ゼロ税率及び５％未満の軽減税率は否定する考え方が採られている。ただし、1991年時点でこれらを施行していた国は、引き続き適用することができる。

（出所）各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各国政府ホームページ等による。

（資料㉞）

高齢化率と付加価値税率



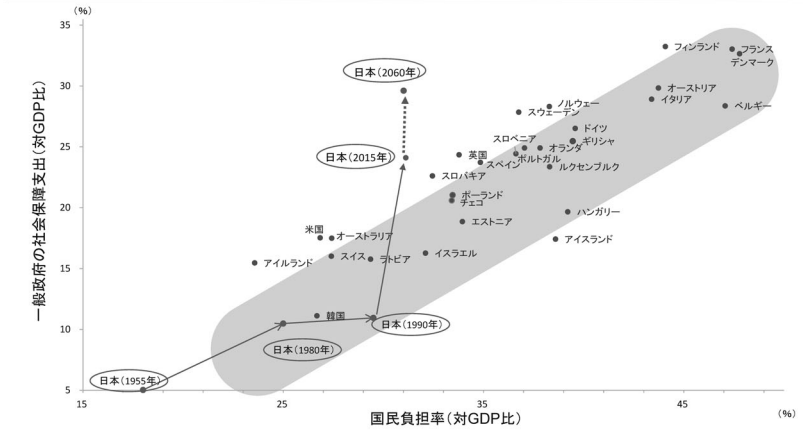
（備考１）対象国は、OECD、EU、アジア主要国。
（備考２）付加価値税率は、各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各国政府ホームページ等による（2019年１月現在）。
（備考３）高齢化率は、総人口に占める65歳以上の人口の割合。World Bank Dataによる（2018年時点の推定値）。
（台湾のみUN World Population Prospects 2019による（2015年時点の推定値）。）

34

（資料㉟）

35

OECD諸国における社会保障支出と国民負担率の関係



（出典）国民負担率：OECD " National Accounts"、"Revenue Statistics"、内閣府「国民経済計算」等。
社会保障支出：OECD " National Accounts"、内閣府「国民経済計算」。
（注1）数値は、一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。
（注2）日本は、2015年度まで実績、諸外国は2015年実績（アイスランド、ニュージーランド、オーストラリアについては2014年実績）。
（注3）日本の2060年度は、財政制度等審議会「我が国の財政に関する長期推計（改訂版）」（2018年4月6日 起草検討委員提出資料）より作成。

（資料㊱）

経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）（抄）

第３章　「経済・財政一体改革」の推進

３．新経済・財政再生計画の策定

（２）財政健全化目標と実現に向けた取組

（計画実現に向けた今後の取組）

全世代型社会保障制度を着実に構築していくため、総合的な議論を進め、期間内から順次実行に移せるよう、2020年度に、それまでの社会保障改革を中心とした進捗状況をレビューし、「経済財政運営と改革の基本方針」において、給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめ、早期に改革の具体化を進める。

（略）

４．主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

（１）社会保障

（基本的考え方）

基盤強化期間の重点課題は、高齢化・人口減少や医療の高度化を踏まえ、総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめ、期間内から工程化、制度改革を含め実行に移していくこと及び一般会計における社会保障関係費の伸びを、財政健全化目標と毎年度の予算編成を結び付けるための仕組みに沿ったものとすることである。

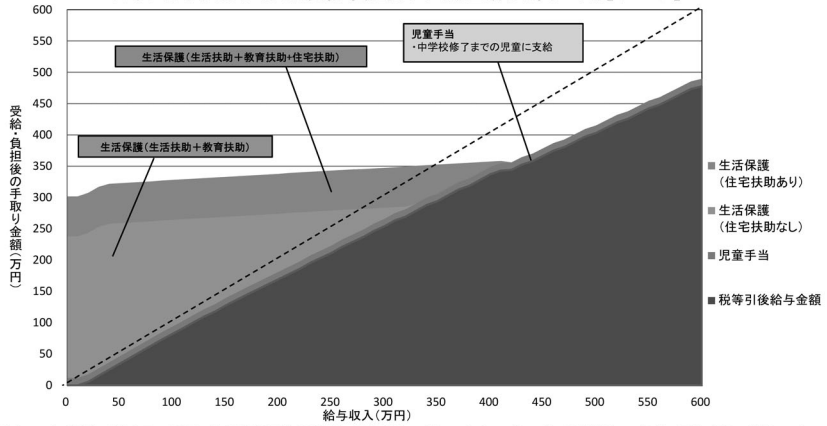
36

（資料㊲）

37

（未定稿）

日本における収入に応じた受給・負担後の手取り金額（夫婦子二人）【イメージ】

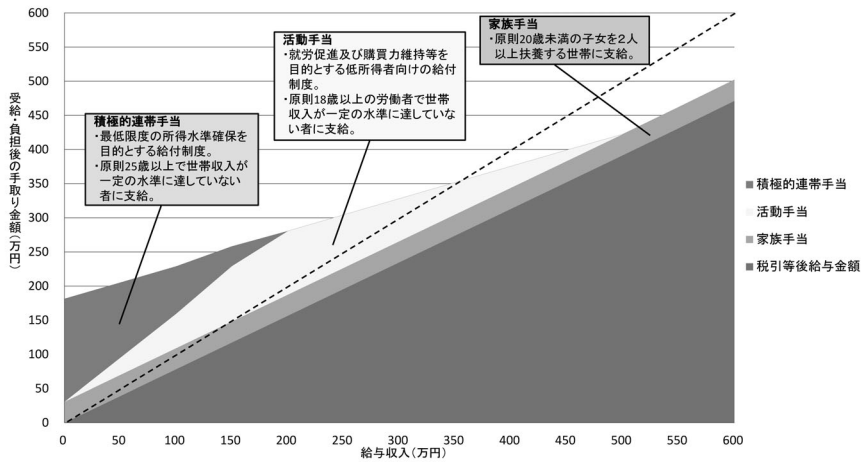


（注1） 2018年4月現在の制度を元に、各制度における給付（還付）額を機械的に試算したもの。なお、モデルケースとして、第一子が就学中の17歳、第二子が15歳として計算している。
（注2） 社会保険料については、全国健康保険協会管掌健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険について試算している。また、ボーナスを給与4ヶ月分（年2回支給）として仮定している。
（注3） 生活保護については、最低生活費から、収入（給与収入から勤労控除額等を控除）を差し引いた額を支給するものとして計算している。
資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施するため、本人の収入のみと比較できない側面があることに留意が必要。
（注4） 住宅扶助について、実際に支給されるのは実費分だが、このイメージの中では住宅扶助基準の額（上限額）で便宜上代替している。

（資料㊳）

（未定稿）

フランスにおける収入に応じた受給・負担後の手取り金額（夫婦子二人）【イメージ】

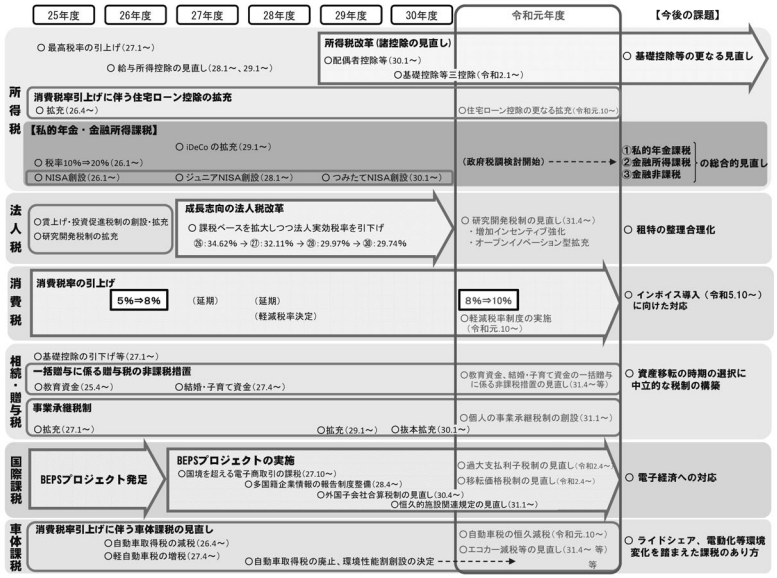


（注1）2018年1月現在の制度を元に、各制度における給付額を機械的に試算したもの。なお、モデルケースとして、第一子が就学中の19歳、第二子が15歳として計算している。
（注2）給付額の算定にあたっては、賞与はなく、毎月の給与額に変動はないものと仮定。
（注3）積極的連帯手当とは別制度として、住宅費（家賃・住宅ローン等）の支払を支援する「住宅手当」が存在するが、保有資産額等に応じて支給額が増減するため、本資料では加味していない。
（注4）邦貨換算レートは、1ユーロ＝132円（基準外国為替相場：平成30年（2018年）1月中適用）。

38

（資料㊴）

39



（資料㊵）

経済財政運営と改革の基本方針2019（抄）

（令和 元 年６月 21 日 閣 議 決 定）

第１章 現下の日本経済

１．内外の経済動向と今後の課題　（１）日本経済の現状と課題

2019年10月には、全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障に対する安定的な財源を確保するため、また、社会保障の充実と財政健全化にも資するよう、消費税率の８％から10%への引上げを予定している。

第３章 経済再生と財政健全化の好循環

２．経済・財政一体改革の推進等　（２）主要分野ごとの改革の取組　⑤ 税制改革、資産・債務の圧縮等

（税制改革）

個人所得課税や資産課税について、人生100年時代を見据え、働き方の多様化への対応や再分配機能の向上、格差の固定化防止等の観点から、累次の改正の効果も見極めつつ、引き続き丁寧に検討を進める。個人所得課税について、ライフコースの多様化も踏まえ、老後の生活等に備える資産形成を支援する公平な制度の構築に向けて、包括的な見直しを進める。資産課税についても、機会の平等の確保に留意しながら、資産移転の時期に中立的な制度の構築に向け、検討を進める。

企業に対し、これまで進めてきた成長志向の法人税改革の活用等により、賃上げや生産性向上への取組を促すとともに、租税特別措置について、毎年度、適用状況や政策効果を見極めながら必要な見直しを行う。

国際協調に基づく「ＢＥＰＳプロジェクト」の勧告の着実な実施を通じて、グローバルな経済活動の構造変化及び多国籍企業の活動実態に即した国際課税制度の再構築を進めていく。経済の電子化に伴う課税上の課題についても、長期的な解決策の国際的な合意に向けた議論に積極的に貢献する。あわせて、税務当局間の情報交換を一層推進する。

ＩＣＴの更なる活用等を通じて、納税者が簡便・正確に申告等を行うことができるよう納税環境の利便性を高め、社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図る観点から、税務関係システムの高度化も図りつつ、税務手続の電子化等を一層推進する。グローバル化やＩＣＴ化が急速に進展するとともに、新たな経済活動が拡大する中で、適正・公平な課税を実現し、税に対する信頼を確保するため、制度及び執行体制の両面からの取組を強化する。

40

（資料㊶）

「連結納税制度の見直しについて」（令和元年8月27日　政府税制調査会 連結納税制度に関する専門家会合）（概要）　41

一　連結納税制度の見直しの意義

○ 連結納税制度（企業グループ内の個々の法人の所得と欠損を通算（損益通算）するなど、企業グループ全体を一つの法人であるかのように捉えて法人税を課税する仕組み）は、平成14年度の導入から15年余りが経過。

○ 本制度は、企業グループの一体的経営を進展させ、競争力を強化する中で有効に活用されてきた。その一方で、経営が多様化し親法人に情報等が必ずしも集約していない、連結納税制度の下での税額計算が煩雑、税務調査後の修正・更正に時間がかかり過ぎる、といった指摘があり、損益通算のメリットがあるにもかかわらず、制度を選択していない企業グループも多く存在。

○ このため、連結納税制度の適用実態やグループ経営の実態を踏まえた見直しを行うことにより、日本の企業がより効率的にグループ経営を行い、競争力を十分に発揮できる環境を整備する必要。

○ 本会合（座長：田近栄治成城大学特任教授）では、完全支配関係にある企業グループ内における損益通算を可能とする基本的な枠組みを維持するという前提に立って、論点を整理。

二　見直しに当たっての基本的考え方

○ 見直しに当たっては、企業グループの一体性に着目し、損益通算の基本的な枠組みは維持しつつ、制度の簡素化により、企業の事務負担の軽減を図ることで、同様の経営を行っている企業グループ間での課税の中立性・公平性を確保する必要。

○ 具体的には、企業グループ全体を一つの納税単位とし、一体として計算した法人税額等を親法人が申告する現行制度に代えて、各法人が個別に法人税額等の計算及び申告を行い、その中で、損益通算等の調整を行う仕組みとすることが適当。

○ また、組織再編税制との整合性や租税回避防止の観点も重要。

三　新たな制度の基本的な仕組み

○ 見直し後の新たな制度（グループ通算制度（仮称））は、企業グループ内の各法人を納税単位とする個別申告方式とすることが適当。（現行制度と同様、親法人とその親法人による完全支配関係にある全ての子法人を対象とし、また、制度を適用するかどうかは各企業グループが選択）。

○ 企業グループ内の法人間で、プロラタ方式（赤字法人の欠損金を、黒字法人の所得金額の比で配賦する等）により損益通算を行うことが適当。修正・更正の場合には、原則として他の法人の税額計算に反映させない（遮断する）仕組みが考えられる。

○ 制度の新規適用時等における時価評価や欠損金の扱いについて、組織再編税制との整合性等を踏まえつつ検討が必要。

○ グループ調整計算（※）について、事務負担軽減、経営実態や制度趣旨、制度の濫用可能性、制度を選択していない企業グループとの公平性等の観点を踏まえ個別に検討することが必要。※受取配当等、寄附金、外国税額控除、研究開発税制、中小法人特例の判定　等

○ 円滑な移行のため、法改正から新たな制度の施行まで1～2年程度の準備期間を設けることが考えられる。

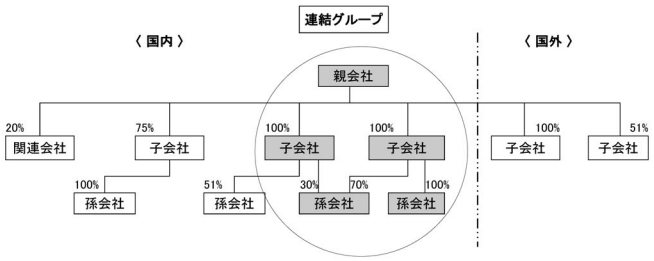
（資料㊷）

連結納税制度の概要

14年度改正で創設

(1)適用対象

○ 親会社と、それが直接又は間接に100%の株式を保有するすべての子会社（外国法人を除く）
○ 選択制（一旦選択した場合は、原則として継続して適用）



(2)申告・納付

○ 親会社が法人税の申告・納付（子会社は連帯納付責任を負い、個別帰属額等を提出）

(3)所得、税額の計算

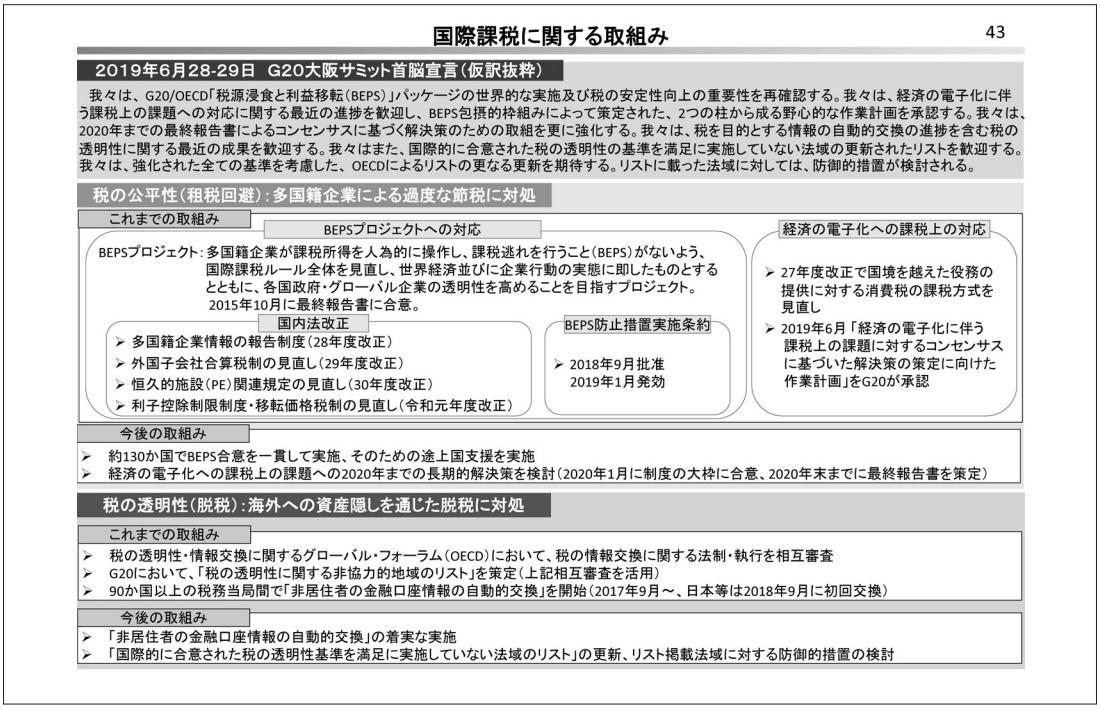
○ 連結グループ内の各法人の所得金額に所要の調整を行った連結所得金額に税率を乗じ、さらに必要な調整を行い連結税額を算出
○ 税率は、23.2%

(4)時価評価課税・欠損金の制限

○ 連結納税の開始又は連結グループへの加入時に、原則として、開始時の子法人及び加入法人の資産を時価評価
○ 開始・加入前に生じた子法人の欠損金は、原則、切捨て
○ 一定の子法人については、時価評価課税及び欠損金切捨ての対象外

42

（資料㊸）



国際課税に関する取組み

43

2019年6月28-29日 G20大阪サミット首脳宣言（仮訳抜粋）

我々は、G20/OECD「税源浸食と利益移転（BEPS）」パッケージの世界的な実施及び税の安定性向上の重要性を再確認する。我々は、経済の電子化に伴う課税上の課題への対応に関する最近の進捗を歓迎し、BEPS包摂的枠組みによって策定された、2つの柱から成る野心的な作業計画を承認する。我々は、2020年までの最終報告書によるコンセンサスに基づく解決策のための取組を更に強化する。我々は、税を目的とする情報の自動的交換の進捗を含む税の透明性に関する最近の成果を歓迎する。我々はまた、国際的に合意された税の透明性の基準を満足に実施していない法域の更新されたリストを歓迎する。我々は、強化された全ての基準を考慮した、OECDによるリストの更なる更新を期待する。リストに載った法域に対しては、防御的措置が検討される。

税の公平性（租税回避）：多国籍企業による過度な節税に対処

これまでの取組み

BEPSプロジェクトへの対応

BEPSプロジェクト：多国籍企業が課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うこと（BEPS）がないよう、国際課税ルール全体を見直し、世界経済並びに企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めることを目指すプロジェクト。
2015年10月に最終報告書に合意。

国内法改正

- 多国籍企業情報の報告制度（28年度改正）
- 外国子会社合算税制の見直し（29年度改正）
- 恒久的施設（PE）関連規定の見直し（30年度改正）
- 利子控除制限制度・移転価格税制の見直し（令和元年度改正）

BEPS防止措置実施条約

- 2018年9月批准
  2019年1月発効

経済の電子化への課税上の対応

- 27年度改正で国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税方式を見直し
- 2019年6月「経済の電子化に伴う課税上の課題に対するコンセンサスに基づいた解決策の策定に向けた作業計画」をG20が承認

今後の取組み

- 約130か国でBEPS合意を一貫して実施、そのための途上国支援を実施
- 経済の電子化への課税上の課題への2020年までの長期的解決策を検討（2020年1月に制度の大枠に合意、2020年末までに最終報告書を策定）

税の透明性（脱税）：海外への資産隠しを通じた脱税に対処

これまでの取組み

- 税の透明性・情報交換に関するグローバル・フォーラム（OECD）において、税の情報交換に関する法制・執行を相互審査
- G20において、「税の透明性に関する非協力的地域のリスト」を策定（上記相互審査を活用）
- 90か国以上の税務当局間で「非居住者の金融口座情報の自動的交換」を開始（2017年9月～、日本等は2018年9月に初回交換）

今後の取組み

- 「非居住者の金融口座情報の自動的交換」の着実な実施
- 「国際的に合意された税の透明性基準を満足に実施していない法域のリスト」の更新、リスト掲載法域に対する防御的措置の検討

（別紙①）

政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」（令和元年９月）の概要①

※事務局作成

経済社会の構造変化

1. 人口減少・少子高齢化：人口減少・少子高齢化は今後も一層進行し厳しさを増す。社会保障等の諸制度やそれを支える負担を見直していく必要。

2. 働き方やライフコースの多様化：非正規雇用やフリーランスの拡大など働き方が多様化。多くの人々が育児や介護、転職や学び直しを含む多様な人生を送るようになり、ライフコースも多様化。特定の働き方等を前提とせず格差固定化につながらないよう、社会の諸制度を見直していく必要。

3. グローバル化の進展：我が国経済は貿易立国から投資立国へ構造転換。デジタル化の進展はグローバル化を加速。企業活動は最適な国・地域に展開され、物理的拠点なき事業展開が可能となり、無形資産が付加価値の中核となるビジネスが拡大。気候変動問題など地球規模課題が顕在化。

4. 経済のデジタル化：オンライン取引やシェアリングエコノミーが活発化。大量のデータを分析・活用する事業活動も拡大。それに伴い個人情報保護や課税等の面で課題。自動車は、CASE（ツナガル・自動化・利活用・電動化）の潮流の中、制度整備や社会的コストの負担のあり方等が課題。

5. 財政の構造的な悪化：税収は過去最高となったが高齢化等の影響で拡大する歳出を賄えておらず、税制は財源調達機能を十分果たせていない。低い失業率やプラスのGDPギャップにも拘らず多額の財政赤字。地方税財政も引き続き厳しい状況。成長との両立を図りつつ歳出・歳入の改革が不可欠。

令和時代の税制のあり方

1. 人口減少・少子高齢化への対応

・専ら勤労世代の所得に負担増を求めていくことは自ずと限界。グローバル化が進む中、企業負担については国際競争力への影響も考慮する必要。
・消費税は、国民が幅広く負担。所得に対し逆進的であるとの指摘がある一方、投資、生産、国際競争力、勤労意欲への影響や税収変動が小さい。
・全世代型社会保障の構築に向け消費税率が10%に引上げ。人口減少・少子高齢化とグローバル化が進む中、消費税の役割が一層重要になっている。

2. 働き方やライフコースの多様化等への対応

（1）個人所得課税における諸控除の見直し

・働き方の多様化や格差を巡る状況の変化を注視しつつ、働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制の実現に向け、所得再分配機能が適切に発揮されているかといった観点も踏まえながら、諸控除の更なる見直しを進めることが重要。

（2）企業年金・個人年金等に関する公平な税制の構築

・働き方の違い等により有利・不利が生じない私的年金の税制上の取扱い、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な税負担等について検討する必要。
・貯蓄・投資等に関する税制は、様々な制度が並立しており、制度間に差異が存在。退職後の生活の準備を支援する観点からの整理・簡素化が重要。
・金融所得課税について、勤労所得との間での負担の公平感や所得再分配に配慮する観点から、総合的に検討していくべき。

（別紙②）

政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」（令和元年９月）の概要②

※事務局作成

令和時代の税制のあり方

2. 働き方やライフコースの多様化等への対応（続）

（3）資産再分配機能の適切な確保と資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築

・平成25年度税制改正における相続税の見直しの効果も踏まえつつ、資産課税が適切な再分配機能を果たしていくべく、不断の検討が必要。
・「老老相続」が増加する中、相続税と贈与税をより一体的に捉え、格差固定化を防ぎつつ、資産移転の時期に中立的な税制の構築を検討する必要。
・各種の贈与税非課税措置（時限措置）は、格差固定化につながりかねない側面。資産移転の時期に中立的な税制の構築とあわせ検討していく必要。

3. 経済のグローバル化やデジタル化等への対応

（1）グローバル化に対応した法人課税のあり方

・租税条約は課税関係の安定化や二重課税の除去等を通じ健全な投資・経済交流の促進に資する。租税条約ネットワークの質・量を更に充実するべき。
・課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる成長志向の法人税改革が行われ、我が国の立地競争力向上や企業の競争力強化が図られた。
・租税特別措置は、経済社会環境の変化に応じてゼロベースで見直し、真に必要なものに重点化することが重要。

（2）国際的な租税回避への対応

・BEPS（税源浸食・利益移転）への適切な対処、自動的情報交換で取得した金融口座情報等の効果的な活用が必要。

（3）経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題への対応

・物理的拠点なく事業を行う外国企業に適切に課税できないといった問題に対し、国際的な合意に基づく解決策を2020年までにとりまとめるべく、積極的な役割を果たしていくべき。

（4）企業経営の実態を踏まえた連結納税制度の見直し

・企業が効率的にグループ経営を行い、競争力を十分発揮できる環境を整備するため、制度の簡素化により企業の事務負担を軽減する必要。

（5）気候変動問題等への対応

・気候変動対策や、自動車の電動化や保有から利用へのシフトを踏まえ、エネルギー・自動車関係諸税について中長期的な視点に立った検討が必要。

4. デジタル時代における納税環境の整備と適正・公平な課税の実現

・納税者利便の向上を図る観点から、マイナポータルやスマートフォンを活用した電子申告やキャッシュレス納付等を推進する必要。
・電子帳簿等保存制度の見直し等により、企業経営のICT化を後押しし、生産性の向上を促すことが重要。
・地方税共通納税システムの利用促進、地方税のポータルシステム（eLTAX）の機能強化、個人向け収納手段の更なる多様化を検討するべき。
・適正・公平な課税を実現するため、納税者に適正な情報開示を促す仕組みや、違法・不当な行為を抑止するための枠組み等について検討が必要。
・受益と負担に関する国民的論議を深めていくことが重要。子供達が税を考える機会を持てるよう租税教育の充実が必要。高等教育等での取組も重要。

5. 持続可能な地方税財政基盤の構築

・人口減少・少子高齢化をはじめ経済社会の構造変化に伴い、様々な課題が地域ごとに生じる中、地方公共団体が安定的に行政サービスを提供していくため、地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する必要。

地方税制関係資料

総務省自治税務局

目　　次

【令和元年９月18日　東京大会】

地方財政・地方税制の現状と課題

総論：地方財政・地方税政の現状と課題

（資料❶）総論：地方財政・地方税政の現状と課題……51
（資料❷）地方財政の果たす役割……51
（資料❸）国・地方を通じた歳出の構造（イメージ図）……52
（資料❹）地方財政の財源不足と借入金残高の状況……52
（資料❺）地方公務員数の状況……53
（資料❻）地方財政計画の歳出の推移……53
（資料❼）国税・地方税の税収内訳（令和元年度予算・地方財政計画額）……54
（資料❽）地方税収（地方財政計画ベース）の推移……54
（資料❾）人口一人当たりの税収額の指数（５年平均（H25～H29決算））……55

各論：個別地方税制の現状と課題

（資料❿）個別地方税制の現状と課題……55

１．地方法人課税

（資料⓫）地方法人課税……56
（資料⓬）地方法人二税（法人事業税・法人住民税）の税収の推移……56
（資料⓭）法人事業税所得割の税率引下げと外形標準課税の拡大……57
（資料⓮）地方税の充実確保と偏在性が小さい地方税体系の構築……57
（資料⓯）消費税率の引上げと地方法人課税の偏在是正……58
（資料⓰）地方法人課税における新たな偏在是正措置……58
（資料⓱）新たな偏在是正措置の考え方と効果……59
（資料⓲）平成31年度税制改正大綱（抄）－収入金額課税関係部分－……59
（資料⓳）エネルギーシステム改革のスケジュール（電力）……60
（資料⓴）都道府県別の法人事業税に占める収入割額（平成29年度決算）……60
（資料㉑）全国知事会要望（収入金額課税）……61

２．車体課税

（資料㉒）車体課税……61
（資料㉓）車体課税（地方税）の現状……62
（資料㉔）車体課税の大幅見直し（全体像）……62
（資料㉕）自動車税の税率引下げ……63

（資料㉖）地方財政の安定のために講ずる措置のイメージ……63
（資料㉗）需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減……64
（資料㉘）平成31年度与党税制改正大綱（抄）……64

３．森林環境税

（資料㉙）森林環境税……65
（資料㉚）森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計……65
（資料㉛）森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び
譲与基準……66

４．ふるさと納税

（資料㉜）ふるさと納税……66
（資料㉝）ふるさと納税の概要について……67
（資料㉞）ふるさと納税の受入額及び受入件数（全国計）……67
（資料㉟）ふるさと納税に係る住民税控除額等の推移（全国計）……68
（資料㊱）ふるさと納税制度の見直しについて……68
（資料㊲）ふるさと納税の活用……69
（資料㊳）企業版ふるさと納税の活用（地方創生応援税制）……69
（資料㊴）企業版ふるさと納税に係る地方創生担当大臣表彰の事例……70
（資料㊵）企業版ふるさと納税に係る運用改善について（令和元年度税制改正）……70
（資料㊶）全国知事会要望（企業版ふるさと納税）……71

５．地方税の電子化

（資料㊷）地方税の電子化……71
（資料㊸）ＩＣＴ化の進展に対応した主な施策（地方税）……72
（資料㊹）地方税における納税環境整備の取組状況……72
（資料㊺）eLTAX（エルタックス）について ……73
（資料㊻）地方税共通納税システムの導入……73
（資料㊼）成長戦略（令和元年６月21日閣議決定）（抄） ……74
（資料㊽）ICT による収納手段の多様化 ……74

（資料❶）

MIC

総論：地方財政・地方税制の現状と課題

1

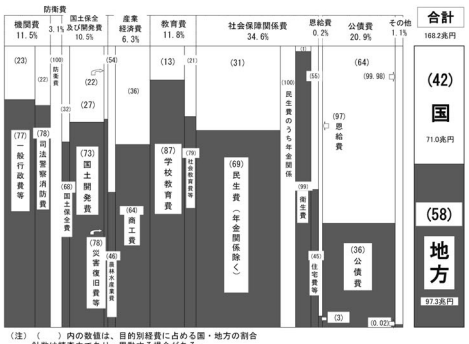
（資料❷）

2

地方財政の果たす役割

○ 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
○ その結果、政府支出に占める地方財政のウェートは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約3／5となっている。

○ 国と地方の役割分担（平成29年度決算）
＜歳出決算・最終支出ベース＞



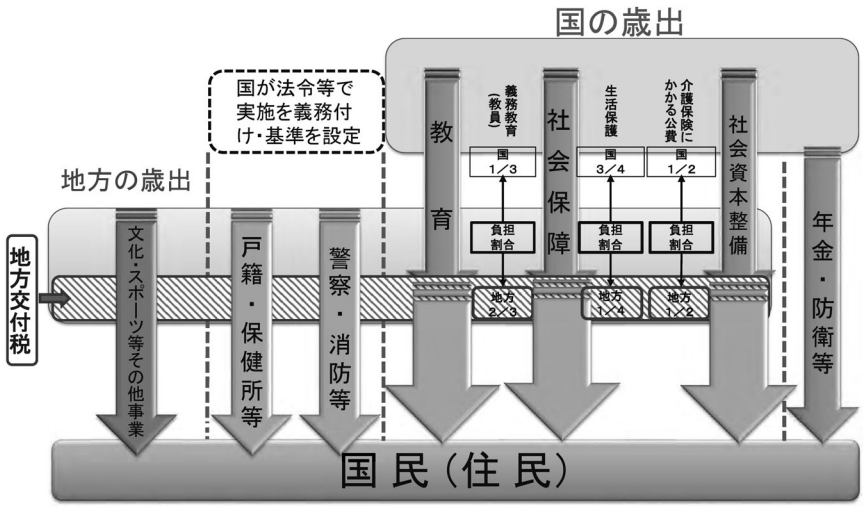
（注）（　）内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合
計数は精査中であり、異動する場合がある。

国と地方との行政事務の分担

分野		公共資本	教育	福祉	その他
国		○高速自動車道 ○国道 ○一級河川	○大学 ○私学助成（大学）	○社会保険 ○医師等免許 ○医薬品許可免許	○防衛 ○外交 ○通貨
地方	都道府県	○国道（国管理以外） ○都道府県道 ○一級河川（国管理以外） ○二級河川 ○港湾 ○公営住宅 ○市街化区域、調整区域決定	○高等学校・特別支援学校 ○小・中学校教員の給与・人事 ○私学助成（幼～高） ○公立大学（特定の県）	○生活保護（町村の区域） ○児童福祉 ○保健所	○警察 ○職業訓練
	市町村	○都市計画等 （用途地域、都市施設） ○市町村道 ○準用河川 ○港湾 ○公営住宅 ○下水道	○小・中学校 ○幼稚園	○生活保護（市の区域） ○児童福祉 ○国民健康保険 ○介護保険 ○上水道 ○ごみ・し尿処理 ○保健所（特定の市）	○戸籍 ○住民基本台帳 ○消防

（資料❸）

国・地方を通じた歳出の構造（イメージ図）



※国・地方の負担割合は法律上の負担割合

3

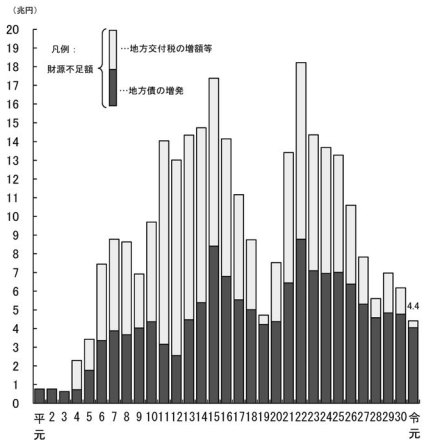
（資料❹）

4

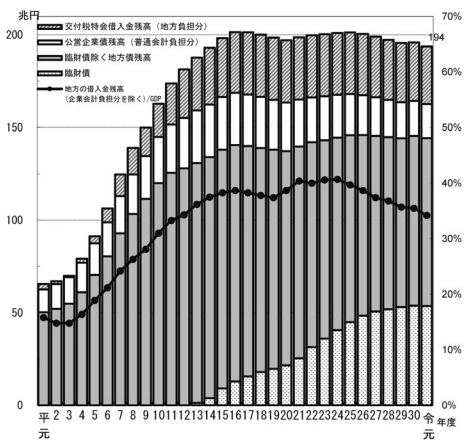
地方財政の財源不足と借入金残高の状況

○ 地方財政は、4.4兆円の財源不足が生じており、約200兆円もの巨額の借入金残高を抱えている。

地方財政の財源不足の推移



地方財政の借入金残高の推移

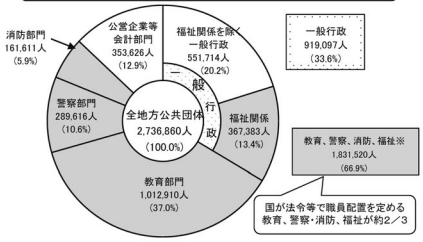


（資料❺）

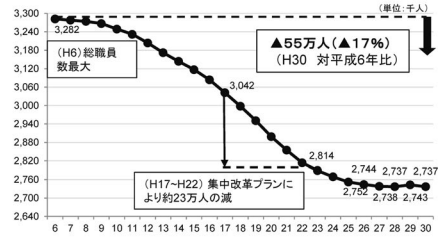
地方公務員数の状況

○ 総職員数は約２７４万人となっており、平成６年をピークとして平成７年から減少していたが、平成２９年に２３年ぶりに増加に転じ、平成３０年については再び減少となったものの、ほぼ横ばい。

全地方公共団体の職員数（平成30年4月1日現在）



地方公共団体の総職員数の推移

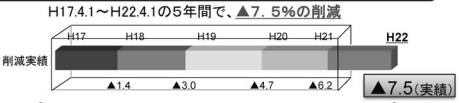


集中改革プラン（平成17年～平成22年の5年間）における定員管理の取組結果

（単位：人、%）

区 分	実 績		目 標
	H17～H22 増減数	H17～H22 増減率	H17～H22 増減率
都道府県	▲84,524	▲5.3	▲4.5
一般行政部門等	▲55,798	▲14.8	▲12.2
指定都市	▲28,896	▲10.6	▲9.4
市区町村	▲114,827	▲9.9	▲8.6
合 計	▲228,247	▲7.5	▲6.4

H17.4.1～H22.4.1の5年間で、▲7．5%の削減



▲7.5(実績)

H17.4.1～H22.4.1の5年間の削減目標
各地方公共団体が定めた目標の平均 ▲6．4%
国の閣議決定で要請した目標 ▲5．7%

※国の同期間における削減実績 ▲5.3(実績)

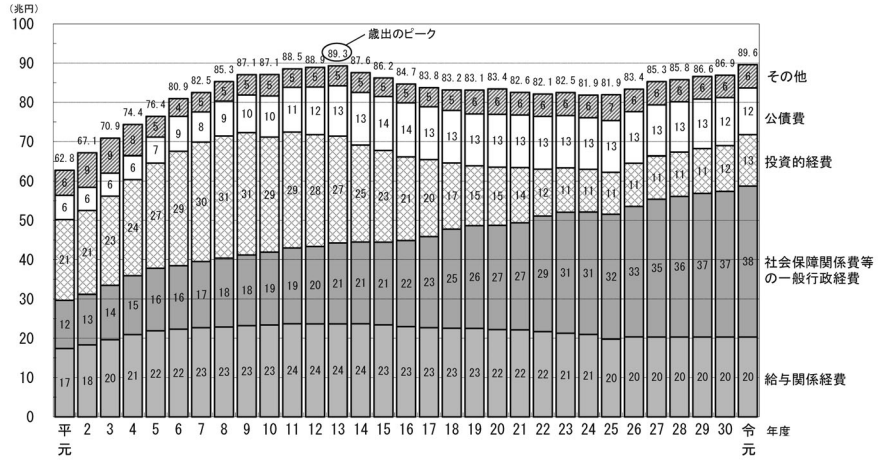
5

（資料❻）

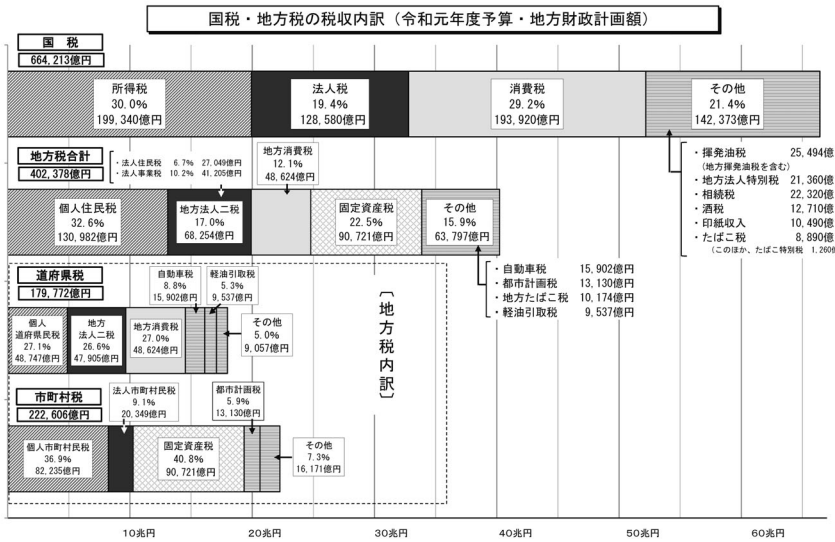
6

地方財政計画の歳出の推移

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する一方で、給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。



（資料❼）

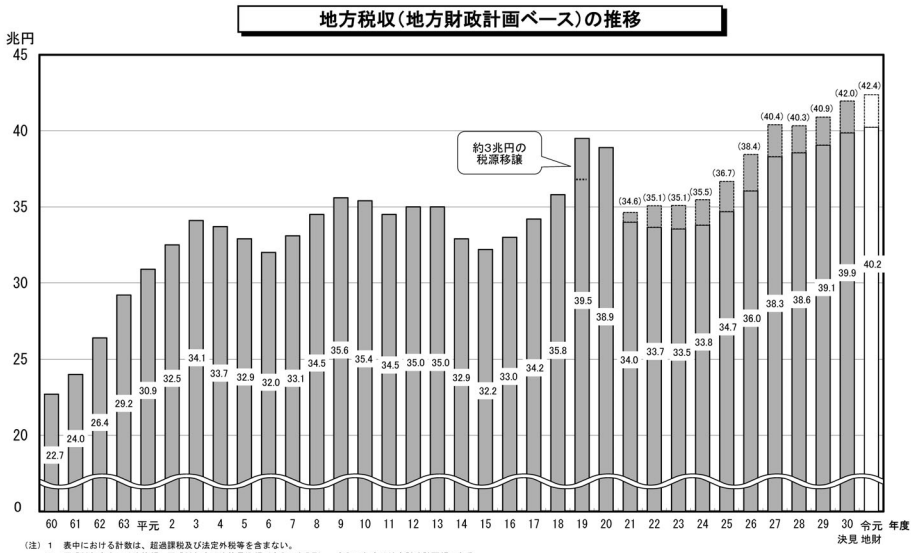


（注）1　各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
2　国税は予算額（特別会計を含む）であり、地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。
3　国税は地方法人特別税を含み、地方税は地方法人特別譲与税を含まない。
4　計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

7

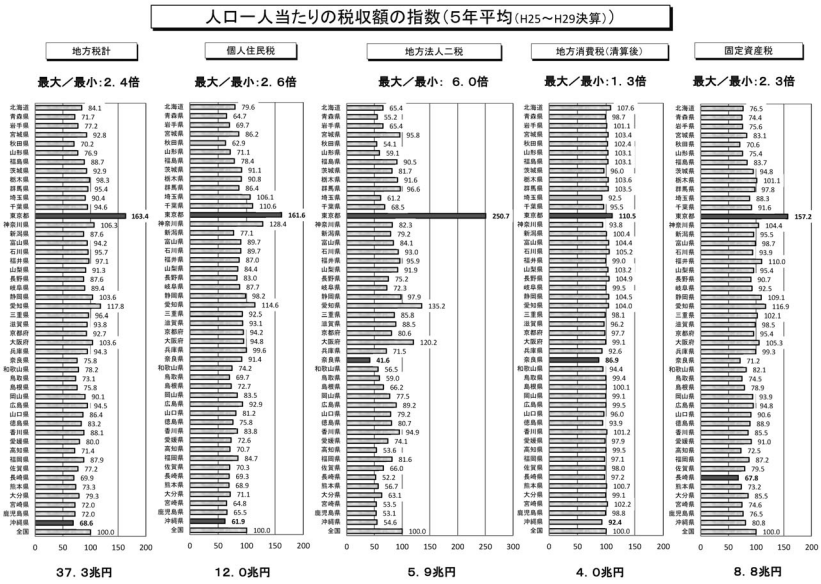
（資料❽）

8



（注）1　表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。
2　平成29年度までは決算額、平成30年度は決算見込額（令和元年7月）、令和元年度は地方財政計画額である。
3　括弧書きは、平成21年度以降、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を含めたものである。

（資料❾）



※上段の「最大／最小」は、各都道府県ごとの人口１人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。
※地方消費税の税収額は、平成30年度に適用される清算基準に基づき清算を行った場合の理論値である。

9

（資料❿）

10

MIC

各論：個別地方税制の現状と課題

（資料⓫）

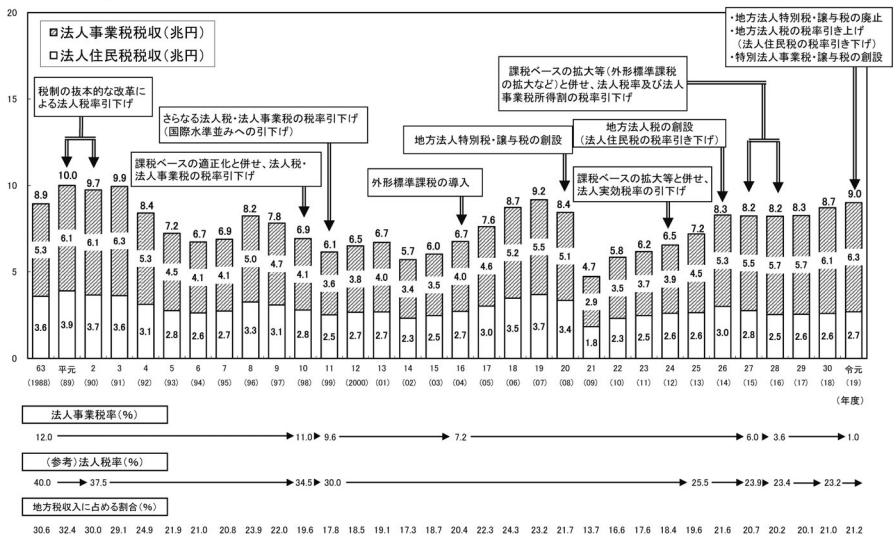
1. 地方法人課税

11

（資料⓬）

12

地方法人二税（法人事業税・法人住民税）の税収の推移



（注）1　29年度までは決算額であり、超過課税を含まない。また、30年度及び令和元年度は地方財政計画額である。
2　地方税においては、3月決算法人等の税収が翌年度の歳入となるため、制度改正の影響の大半は、翌年度以降に発生することに留意。
3　21年度以降の法人事業税収は、地方法人特別譲与税を加算した額である。
4　27年度以降の法人住民税収は、地方法人税を含んでいない。

（資料⓭）

法人事業税所得割の税率引下げと外形標準課税の拡大

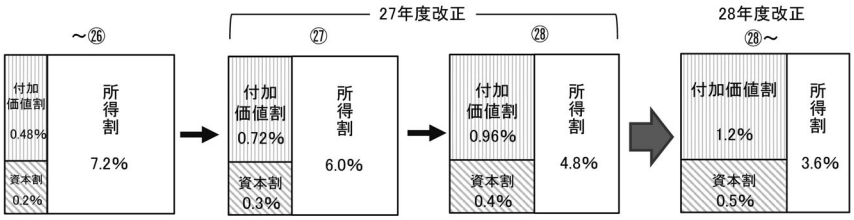
法人事業税所得割の税率を引き下げ、外形標準課税を拡大してきた。

〔27年度改正〕　〔28年度改正〕

～㉖　2／8　→　㉗　3／8　→　㉘　4／8　⇒　㉘～　5／8

【税率】　〔27年度改正〕　〔28年度改正〕

付加価値割	～㉖　0．48％	→ ㉗　0．72％	→ ㉘　0．96％	⇒ ㉘～　1．2％
資本割	～㉖　0．2　％	→ ㉗　0．3　％	→ ㉘　0．4　％	⇒ ㉘～　0．5％
所得割	～㉖　7．2　％	→ ㉗　6．0　％	→ ㉘　4．8　％	⇒ ㉘～　3．6％



※　資本割における特例（圧縮特例、持株会社特例、個別特例）については、従前の特例の趣旨を踏まえ、維持。
※　所得割の所得400万円以下、400万円超から800万円以下の税率は、比例的に措置。
※　所得割の税率には地方法人特別税を含む。

13

（資料⓮）

14

地方税の充実確保と偏在性が小さい地方税体系の構築

＜H9.7.8　地方分権推進委員会　第2次勧告より抜粋＞

○　今後、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の財政面における自己決定権と自己責任をより拡充するとともに、住民の受益と負担の対応関係をより明確化するという観点から、（中略）地方税の充実確保を図っていく必要がある。

○　この場合、（中略）税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築について検討していく必要がある。

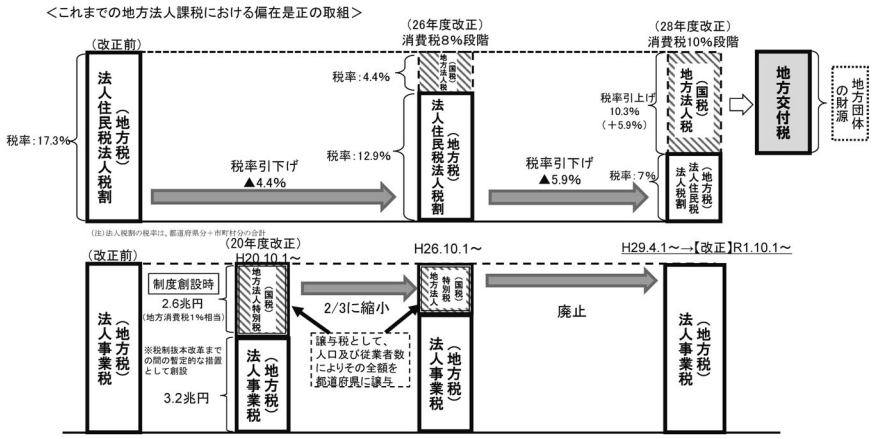
平成９年度	消費税率引上げ（３％→５％） ・地方消費税の創設　※消費譲与税を廃止
16～19年度	三位一体の改革 ・３兆円の税源移譲（所得税→個人住民税）　※平成16～18年度は所得譲与税 ・個人住民税所得割の10%比例税率化
20年度	地域間の財政力格差拡大への対応 ・地方法人特別税・譲与税制度の創設（法人事業税を一部国税化）
26年度	消費税率引上げ（５％→８％） ・法人住民税法人税割の一部交付税原資化 ・地方法人特別税・譲与税の規模を２／３に縮小（法人事業税への一部復元）
令和元年度	消費税率引上げ（８％→10％） ・法人住民税法人税割の更なる交付税原資化 ・地方法人特別税・譲与税の廃止（法人事業税への復元） 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築 ・特別法人事業税・譲与税制度の創設（法人事業税を一部国税化）

（資料⓯）

消費税率の引上げと地方法人課税の偏在是正

○ 地方消費税率の引上げに伴う、地方団体間の財政力格差拡大については、地方法人特別税・譲与税の偏在是正効果を維持しつつ、法人住民税（都道府県分・市町村分）の一部を国税化し、その全額を地方交付税原資化することにより、以下のとおり対応。

○ その後の財政力格差の拡大という「新たな状況」を踏まえ、新たな偏在是正措置が必要。



15

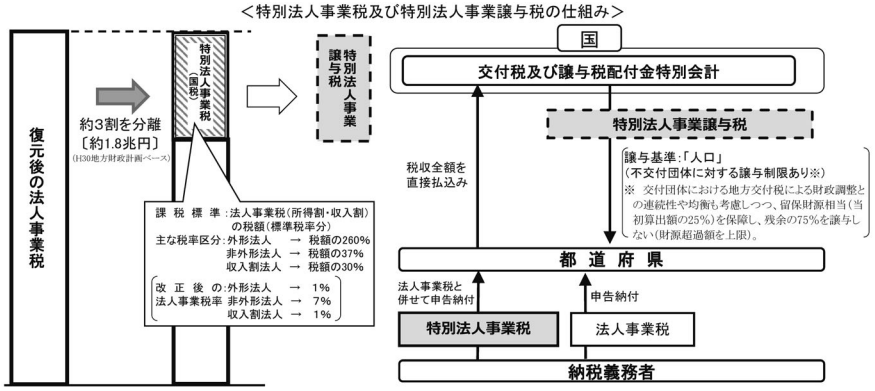
（資料⓰）

地方法人課税における新たな偏在是正措置

16

○ 地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設。

＜特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の仕組み＞



＜その他関連する事項＞

○ 都道府県の財政運営に支障が生じないよう、新たな偏在是正措置により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする措置を講じる。

○ 経済社会情勢の変化に対応できるよう、法の施行後における検討に係る規定を設ける。

○ 令和2年2月以降に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入額を、特別法人事業税の収入額とみなす等の所要の措置を講じる。

※ 新たな偏在是正措置により生じる財源は、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する。

（資料⑰）

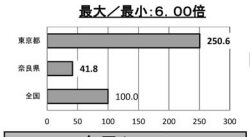
新たな偏在是正措置の考え方と効果

○ 大都市における地方法人課税の税収は、県内総生産の分布状況と比較して集中している状況。
この構造的な課題を解決することが必要。

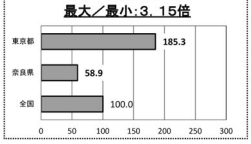
○ 新たな偏在是正措置の導入により、地方法人課税の税収と県内総生産の分布が概ね合致。

人口一人当たりの最大／最小

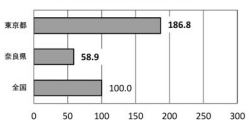
＜地方法人二税のみ＞
（偏在是正措置なし）
最大／最小：6．00倍



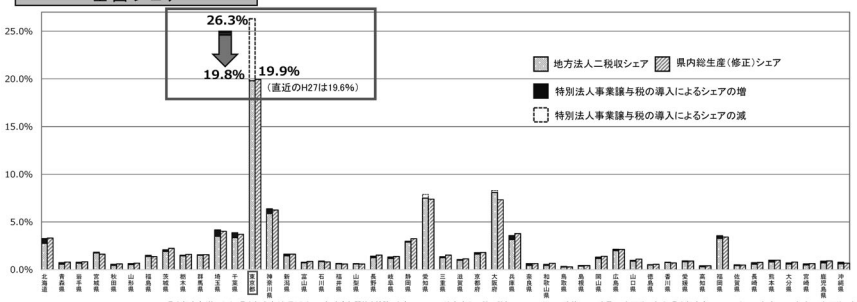
＜特別法人事業譲与税導入後＞
（人口による譲与＋譲与制限）
最大／最小：3．15倍



＜県内総生産（修正）＞
最大／最小：3．17倍



全国シェア



※1 県内総生産（修正）は、県内総生産（名目）から、一般政府部門等を控除したもの。 ※2 地方法人二税の税収については、H25決算～H29決見の5年平均であり、県内総生産については、H23年度～H27年度の5年平均である。

17

（資料⑱）

18

平成31年度税制改正大綱（抄）－収入金額課税関係部分－

（平成30年12月14日
自由民主党
公明党）

第三　検討事項

9　現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、法人事業税における収入金額課税全体としてのあり方を踏まえながら、小売全面自由化され2020年に法的分離する電気供給業及びガス供給業における新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。

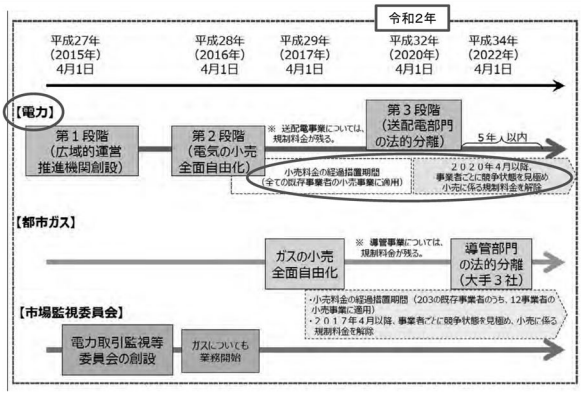
（資料⑲）

エネルギーシステム改革のスケジュール（電力）

○ 平成28年4月の電気の小売全面自由化に際しては、競争状態が不十分なままに「規制なき独占」に陥ることを防ぐため、低圧需要家向けの小売規制料金について経過措置を講じ、令和2年（平成32年）3月末までは、全国すべての地域において、従来と同様の規制料金（経過措置料金）が存続。

○ 法律上、経過措置は、令和2年3月末をもって撤廃され、同年4月以降は、「電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるもの」として経済産業大臣が指定する供給区域においてのみ、経過措置料金が存続。

※ なお、平成31年4月以降、大臣指定を行うことが法律上可能。仮に、当該供給区域の指定が行われない場合は、令和2年3月末をもって経過措置料金規制が撤廃されることとなる。



19

（資料⑳）

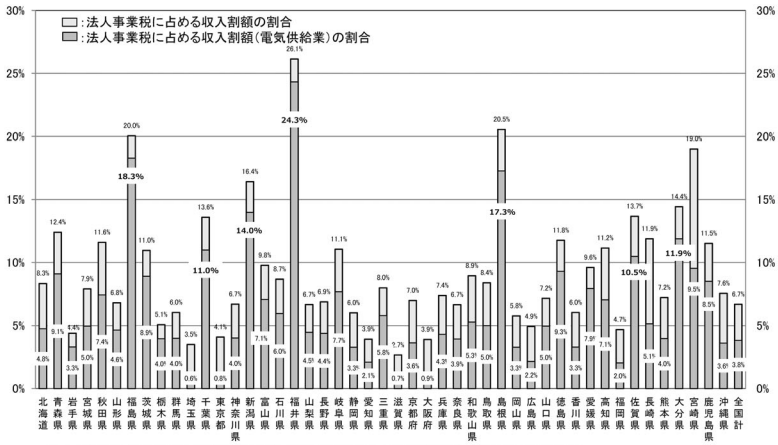
20

都道府県別の法人事業税に占める収入割額（平成29年度決算）

○ 都道府県によって差はあるものの、法人事業税収のうち、収入割額は大きな割合を占めている。

○ また、大規模発電施設の立地都道府県等においては、電気供給業に係る収入割額が、収入割額全体の太宗を占めている。

※ 法人事業税に占める収入割額（電気供給業）の割合が大きい団体
⇒ 青森県、福島県、新潟県、福井県、島根県、徳島県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県



※ 上記数値は、「平成29年度 地方財政状況調査」及び「平成29年度 道府県税の課税状況等に関する調」による。

（資料㉑）

全国知事会要望（収入金額課税）

○ 「地方税財源の確保・充実等に関する提言」（令和元年7月23日全国知事会）（抜粋）

Ⅳ 税制抜本改革の推進等

4 法人税改革に伴う地方法人課税の見直し

（3）収入金額課税制度の堅持

平成31年度大綱においては、「今後、法人事業税における収入金額課税全体としてのあり方を踏まえながら、小売全面自由化され2020年に法的分離する電気供給業及びガス供給業における新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する」とされ、今後の検討事項に位置づけられている。

収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していること、原子力発電所をはじめとする大規模発電施設は多大な行政サービスを受益していること、小売全面自由化後も消費者の新電力への契約先の切替えは低位にとどまっていることや有力で独立した小売電気事業者が複数存在するとは認められず、競争圧力が不十分な現時点の状況等を踏まえれば、**同制度を堅持すべき**である。

21

（資料㉒）

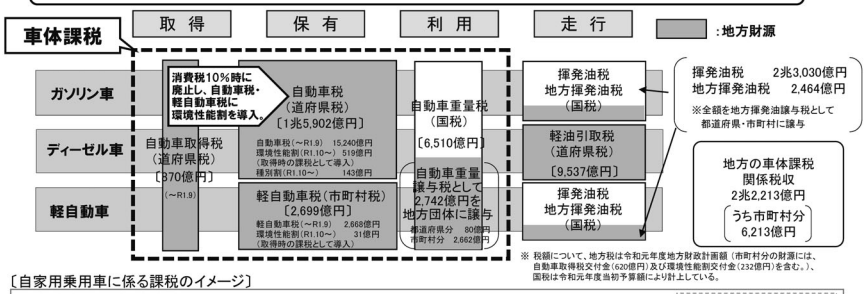
22

2. 車体課税

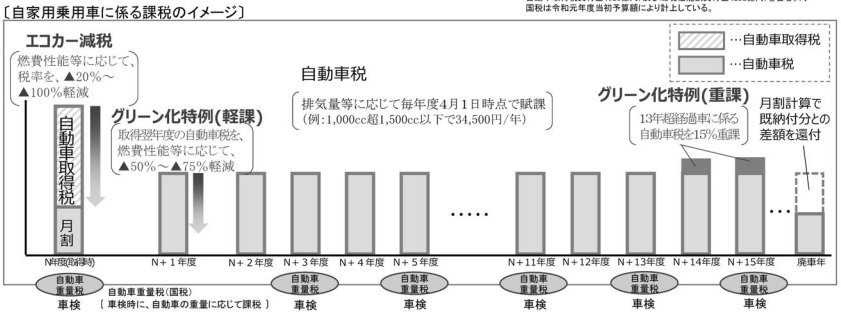
（資料㉓）

車体課税（地方税）の現状

○ 車体課税はその多くが地方財源（車体課税2.6兆円のうち2.2兆円が地方財源）。



〔自家用乗用車に係る課税のイメージ〕



23

（資料㉔）

24

車体課税の大幅見直し（全体像）

○ 消費税率10%への引上げにあわせ、自動車の保有に係る税負担を恒久的に引き下げることにより、自動車ユーザーの負担を軽減し、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。これにより、税制抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しについては、最終的な結論を得たところである。

○ 恒久減税による地方税の減収については、エコカー減税等の見直しや国税から地方税への税源移譲により、これに見合った地方税財源を確保することとする。これにより、地方における社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業のニーズにしっかりと対応する。

保有課税の恒久減税

○ 自動車税の税率引下げ（恒久減税） 1,320億円程度（平年度ベース）

- 平成31（令和元）年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）から引下げ。
- 軽自動車税の税率は、変更しない。

○ 地方税財源の確保 1,320億円程度（平年度ベース）

- グリーン化特例・軽課（自動車税・軽自動車税）
- エコカー減税（自動車重量税・自動車取得税）
- 環境性能割（自動車税）

} 対象の重点化、基準の見直し 等

- 都道府県自動車重量譲与税制度の創設（自動車重量税の譲与割合の引上げ）
- 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲

環境性能割の臨時的軽減

500億円程度（平成31、32（令和元、2）年度の合計）

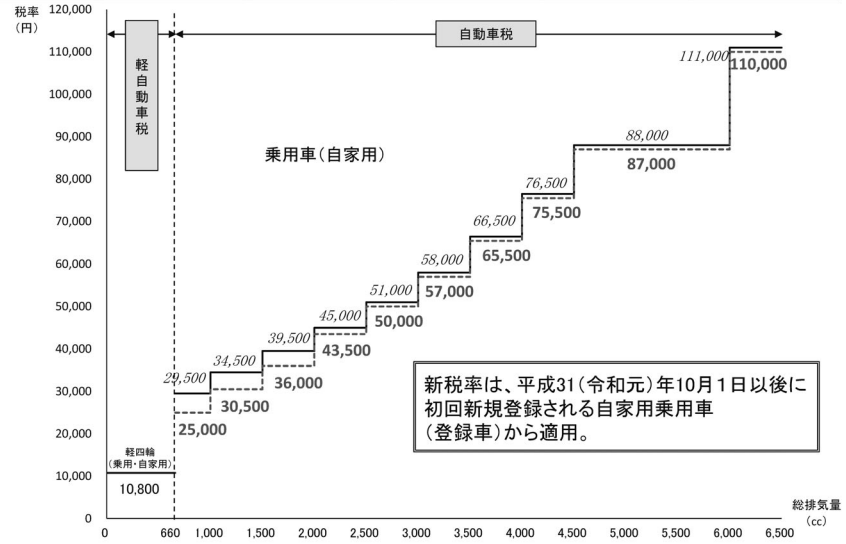
① 消費税率引上げに伴う対応として、平成31（令和元）年10月1日から平成32（令和2）年9月30日までの間に取得した自家用乗用車（登録車及び軽自動車）について、環境性能割の税率を1%分軽減する。（例：税率3%→税率2% 等）

② ①による地方税の減収については、地方特例交付金により、全額国費で補填する。

（資料㉕）

自動車税の税率引下げ

税率区分	～1,000cc以下	1,000cc超1,500cc以下	1,500cc超2,000cc以下	2,000cc超2,500cc以下	2,500cc超～
引下げ幅	▲4,500円	▲4,000円	▲3,500円	▲1,500円	▲1,000円

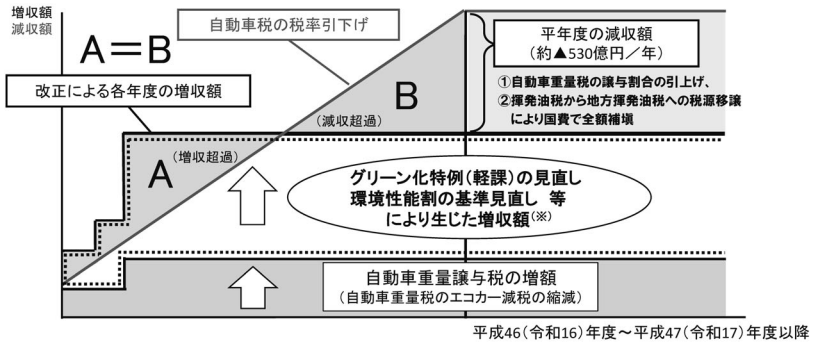


25

（資料㉖）

26

地方財政の安定のために講ずる措置のイメージ



（※）：別途、今般の改正に伴う都道府県・市町村間の財源調整のため、自動車税の環境性能割交付金に係る交付率を見直す。

（資料㉗）

需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減

○　消費税率引上げに伴う対応として、平成31（令和元）年10月１日から平成32（令和２）年９月30日までの間に自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、環境性能割の税率を１%分軽減する。

※　この措置による地方税の減収（500億円程度：平成31、32（令和元、２）年度の合計）については、地方特例交付金により、全額国費で補塡する。

対　　象　平成31（令和元）年10月1日から平成32（令和2）年9月30日までの間に取得した自家用乗用車（新車・中古車）

措置内容　自動車税環境性能割又は軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減

〔登録車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%
3.0%	2.0%

〔軽自動車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%

※　環境性能割については、新車・中古車を問わず対象。

※　免税点は50万円（中古車については、全体の約９割が非課税）。

（参考）：環境性能割の概要※自家用乗用車（登録車）の場合

〔課税のタイミング〕 自動車の取得時（購入時）

〔税額の計算方法〕 自動車の取得価額 ×

〔税率は、燃費基準値達成度等に応じて決定される仕組み〕

税率（改正後）	燃費基準値達成度等	対象車の例
非課税	電気自動車等（※）、2020年度燃費基準＋20%達成	プリウス
1％	2020年度燃費基準＋10%達成	パッソ
2％	2020年度燃費基準達成	フィット
3％	上記以外の登録車	ヴォクシー

※　電気自動車等：電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車及びクリーンディーゼル車

27

（資料㉘）

28

平成31年度与党税制改正大綱（抄）

平成30年12月14日
自由民主党・公明党

第一　平成31年度税制改正の基本的考え方（抄）

3　車体課税

自動車産業は日本経済や雇用創出に大きく貢献する基幹産業であるが、熾烈なグローバル競争下にあるとともに、電動化・IoT化、自動運転等の技術革新、ライドシェア等の使用形態の変化等、大きな変革期を迎えている。このような環境の下で、国内自動車市場の活性化を引き続き図っていくために、自動車ユーザーの車体課税に係る負担を軽減し、自動車を購入・保有しやすい環境を作るべきとの要請がある。

その一方で、車体課税の多くは地方財源であり、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となること等を考慮すれば、地方の安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮することが必要である。

これら双方の観点に十分配慮しつつ、平成29年度与党税制改正大綱等における車体課税の見直しに係る基本的考え方に沿って検討を行った結果、車体課税について、以下のような大幅な見直しを行う。税制抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しについては、今般の措置をもって最終的な結論とする。（以下　略）

第三　検討事項（抄）

6　自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

（資料㉙）

3. 森林環境税

29

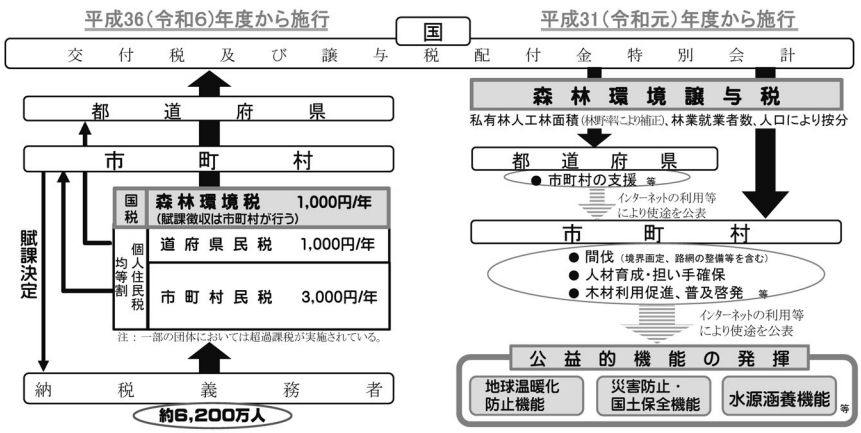
（資料㉚）

30

森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する。

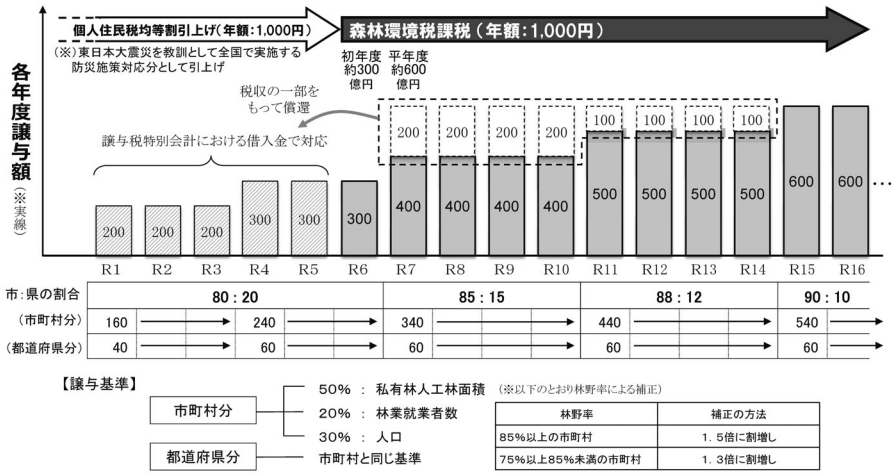
【制度イメージ】



（資料㉛）

森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

○ 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
○ 令和5年度までの間は、暫定的に譲与税特別会計における借入れで対応し、後年度の森林環境税の税収の一部をもって確実に償還。
○ 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
（制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。）



【譲与基準】

市町村分	50% ： 私有林人工林面積	（※以下のとおり林野率による補正）
	20% ： 林業就業者数	
	30% ： 人口	
都道府県分	市町村と同じ基準	

林野率	補正の方法
85%以上の市町村	1．5倍に割増し
75%以上85%未満の市町村	1．3倍に割増し

31

（資料㉜）

32

4．ふるさと納税

（資料㉝）

ふるさと納税の概要について

ふるさと納税（都道府県・市区町村に対する寄附金）のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額控除。

【控除イメージ（※1）】

ふるさと納税額　30,000円

所得税と合わせた控除額　28,000円

適用下限額	【所得税】所得控除による軽減（※3）	【個人住民税】税額控除（基本分）（※3）	【個人住民税】税額控除（特例分）
2,000円	（30,000円－2,000円）×20%（※2）＝5,600円	（30,000円－2,000円）×10%＝2,800円	（30,000円－2,000円）×（100%－10%－20%（※2））＝19,600円

所得割額の2割を限度

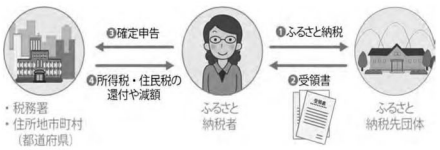
※1　年収750万円の給与所得者（夫婦子なしの場合。所得税の限界税率は20%）が、地方団体に対し30,000円のふるさと納税をした場合のもの。
※2　所得税の限界税率であり、年収により0～45%の間で変動する。
※3　対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税（基本分）は総所得金額等の30%が限度である。

【全額（※）控除されるふるさと納税額（年間上限の目安）】

（※）2,000円を除く

給与収入	ふるさと納税		
	独身	夫婦＋子1人	夫婦＋子2人
500万円	6.1万円	4.0万円	2.8万円
750万円	11.8万円	8.7万円	7.6万円
1,000万円	17.6万円	15.7万円	14.4万円
2,000万円	56.4万円	55.2万円	53.6万円

【ふるさと納税の流れ（イメージ）】



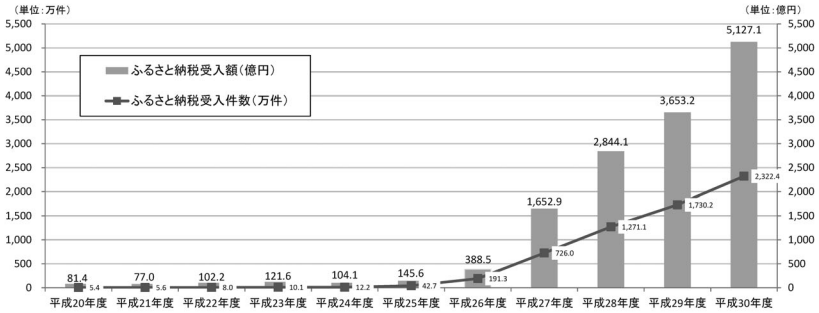
33

（資料㉞）

34

ふるさと納税の受入額及び受入件数（全国計）

○　ふるさと納税の受入額及び受入件数（全国計）の推移は、下記のとおり。
○　平成30年度の実績は、約5,127億円（対前年度比：約1.4倍）、約2,322万件（同：約1.34倍）。



（単位：千円、件）

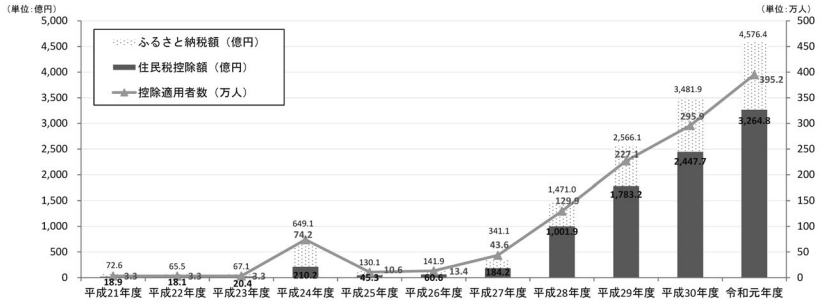
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受入額	8,139,573	7,697,723	10,217,708	12,162,570	10,410,020	14,563,583	38,852,167	165,291,021 (28,674,022)	284,408,875 (50,123,497)	365,316,666 (70,567,197)	512,706,339 (114,069,847)
受入件数	53,671	56,332	79,926	100,861	122,347	427,069	1,912,922	7,260,093 (1,476,697)	12,710,780 (2,566,587)	17,301,584 (3,760,741)	23,223,826 (5,810,421)

※　受入額及び受入件数については、法人からの寄附金を除外し、ふるさと納税として認められる寄附金のみを計上している。
※　平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等については、含まれないものもある。
※　「平成27年度」から「平成30年度」の欄のうち、()内の数値はふるさと納税ワンストップ特例制度の利用実績である。

（資料㉟）

ふるさと納税に係る住民税控除額等の推移（全国計）

○ ふるさと納税に係る控除額等の推移は、下記のとおり。
○ 令和元年度課税における控除額は約3,265億円（対前年度比約1.33倍）、控除適用者数は約395万人（同：約1.34倍）。



（単位：万人、億円）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
控除適用者数	3.3	3.3	3.3	74.2	10.6	13.4	43.6	129.9 (41.9)	227.1 (77.2)	295.9 (110.2)	395.2 (161.6)
ふるさと納税額	72.6	65.5	67.1	649.1	130.1	141.9	341.1	1,471.0 (242.2)	2,566.1 (471.6)	3,481.9 (683.5)	4,576.4 (1,014.8)
住民税控除額	18.9	18.1	20.4	210.2	45.3	60.6	184.2	1,001.9 (229.6)	1,783.2 (448.1)	2,447.7 (649.4)	3,264.8 (965.9)

※ 各年度の計数は、前年中（例えば、令和元年度については、平成30年1月1日～12月31日の間）のふるさと納税に係る各年度における控除の適用状況。
※ 平成21年度から平成29年度までにおけるふるさと納税額、住民税控除額及び控除適用者数は、各年度の「市町村税課税状況等の調」をもとに算出した計数。
※ 平成28年度から令和元年度までの欄のうち、（）内の数値は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用実績。

35

（資料㊱）

36

ふるさと納税制度の見直しについて

現行制度

○地方団体への寄附は、
全てふるさと納税の対象

・「寄附額－2,000円」（一定の上限あり）を、住民税及び所得税から軽減
・ 実質2,000円の負担で、納税先を選択可能

（参考）平成29年度受入額：3,653億円

返礼品競争の過熱

H29、H30の2度にわたる総務大臣通知において良識ある対応を要請

制度の健全な発展を図る必要

法律改正後

○ふるさと納税の対象となる地方団体を総務大臣が指定

○指定を受けない地方団体への寄附金は、ふるさと納税の対象外

※6月1日から新制度スタート

＜指定のスケジュール＞

4月1日 指定基準の告示
- 基準① 募集適正実施基準
- 基準② 返礼割合3割以下基準
- 基準③ 地場産品基準

4月1日～10日 地方団体が申出書を提出

＜基準に適合しているかを確認＞

5月中旬 総務大臣による指定 ― 対象団体を告示して、納税義務者や事業者に周知

＜一定の周知期間を確保＞

6月1日 指定制度の施行 ― 6月1日以後の寄附金に適用

（資料㊲）

ふるさと納税の活用

＜ふるさと納税の使い途を明確化する取組や寄附者とのつながりを重視した取組の例＞

※（）内は当該団体の平成29年度受入額

北海道夕張市（3.6億円）



- 「夕張高校魅力化プロジェクト」として、財政破綻を経験した夕張市ならではの地域課題を教材とした教育プログラムの実施や公営塾の開設に必要な費用を募集。
- 寄附者に対して、高校生の取組を伝えるとともに、公営塾の企画に寄附者を招待。

石川県輪島市（3.7億円）



- 熊本地震で被害を受けた作品の陶片と輪島塗漆器を組み合わせ、新しい器へと生まれ変わらせる「被災陶器再生プロジェクト」の費用を募集。
- 寄附者に対して、陶器の修復作業に用いる「金継ぎ」技術の体験イベントを実施。

長崎県五島市（1.4億円）



- 小中学校にプロジェクターやタブレット等を設置。ICTを活用した遠隔授業を通じて、他校、他県、外国と交流。
- 寄附者に対して、子ども達が授業を受ける様子をお礼の動画として制作し公開。

北海道遠別町（1.4億円）



- 遠別農業高校の存続、活性化に向けて農業分野にドローンを活用するための調査研究を新たに実施。ドローン実習やタブレット端末購入に必要となる費用を募集。
- 寄附者に対して、事業報告とともに高校生のお礼のメッセージを送付。

岡山県真庭市（1.1億円）



- 地域おこし協力隊が中心となって、地域資源の発掘や世界への発信の場となるインターナショナルシェアハウスの開設費用を募集。
- 寄附者をシェアハウスのオープニングセレモニーに招待。

熊本県熊本市（12.1億円）



- 熊本地震からの復旧・復興に向けて、被災者の暮らしの再建や復興事業の推進などに活用するための費用を募集。
- 寄附者に対して、「城主証・城主手形」を送付するとともに、デジタル芳名板に氏名を登録。

（資料㊳）

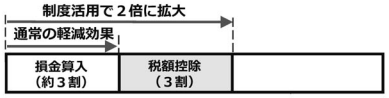
企業版ふるさと納税の活用（地方創生応援税制）

○ 地方公共団体と企業がWIN-WIN の関係を構築

［企業にとってのメリット］
・地域への寄附を通じ、社会貢献に取り組む企業としてのPR効果
・パートナーシップが生まれた地方公共団体の地域資源を活用した、新たな事業展開　など

［税制措置］
・プロジェクトに寄附をした企業には、通常の２倍の税負担軽減（法人住民税等の税額控除）

例）100万円寄附すると、法人関係税において約60万円の税が軽減



［寄附実績］
○平成２８年度
寄附件数：　517件、寄附額：　7.5億円
○平成２９年度
寄附件数：1,254件、寄附額：23.6億円
○平成３０年度
寄附件数：1,771件、寄附額：30.6億円

［寄附を活用した地方創生プロジェクトの例］
・地域産業を支える人材の育成のため、企業と連携して地元高校に工業系学科を新設（岡山県玉野市）
・地元Ｊリーグチームのホームスタジアムを、スポンサー企業の寄附を活用して改修し、市の魅力向上（佐賀県鳥栖市）

○ 企業版ふるさと納税の活用のカギは、知事・市町村長のリーダーシップ

・企業の賛同を得るには、プロジェクトの趣旨を知事、市町村長が自ら説明するトップセールス等が重要

［企業版ふるさと納税の活用の流れ］
① 都道府県・市町村が、総合戦略に位置付けられていて、かつ、地方創生を推進する上で効果の高い事業について、「地域再生計画」を策定
② 都道府県・市町村が内閣府に申請し、内閣府が認定
③ 企業が、その事業に対し、寄附
④ 企業が行った寄附について、法人住民税等の税額控除
（留意点）
・不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外となります。
・本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外となります。
・寄附企業への経済的な見返りは禁止されています。

（資料㊴）

企業版ふるさと納税に係る地方創生担当大臣表彰の事例

内閣官房資料より

北海道夕張市　「コンパクトシティの推進加速化と地域資源エネルギー調査」(2016～2019)

○ 主要幹線の中心にある地区に**児童館、図書館等の多機能を備えた複合型拠点施設の整備**等を実施。
◎ 寄附企業:㈱ニトリホールディングス（4年間で計5億円の寄附を予定）


複合施設外観イメージ

秋田県　「世界遺産白神山地の保全を通じて「高質な田舎」を実現するプロジェクト」(2016～2019)

○ 世界遺産白神山地における**自然体験ツアーの開催**や**白神ガイドの育成・登山道の改修**等を実施。
◎ 代表的な寄附企業:㈱アルビオン


子どもたち向け
自然体験ツアーの様子

岐阜県　「航空宇宙産業を支えるまち・ひと・しごと創生計画」(2016～2019)
岐阜県各務原市　「博物館を核とした航空宇宙産業都市魅力向上事業」(2016～2019)

○ **航空宇宙産業人材の育成・確保**を図るため、**航空宇宙科学博物館の魅力向上・機能強化**等を実施。
＜岐阜県＞　博物館における宇宙教育プログラムの新規開発
＜岐阜県各務原市＞　博物館の改築や企画展の開催
◎ 代表的な寄附企業:**川崎重工業㈱、APCエアロスペシャルティ㈱**


航空エリア（実機展示場）

岡山県玉野市　「たまの版地方創生人財育成プロジェクト」(2017～2019)

○ **地域の産業人材を育成**するため、**市立玉野商業高等学校において工業系学科の新設**等を実施。
◎ 代表的な寄附企業:㈱三井E&Sホールディングス（2017年に6,500万円を寄附）


㈱三井E＆Sホールディングスの研修施設を活用した授業

※ 赤字は、2018年度企業版ふるさと納税に関する地方創生担当大臣表彰の受賞団体。

39

（資料㊵）

40

企業版ふるさと納税に係る運用改善について（令和元年度税制改正）

内閣官房資料より

1．地方創生関係交付金と併用する地方公共団体へのインセンティブ付与	①地方創生関係交付金の対象事業に企業版ふるさと納税を活用した寄附を充当することを可能とする。 ②地方創生推進交付金の対象事業に200万円以上又は事業費の１割以上の企業版ふるさと納税を活用した寄附を充当する場合には、横展開タイプの事業期間（３年間）を先駆タイプと同様に５年間まで認める。
2．基金への積立要件の緩和	①複数の事業の実施を目的とする基金の設置を可能とする。 ②基金事業の執行計画等に基づき、事業の終了時に寄附の累計額が事業への支出の累計額を上回らないことが確実に見込まれることを前提として、各年度における寄附額上限（積立額の５割）を撤廃する。
3．寄附払込時期の弾力化	寄附額が事業費を上回らないことが確実に見込まれる場合には、事業費確定前の寄附の受領を認める。
4．地域再生計画の認定に係る事務手続の簡素化	記載事項の削減、審査事項の明確化及び回答時期の明示等、事務手続の簡素化・迅速化を図る。
5．申請時における寄附企業確保の要件の廃止	申請時における寄附企業確保の要件について、申請時点において寄附を行う法人の具体的な見込みが「立っていることが望ましい」こととする。
6．経済的利益の供与に当たらない具体例の明確化	要件が過度に厳格に解釈されることがないよう、一般的に経済的な利益の供与に該当しないと考えられる例を明記する。
7．地域再生計画の作成支援等	①チェックリストの作成、記載例の見直し等を行う。 ②特別の事情がある場合には、認定時期に関する個別相談を受け付ける。 ③既存の住民サービスとして行ってきた事業の取扱いを明記する。

（資料㊶）

全国知事会要望（企業版ふるさと納税）

○ 「地方税財源の確保・充実等に関する提言」（令和元年7月23日全国知事会）（抜粋）

Ⅲ　地方創生の推進

5 「ふるさと納税」及び「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」の運用

また、「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」については、2019年度（令和元年度）末をもって適用期限が到来することになっているが、国、地方団体のみならず企業が寄附を通じて地方創生に参画することにより、地方創生を持続可能な取組みとするものであり、企業による創業地などへの貢献や地方創生に取り組む地方団体のインセンティブとなると期待できるものであり、制度の継続は当然行うべきである。2019年度（令和元年度）税制改正においては、地方創生関係交付金の対象事業に併用することを可能とすることや基金への積立要件の緩和、寄附払込時期の緩和など制度の運用改善が図られたところである。「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」では「今後、企業や地方公共団体の意見を聴き、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、手続の抜本的な簡素化・迅速化をはじめとして、更に寄附しやすくなるよう検討する」とされているが、一層の活用促進を図るため、地方税と国税が協調して税額控除割合を拡大し、企業のインセンティブ効果を高めることや、柔軟に企業から寄附を受けやすくするために手続きを抜本的に簡素化することなどについて検討すべきである。その際、納税地における企業の受益と負担の関係を踏まえれば、現行の地方税の控除上限額を維持すべきであること、寄附を行う企業に対する代償としての経済的利益の供与の禁止などモラルハザードにならないようにすることに留意すべきである。

41

（資料㊷）

42

5. 地方税の電子化

（資料㊸）

ICT化の進展に対応した主な施策(地方税)

年度	法人申告	給与支払報告書 公的年金等支払報告書	公的年金からの 個人住民税の特別徴収	国税連携	個人住民税の 特別徴収税額通知	自動車税	固定資産税 (償却資産)	電子納税
H16 ～ H21	●法人住民税、法人事業税の申告開始(H16～) ●事業所税の申告開始(H19～) ●法人設立届等の提出開始(H19～)	●給与支払報告書・公的年金等支払報告書の申告開始(H19～)	●公的年金の特別徴収データの連携開始(H21～)			●OSS(自動車保有関係手続のワンストップサービス)による、自動車税、自動車取得税申告開始(新車新規のみ)(H17～)	●固定資産税(償却資産)の申告開始(H16～)	
H22	全地方団体がeLTAXに接続			●所得税確定申告書の連携開始				
H25		●一定規模以上の事業者に対し給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子的提出を義務化		●法定調書の連携開始 ●扶養是正情報の連携開始				
H27						●JNKS(自動車税納付確認システム)運用開始		
H28		●源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出を一元化			●特別徴収税額通知(特徴義務者用)の電子化			
H29				●源泉徴収義務者情報の連携開始		●中古車新規登録、移転登録、変更登録、抹消、継続検査も対象		
R1								●地方税共通納税システムの導入(R1.10)
R2	●大法人に係る電子申告義務化(R2.4.1)	●給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子的提出基準の引下げ(R3.1.1)						

（資料㊹）

地方税における納税環境整備の取組状況

情報通信技術の進展等を踏まえ、納税者の利便性向上、官民双方のコスト削減、地方団体の課税事務の効率化等、ひいては適正かつ公平な課税の実現を図るため、地方税の電子化を進め、納税環境を整備していく。

eLTAX等を活用した「全国統一的な対応」の充実

- 複数団体にわたって経済活動を行う者(法人)は、複数に申告・納税を行う必要から全国共通の電子インフラであるeLTAX等を活用し、全国統一的な対応・取扱いを充実させていくことが一層求められる。
- 平成22年からeLTAXにおいて、全ての地方団体が接続。eLTAXを安定かつ安全に運営するための措置(地方税共同機構の設立等)を講じつつ、令和元年10月からは統一的なシステムとして、「地方税共通納税システム」が導入され、稼働予定。
- 自動車(登録車)保有関係手続のワンストップサービス(OSS)は、令和元年度中に44団体が稼働となり、全ての都道府県での稼働に向けて引き続き取り組む。

法人の申告・納税の事務負担を軽減・効率化

- 従来から可能であった電子申告に加え、「地方税共通納税システム」によって、電子納税を可能とし、 申告・納税の事務を一括してオンライン化することで、法人(納税義務者、特別徴収義務者)の税務事務負担を、大幅に軽減・効率化。
- 令和元年10月の地方税共通納税システムの導入をきっかけに、地方法人二税の電子申告率(平成29年度65.8%)の更なる向上を見込む。
- 固定資産税(償却資産)について、eLTAXにおける複数市町村への一括申告の拡大、納税者がエラーチェックしやすくなる機能強化等の改善を図るなど、納税者の利便性の向上を進め、電子申告しやすい環境整備に取り組む。

ICTによる収納手段の多様化

- コンビニ納税(平成15年度改正)やクレジットカード納付(平成18年度改正)などの制度改正により、個人向け税目の収納手段の多様化が図られており、納税者の利便性は格段に向上。
- 個人向け税目については、ICTによる収納手段の多様化によって、個人が様々な方法で納税できる環境を構築することが重要。
- スマートフォンやタブレット型端末の普及など、個人を取り巻くICT環境は大きく変化している。こうした変化に対応し、また、これらの機器を活用していくことが見込まれ、更なる収納手段の多様化を推進。

国税・地方税間の情報連携の更なる推進

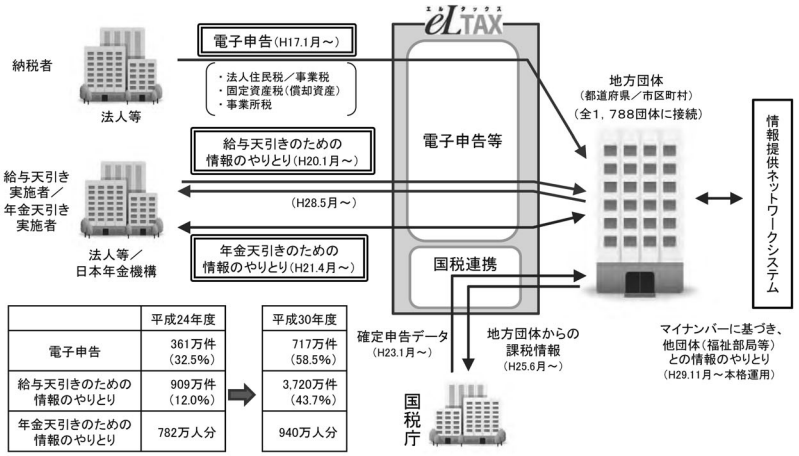
- 地方団体及び国税当局間においては、所得税申告書等や報酬、配当等の法定調書、所得税の源泉徴収義務者に関する法人情報について、eLTAXを通じて国税当局から地方団体に送信されており、これらの課税資料を活用することにより、課税の適正化に資する。
- 市区町村から国税当局に送信される扶養是正情報等のデータ送信は、地方団体及び国税当局の双方の税務行政の効率化を図る観点から一層の取組強化。
- 情報連携について、共通入力事務の重複排除や法人納税者の開廃業・異動時に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化等、更なる取組を推進。

（資料㊺）

eLTAX（エルタックス）について

○ eLTAXは、地方税の電子申告及び国税連携のためのシステム。eLTAXが担う役割は順次拡大し、「地方税の電子化」の基盤となっている。
※ e-Tax（国税の電子申告のためのシステム）は国税庁が管理・運営

○ 平成31年4月1日からは、地方税法に基づきすべての地方団体が共同して運営する組織として設立された地方税共同機構がeLTAXの運営主体となる。



	平成24年度	平成30年度
電子申告	361万件（32.5%）	717万件（58.5%）
給与天引きのための情報のやりとり	909万件（12.0%）	3,720万件（43.7%）
年金天引きのための情報のやりとり	782万人分	940万人分

45

（資料㊻）

46

地方税共通納税システムの導入

○ 法人は、その事業活動が複数の地方団体にまたがること、またその従業員が複数の地方団体から通勤するケースがあることから、地方税においては、紙ベースではなく電子的に申告等を行うニーズが、もともと高い。

○ eLTAXによる電子申告は、平成16年度の運用開始後、平成25年には全団体が利用することとなった。
令和元年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、電子納税が可能となることから、法人の事務負担は大きく軽減される見込み。
※ 当面の対象税目：法人事業税・住民税、個人住民税（給与所得・退職所得に係る特別徴収）、事業所税

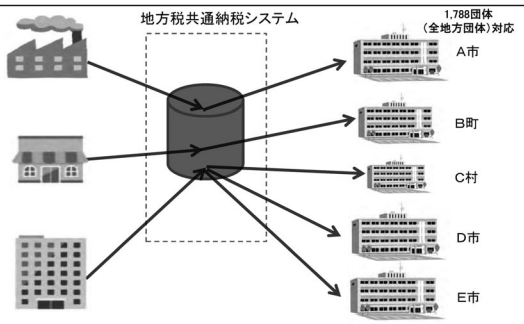
概 要

＜企業による納税＞

■地方法人二税等
申告件数：約431万件（法人市町村民税の場合）

■個人住民税（給与所得に係る特別徴収）
納税義務者数：約4,183万人
※支払回数：年12回

■事業所税
申告件数：約12万件



※ eLTAX（地方税のポータルシステム）が安全かつ安定的に運営されるよう、eLTAXの運営主体について、以下のとおり措置。

1. eLTAXの運営主体について、地方税法に基づきすべての地方団体が共同して運営する組織（地方共同法人）として、平成31年4月1日に地方税共同機構が設立。
2. 意思決定機関である代表者会議は、知事会、市長会、町村会が任命する地方代表者3名及び学識経験者3名で構成され、地方税共同機構の予算及び事業計画は大臣への事後的な届出が必要。
3. eLTAXの適正な運営のために必要な総務大臣による報告・立入検査、違法行為等の是正要求、命令を規定。
4. eLTAXの運営主体の役職員に対し、秘密保持義務を規定。

（資料㊼）

成長戦略（令和元年6月21日閣議決定）（抄）

○ 成長戦略フォローアップ

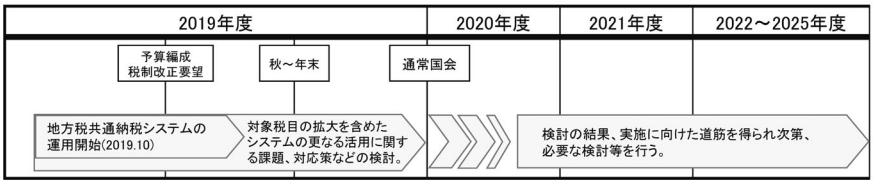
2. フィンテック／金融分野

ⅳ ）金・商流連携等に向けたインフラの整備

税・公金のキャッシュレス化等について、以下の取組を行う。

－地方税の電子化の推進について、2019年10月から地方法人二税等を対象に地方税共通納税システムを運用開始するとともに、地方公共団体の理解を得ながら進めることに留意しつつ、納税者からの要望が多い税目への拡大を含めた、システムの更なる活用に関して、2019年度中にその課題、対応策等を検討し、実施に向けた道筋を得る。

○ 令和元年度革新的事業活動に関する実行計画



47

（資料㊽）

48

ICTによる収納手段の多様化

○ 従来から行われてきた口座振替に加えて、コンビニ納税（平成15年度）、クレジットカード納付（平成18年度）など累次の制度改正により、収納手段は多様化しており、特に、個人向けの利便性は向上。

※ 例えば、コンビニ納税には、平成29年度時点で、全ての都道府県、7割弱の市町村が対応している。

○ 個人向け税目については、ICTによる収納手段の多様化によって、個人が様々な方法で納税できる環境を構築することが重要。個人を取り巻くICT環境の変化に対応し、また、普及が進んでいるスマートフォンやタブレット型端末を活用していくことが見込まれ、更なる収納手段の多様化を推進。

＜平成29年度における収納手段の状況＞

		口座振替	コンビニ収納	クレジットカード納付	ペイジー（MPN）
都道府県	対応団体	47団体	47団体	40団体	31団体
	利用件数	784万件	2,159万件	154万件	773万件
	利用件数における平成24年度との比較	1.1倍	1.32倍	6.42倍	1.43倍
市区町村	対応団体	1,736団体	1,179団体	196団体	67団体
	利用件数	1億2,630万件	7,890万件	54万件	275万件
	利用件数における平成24年度との比較	1.06倍	1.63倍	9倍	2.59倍

※ ペイジーによる納付とは、収納機関と金融機関を共同のネットワークで結ぶ『マルチペイメントネットワーク（MPN）』を活用して、パソコンやスマートフォンや携帯電話、ATMから支払うことができるサービスをいう。

目　　次

【令和元年９月27日　大阪大会】

地方財政・地方税制の現状と課題

総論：地方財政・地方税政の現状と課題

（資料❶）総論：地方財政・地方税政の現状と課題……77
（資料❷）地方財政の果たす役割……77
（資料❸）国・地方を通じた歳出の構造（イメージ図）……78
（資料❹）地方財政の財源不足と借入金残高の状況……78
（資料❺）地方公務員数の状況……79
（資料❻）地方財政計画の歳出の推移……79
（資料❼）国税・地方税の税収内訳（令和元年度予算・地方財政計画額）……80
（資料❽）課税ベースに着目した租税の分類……80
（資料❾）地方税収（地方財政計画ベース）の推移……81
（資料❿）人口一人当たりの税収額の指数（５年平均（H25～H29決算））　……81
（資料⓫）人口一人当たりの税収額の指数（５年平均（H25～H29決算））　……82

各論：個別地方税制の現状と課題

（資料⓬）個別地方税制の現状と課題……82

１．地方法人課税

（資料⓭）地方法人課税……83
（資料⓮）地方法人二税（法人事業税・法人住民税）の税収の推移……83
（資料⓯）法人事業税所得割の税率引下げと外形標準課税の拡大……84
（資料⓰）地方税の充実確保と偏在性が小さい地方税体系の構築……84
（資料⓱）消費税率の引上げと地方法人課税の偏在是正……85
（資料⓲）地方法人課税における新たな偏在是正措置……85
（資料⓳）新たな偏在是正措置の考え方と効果……86
（資料⓴）平成31年度税制改正大綱（抄）－収入金額課税関係部分－……86
（資料㉑）エネルギーシステム改革のスケジュール（電力）……87
（資料㉒）都道府県別の法人事業税に占める収入割額（平成29年度決算）……87
（資料㉓）全国知事会要望（収入金額課税）……88

２．車体課税

（資料㉔）車体課税……88
（資料㉕）車体課税（地方税）の現状……89

（資料㉖）車体課税の大幅見直し（全体像）……89
（資料㉗）自動車税の税率引下げ……90
（資料㉘）地方財政の安定のために講ずる措置のイメージ……90
（資料㉙）需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減……91
（資料㉚）平成31年度与党税制改正大綱（抄）……91

３．森林環境税

（資料㉛）森林環境税……92
（資料㉜）森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計……92
（資料㉝）森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び
譲与基準……93

４．ふるさと納税

（資料㉞）ふるさと納税……93
（資料㉟）ふるさと納税の概要について……94
（資料㊱）ふるさと納税の受入額及び受入件数（全国計）……94
（資料㊲）ふるさと納税に係る住民税控除額等の推移（全国計）……95
（資料㊳）ふるさと納税制度の見直しについて……95
（資料㊴）ふるさと納税の活用……96
（資料㊵）企業版ふるさと納税の活用（地方創生応援税制）……96
（資料㊶）企業版ふるさと納税に係る地方創生担当大臣表彰の事例……97
（資料㊷）企業版ふるさと納税に係る運用改善について（令和元年度税制改正）……97
（資料㊸）全国知事会要望（企業版ふるさと納税）……98

５．地方税の電子化

（資料㊹）地方税の電子化……98
（資料㊺）ＩＣＴ化の進展に対応した主な施策（地方税）……99
（資料㊻）地方税における納税環境整備の取組状況……99
（資料㊼）eLTAX（エルタックス）について……100
（資料㊽）地方税共通納税システムの導入 ……100
（資料㊾）成長戦略（令和元年６月21日閣議決定）（抄）……101
（資料㊿）ＩＣＴによる収納手段の多様化 ……101

（資料❶）

MIC

総論：地方財政・地方税制の現状と課題

1

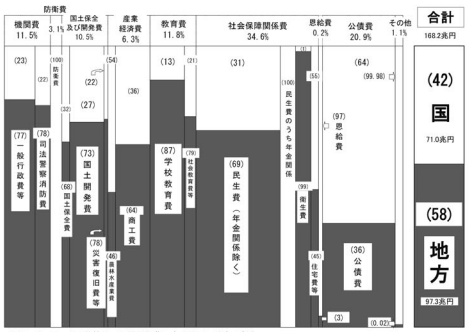
（資料❷）

2

地方財政の果たす役割

○ 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
○ その結果、政府支出に占める地方財政のウェートは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約3／5となっている。

○ 国と地方の役割分担（平成29年度決算）
＜歳出決算・最終支出ベース＞



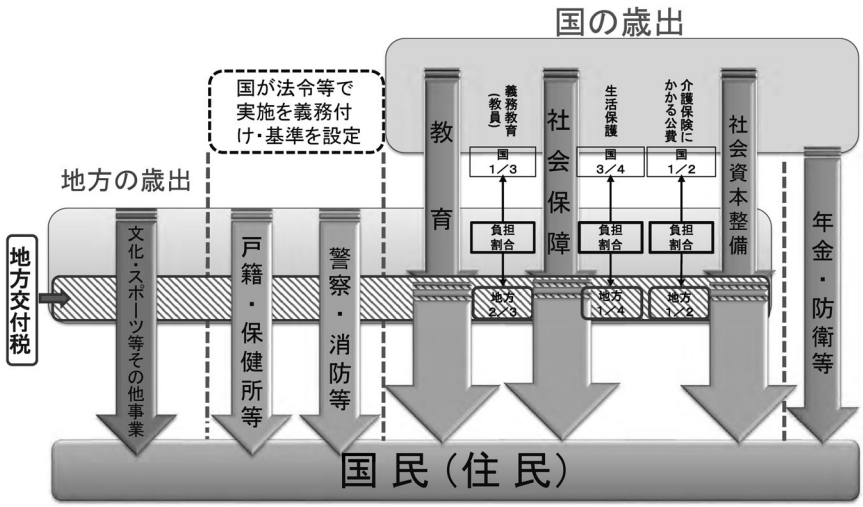
（注）（　）内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合
計数は精査中であり、異動する場合がある。

国と地方との行政事務の分担

分野		公共資本	教育	福祉	その他
国		○高速自動車道 ○国道 ○一級河川	○大学 ○私学助成（大学）	○社会保険 ○医師等免許 ○医薬品許可免許	○防衛 ○外交 ○通貨
地方	都道府県	○国道（国管理以外） ○都道府県道 ○一級河川（国管理以外） ○二級河川 ○港湾 ○公営住宅 ○市街化区域、調整区域決定	○高等学校・特別支援学校 ○小・中学校教員の給与・人事 ○私学助成（幼～高） ○公立大学（特定の県）	○生活保護（町村の区域） ○児童福祉 ○保健所	○警察 ○職業訓練
	市町村	○都市計画等 （用途地域、都市施設） ○市町村道 ○準用河川 ○港湾 ○公営住宅 ○下水道	○小・中学校 ○幼稚園	○生活保護（市の区域） ○児童福祉 ○国民健康保険 ○介護保険 ○上水道 ○ごみ・し尿処理 ○保健所（特定の市）	○戸籍 ○住民基本台帳 ○消防

（資料❸）

国・地方を通じた歳出の構造（イメージ図）



※国・地方の負担割合は法律上の負担割合

3

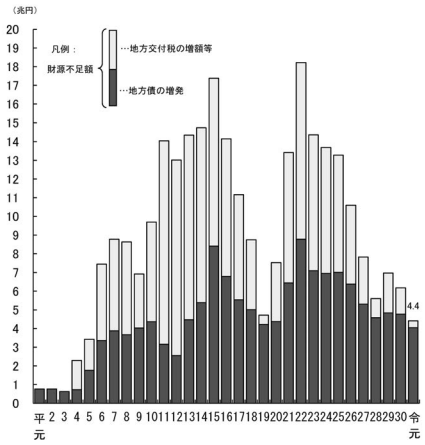
（資料❹）

4

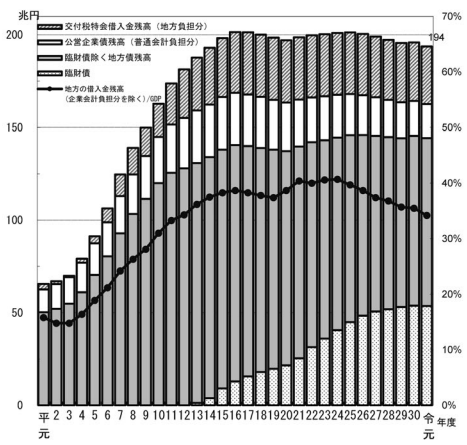
地方財政の財源不足と借入金残高の状況

○ 地方財政は、4.4兆円の財源不足が生じており、約200兆円もの巨額の借入金残高を抱えている。

地方財政の財源不足の推移



地方財政の借入金残高の推移

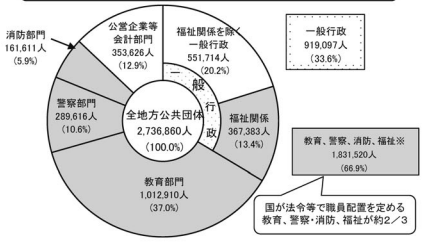


（資料❺）

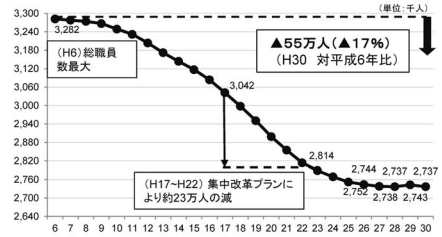
地方公務員数の状況

○ 総職員数は約２７４万人となっており、平成６年をピークとして平成７年から減少していたが、平成２９年に２３年ぶりに増加に転じ、平成３０年については再び減少となったものの、ほぼ横ばい。

全地方公共団体の職員数（平成30年4月1日現在）



地方公共団体の総職員数の推移

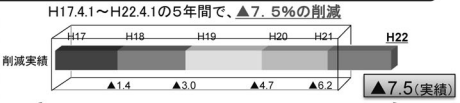


集中改革プラン（平成17年～平成22年の5年間）における定員管理の取組結果

（単位：人、%）

区 分	実 績		目 標
	H17～H22 増減数	H17～H22 増減率	H17～H22 増減率
都道府県	▲84,524	▲5.3	▲4.5
一般行政部門等	▲55,798	▲14.8	▲12.2
指定都市	▲28,896	▲10.6	▲9.4
市区町村	▲114,827	▲9.9	▲8.6
合 計	▲228,247	▲7.5	▲6.4

H17.4.1～H22.4.1の5年間で、▲7．5%の削減



▲7.5(実績)

H17.4.1～H22.4.1の5年間の削減目標
各地方公共団体が定めた目標の平均 ▲6．4%
国の閣議決定で要請した目標 ▲5．7%

※国の同期間における削減実績 ▲5.3(実績)

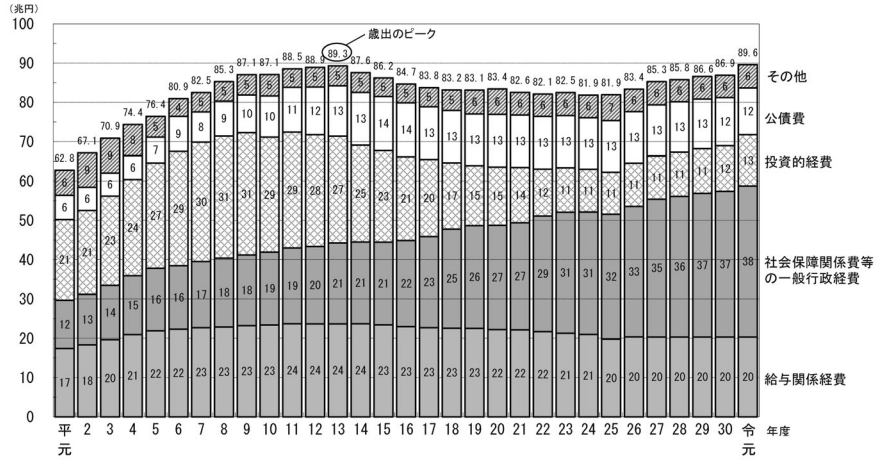
5

（資料❻）

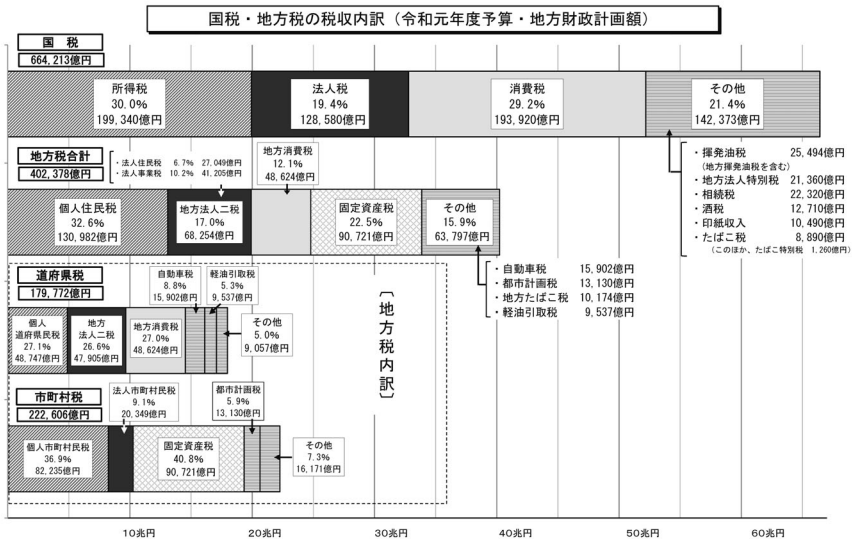
6

地方財政計画の歳出の推移

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する一方で、給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。



（資料❼）



（注）1　各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
2　国税は予算額（特別会計を含む）であり、地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。
3　国税は地方法人特別税を含み、地方税は地方法人特別譲与税を含まない。
4　計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

7

（資料❽）

8

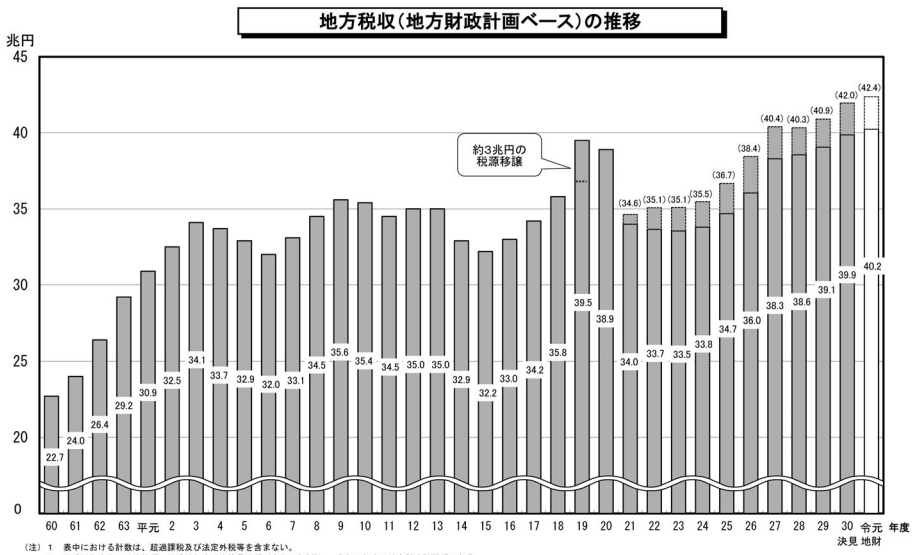
課税ベースに着目した租税の分類

所得課税･･･個人の所得や法人の事業活動から生じる所得に担税力を見出して課税するもの。
消費課税･･･財･サービスの消費に担税力を見出して課税するもの。
資産課税･･･資産の取得や保有に担税力を見出して課税するもの。

	国　税	地 方 税
所得課税	所得税、法人税	個人住民税、個人事業税、法人住民税、法人事業税
消費課税	消費税、酒税、たばこ税、自動車重量税、揮発油税、石油ガス税、航空機燃料税、石油石炭税　等	地方消費税、地方たばこ税、自動車取得税、軽油引取税、ゴルフ場利用税、入湯税、自動車税、軽自動車税、狩猟税　等
資産課税等	相続税、贈与税、登録免許税、印紙税　等	固定資産税、都市計画税、不動産取得税、事業所税　等

※ 政府税制調査会答申『わが国税制の現状と課題』（平成12年7月）より作成。

（資料❾）

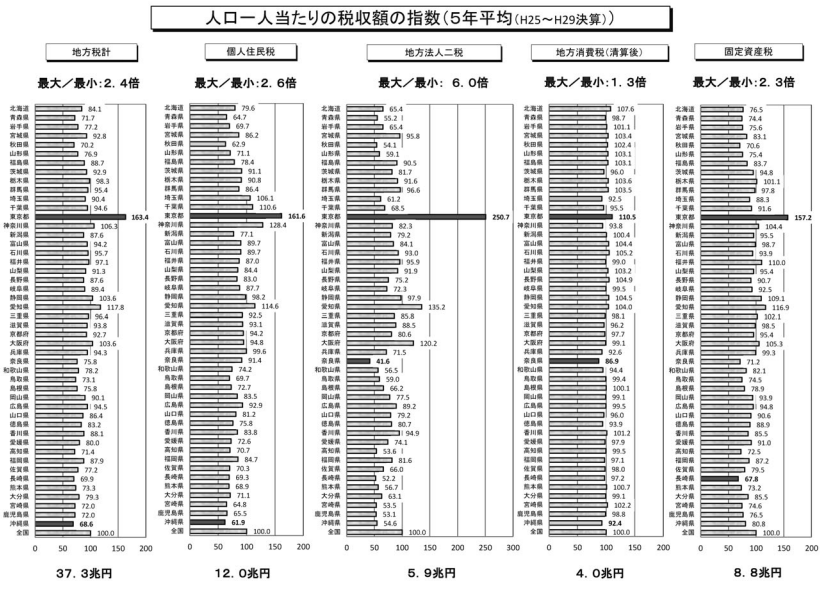


（注） 1　表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。
2　平成29年度までは決算額、平成30年度は決算見込額（令和元年7月）、令和元年度は地方財政計画額である。
3　括弧書きは、平成21年度以降、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を含めたものである。

9

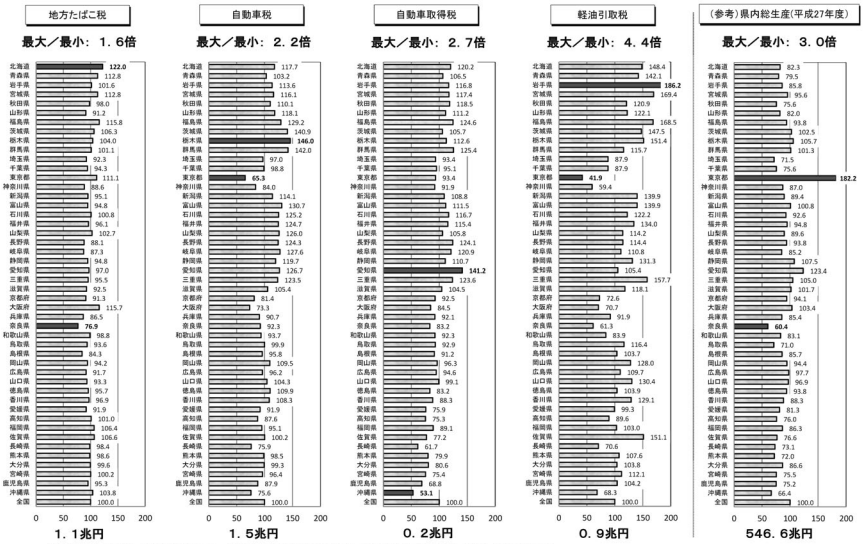
（資料❿）

10



※上段の「最大／最小」は、各都道府県ごとの人口１人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。
※地方消費税の税収額は、平成30年度に適用される清算基準に基づき清算を行った場合の理論値である。

（資料⓫）



11

（資料⓬）

12

MIC

各論：個別地方税制の現状と課題

（資料⓭）

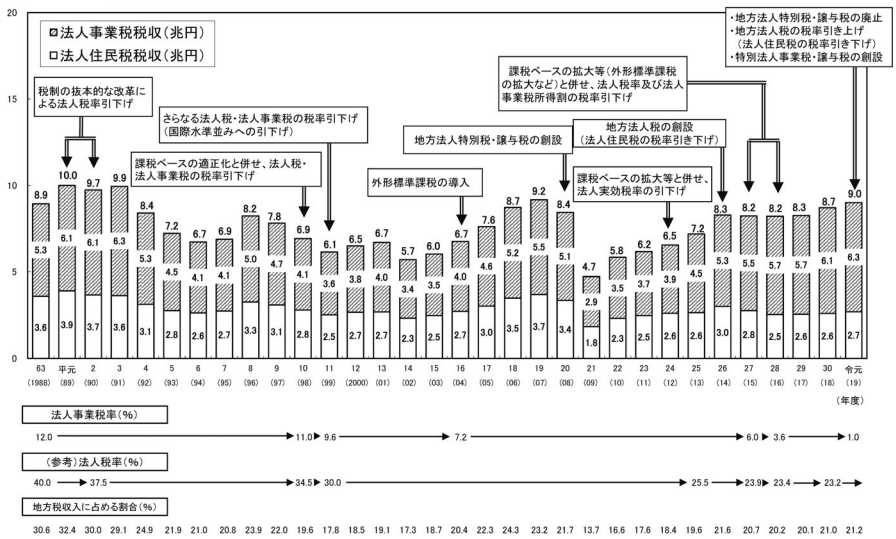
1. 地方法人課税

13

（資料⓮）

14

地方法人二税（法人事業税・法人住民税）の税収の推移



（注）1　29年度までは決算額であり、超過課税を含まない。また、30年度及び令和元年度は地方財政計画額である。
2　地方税においては、3月決算法人等の税収が翌年度の歳入となるため、制度改正の影響の大半は、翌年度以降に発生することに留意。
3　21年度以降の法人事業税収は、地方法人特別譲与税を加算した額である。
4　27年度以降の法人住民税収は、地方法人税を含んでいない。

（資料⑮）

法人事業税所得割の税率引下げと外形標準課税の拡大

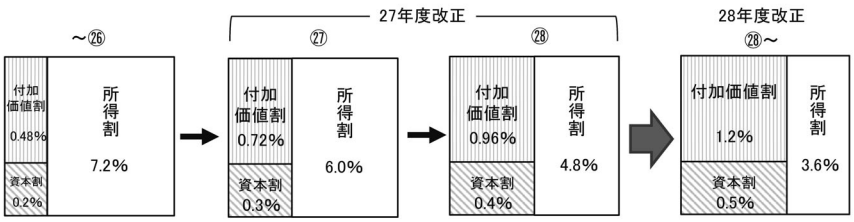
法人事業税所得割の税率を引き下げ、外形標準課税を拡大してきた。

〔27年度改正〕　〔28年度改正〕

～㉖　2／8　→　㉗　3／8　→　㉘　4／8　⇒　㉘～　5／8

【税率】　〔27年度改正〕　〔28年度改正〕

付加価値割	～㉖	0．48％	→ ㉗	0．72％	→ ㉘ 0．96％	⇒ ㉘～ 1．2％
資本割	～㉖	0．2 ％	→ ㉗	0．3 ％	→ ㉘ 0．4 ％	⇒ ㉘～ 0．5％
所得割	～㉖	7．2 ％	→ ㉗	6．0 ％	→ ㉘ 4．8 ％	⇒ ㉘～ 3．6％



※　資本割における特例（圧縮特例、持株会社特例、個別特例）については、従前の特例の趣旨を踏まえ、維持。
※　所得割の所得400万円以下、400万円超から800万円以下の税率は、比例的に措置。
※　所得割の税率には地方法人特別税を含む。

15

（資料⑯）

16

地方税の充実確保と偏在性が小さい地方税体系の構築

＜H9.7.8　地方分権推進委員会　第2次勧告より抜粋＞

○　今後、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の財政面における自己決定権と自己責任をより拡充するとともに、住民の受益と負担の対応関係をより明確化するという観点から、（中略）地方税の充実確保を図っていく必要がある。

○　この場合、（中略）税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築について検討していく必要がある。

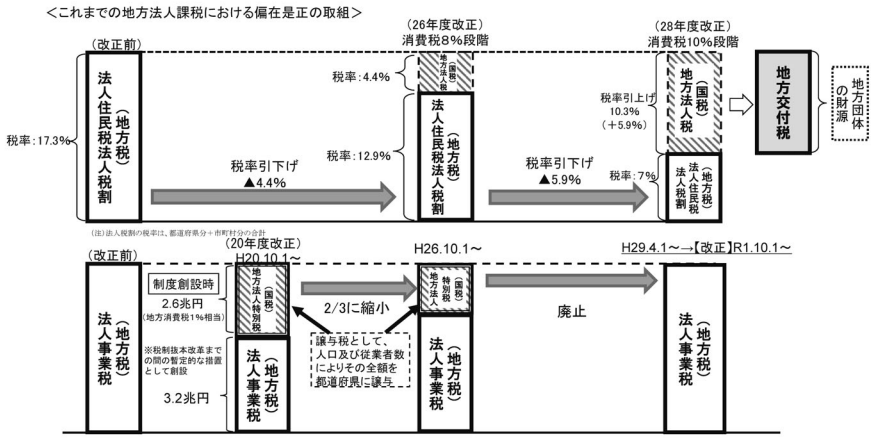
平成９年度	消費税率引上げ（３％→５％） ・地方消費税の創設　※消費譲与税を廃止
16～19年度	三位一体の改革 ・３兆円の税源移譲（所得税→個人住民税）　※平成16～18年度は所得譲与税 ・個人住民税所得割の10%比例税率化
20年度	地域間の財政力格差拡大への対応 ・地方法人特別税・譲与税制度の創設（法人事業税を一部国税化）
26年度	消費税率引上げ（５％→８％） ・法人住民税法人税割の一部交付税原資化 ・地方法人特別税・譲与税の規模を２／３に縮小（法人事業税への一部復元）
令和元年度	消費税率引上げ（８％→10％） ・法人住民税法人税割の更なる交付税原資化 ・地方法人特別税・譲与税の廃止（法人事業税への復元） 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築 ・特別法人事業税・譲与税制度の創設（法人事業税を一部国税化）

（資料⑰）

消費税率の引上げと地方法人課税の偏在是正

○ 地方消費税率の引上げに伴う、地方団体間の財政力格差拡大については、地方法人特別税・譲与税の偏在是正効果を維持しつつ、法人住民税（都道府県分・市町村分）の一部を国税化し、その全額を地方交付税原資化することにより、以下のとおり対応。

○ その後の財政力格差の拡大という「新たな状況」を踏まえ、新たな偏在是正措置が必要。



17

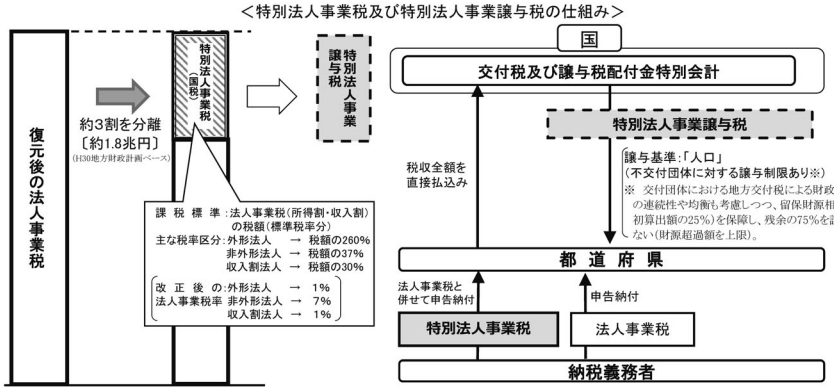
（資料⑱）

地方法人課税における新たな偏在是正措置

18

○ 地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設。

<特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の仕組み>



＜その他関連する事項＞

○ 都道府県の財政運営に支障が生じないよう、新たな偏在是正措置により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする措置を講じる。

○ 経済社会情勢の変化に対応できるよう、法の施行後における検討に係る規定を設ける。

○ 令和2年2月以降に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入額を、特別法人事業税の収入額とみなす等の所要の措置を講じる。

※ 新たな偏在是正措置により生じる財源は、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する。

（資料⑲）

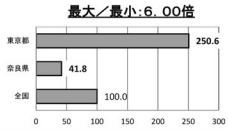
新たな偏在是正措置の考え方と効果

○ 大都市における地方法人課税の税収は、県内総生産の分布状況と比較して集中している状況。
この構造的な課題を解決することが必要。

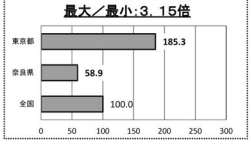
○ 新たな偏在是正措置の導入により、地方法人課税の税収と県内総生産の分布が概ね合致。

人口一人当たりの最大／最小

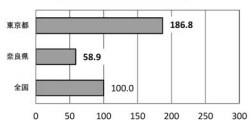
＜地方法人二税のみ＞
（偏在是正措置なし）
最大／最小：6．00倍



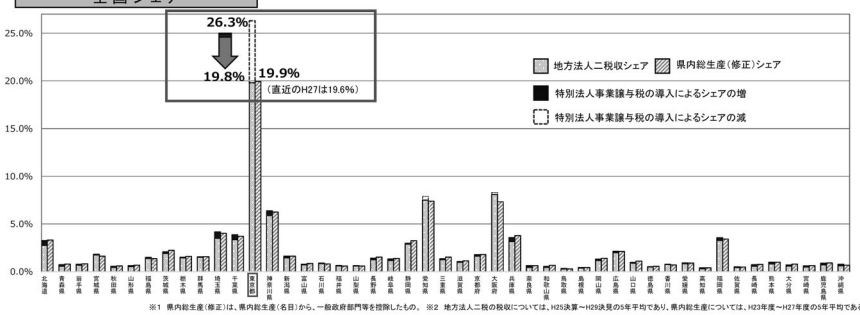
＜特別法人事業譲与税導入後＞
（人口による譲与＋譲与制限）
最大／最小：3．15倍



＜県内総生産（修正）＞
最大／最小：3．17倍



全国シェア



※1 県内総生産（修正）は、県内総生産（名目）から、一般政府部門等を控除したもの。 ※2 地方法人二税の税収については、H25決算～H29決見の5年平均であり、県内総生産については、H23年度～H27年度の5年平均である。

19

（資料⑳）

20

平成31年度税制改正大綱（抄）－収入金額課税関係部分－

（平成30年12月14日
自由民主党
公明党）

第三　検討事項

9　現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、法人事業税における収入金額課税全体としてのあり方を踏まえながら、小売全面自由化され2020年に法的分離する電気供給業及びガス供給業における新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。

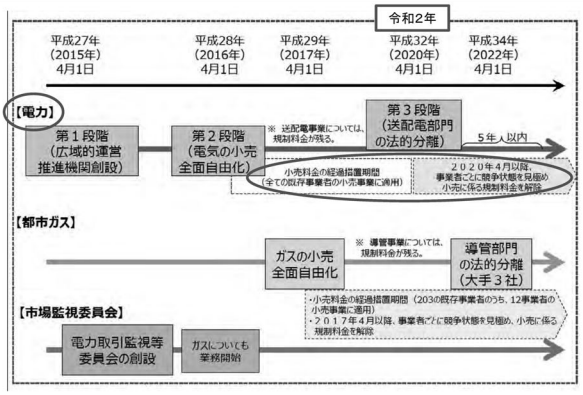
（資料㉑）

エネルギーシステム改革のスケジュール（電力）

○ 平成28年4月の電気の小売全面自由化に際しては、競争状態が不十分なままに「規制なき独占」に陥ることを防ぐため、低圧需要家向けの小売規制料金について経過措置を講じ、令和2年（平成32年）3月末までは、全国すべての地域において、従来と同様の規制料金（経過措置料金）が存続。

○ 法律上、経過措置は、令和2年3月末をもって撤廃され、同年4月以降は、「電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるもの」として経済産業大臣が指定する供給区域においてのみ、経過措置料金が存続。

※ なお、平成31年4月以降、大臣指定を行うことが法律上可能。仮に、当該供給区域の指定が行われない場合は、令和2年3月末をもって経過措置料金規制が撤廃されることとなる。



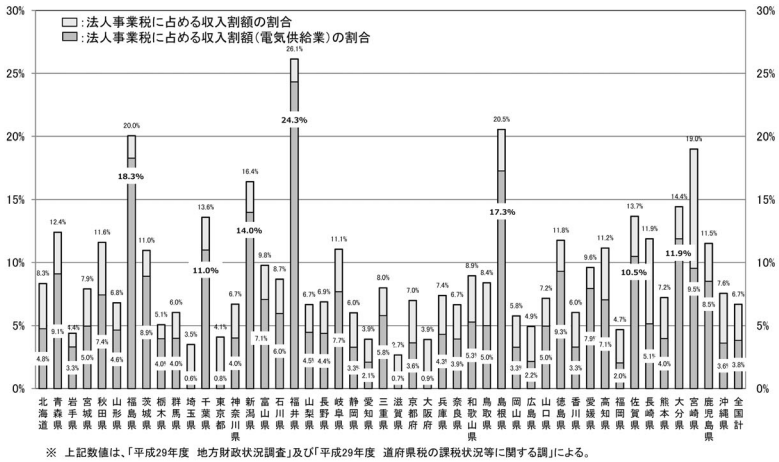
（資料㉒）

都道府県別の法人事業税に占める収入割額（平成29年度決算）

○ 都道府県によって差はあるものの、法人事業税収のうち、収入割額は大きな割合を占めている。

○ また、大規模発電施設の立地都道府県等においては、電気供給業に係る収入割額が、収入割額全体の太宗を占めている。

※ 法人事業税に占める収入割額（電気供給業）の割合が大きい団体
⇒ 青森県、福島県、新潟県、福井県、島根県、徳島県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県



※ 上記数値は、「平成29年度 地方財政状況調査」及び「平成29年度 道府県税の課税状況等に関する調」による。

（資料㉓）

全国知事会要望（収入金額課税）

○ 「地方税財源の確保・充実等に関する提言」（令和元年7月23日全国知事会）（抜粋）

Ⅳ 税制抜本改革の推進等

4 法人税改革に伴う地方法人課税の見直し

（3）収入金額課税制度の堅持

平成31年度大綱においては、「今後、法人事業税における収入金額課税全体としてのあり方を踏まえながら、小売全面自由化され2020年に法的分離する電気供給業及びガス供給業における新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する」とされ、今後の検討事項に位置づけられている。

収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していること、原子力発電所をはじめとする大規模発電施設は多大な行政サービスを受益していること、小売全面自由化後も消費者の新電力への契約先の切替えは低位にとどまっていることや有力で独立した小売電気事業者が複数存在するとは認められず、競争圧力が不十分な現時点の状況等を踏まえれば、**同制度を堅持すべき**である。

23

（資料㉔）

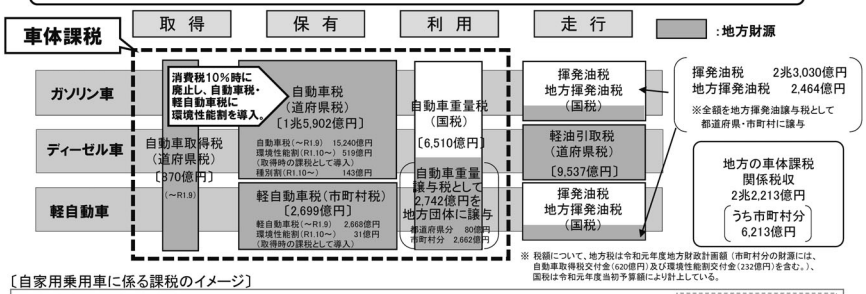
24

2. 車体課税

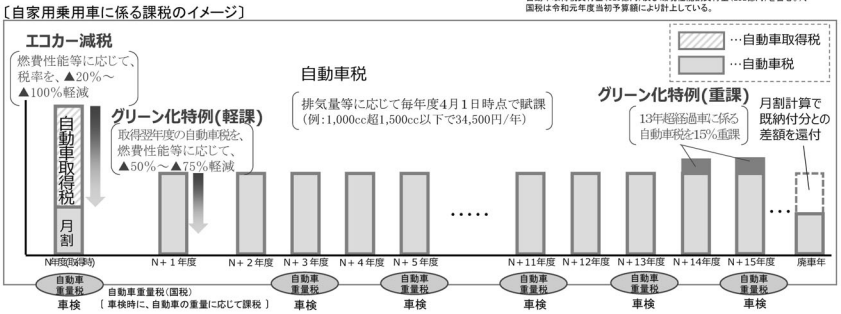
（資料㉕）

車体課税（地方税）の現状

○ 車体課税はその多くが地方財源（車体課税2.6兆円のうち2.2兆円が地方財源）。



〔自家用乗用車に係る課税のイメージ〕



25

（資料㉖）

車体課税の大幅見直し（全体像）

26

○ 消費税率10%への引上げにあわせ、自動車の保有に係る税負担を恒久的に引き下げることにより、自動車ユーザーの負担を軽減し、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。これにより、税制抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しについては、最終的な結論を得たところである。

○ 恒久減税による地方税の減収については、エコカー減税等の見直しや国税から地方税への税源移譲により、これに見合った地方税財源を確保することとする。これにより、地方における社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業のニーズにしっかりと対応する。

保有課税の恒久減税

○ 自動車税の税率引下げ（恒久減税） 1,320億円程度（平年度ベース）

- 平成31（令和元）年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）から引下げ。
- 軽自動車税の税率は、変更しない。

○ 地方税財源の確保 1,320億円程度（平年度ベース）

- グリーン化特例・軽課（自動車税・軽自動車税）
- エコカー減税（自動車重量税・自動車取得税）
- 環境性能割（自動車税）

} 対象の重点化、基準の見直し 等

- 都道府県自動車重量譲与税制度の創設（自動車重量税の譲与割合の引上げ）
- 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲

環境性能割の臨時的軽減

500億円程度（平成31、32（令和元、2）年度の合計）

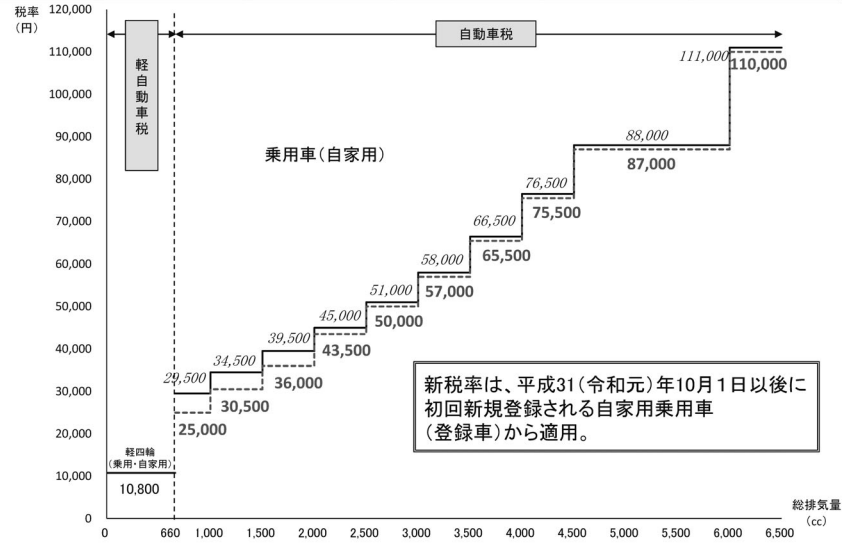
① 消費税率引上げに伴う対応として、平成31（令和元）年10月1日から平成32（令和2）年9月30日までの間に取得した自家用乗用車（登録車及び軽自動車）について、環境性能割の税率を1%分軽減する。（例：税率3%→税率2% 等）

② ①による地方税の減収については、地方特例交付金により、全額国費で補填する。

（資料㉗）

自動車税の税率引下げ

税率区分	～1,000cc以下	1,000cc超1,500cc以下	1,500cc超2,000cc以下	2,000cc超2,500cc以下	2,500cc超～
引下げ幅	▲4,500円	▲4,000円	▲3,500円	▲1,500円	▲1,000円

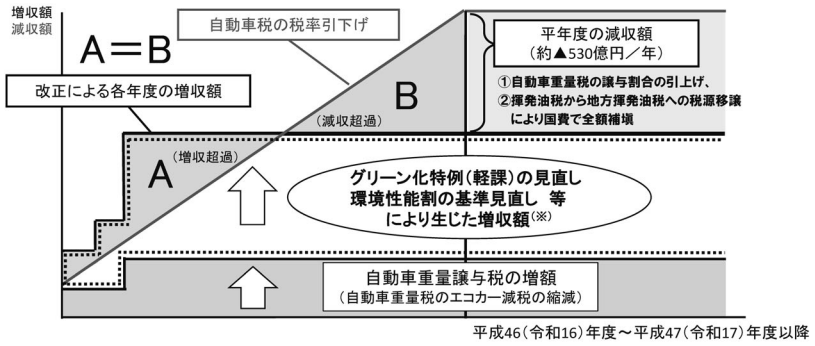


27

（資料㉘）

28

地方財政の安定のために講ずる措置のイメージ



（※）：別途、今般の改正に伴う都道府県・市町村間の財源調整のため、自動車税の環境性能割交付金に係る交付率を見直す。

（資料㉙）

需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減

○　消費税率引上げに伴う対応として、平成31（令和元）年10月１日から平成32（令和２）年９月30日までの間に自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、環境性能割の税率を１%分軽減する。

※　この措置による地方税の減収（500億円程度：平成31、32（令和元、２）年度の合計）については、地方特例交付金により、全額国費で補塡する。

対　　象　平成31(令和元)年10月1日から平成32(令和2)年9月30日までの間に取得した自家用乗用車(新車・中古車)

措置内容　自動車税環境性能割又は軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減

〔登録車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%
3.0%	2.0%

〔軽自動車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%

※　環境性能割については、新車・中古車を問わず対象。

※　免税点は50万円（中古車については、全体の約９割が非課税）。

（参考）：環境性能割の概要※自家用乗用車(登録車)の場合

〔課税のタイミング〕 自動車の取得時(購入時)

〔税額の計算方法〕 自動車の取得価額 ×

〔税率は、燃費基準値達成度等に応じて決定される仕組み〕

税率(改正後)	燃費基準値達成度等	対象車の例
非課税	電気自動車等(※)、2020年度燃費基準＋20%達成	プリウス
1％	2020年度燃費基準＋10%達成	パッソ
2％	2020年度燃費基準達成	フィット
3％	上記以外の登録車	ヴォクシー

※ 電気自動車等:電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車及びクリーンディーゼル車

29

（資料㉚）

30

平成31年度与党税制改正大綱（抄）

平成30年12月14日
自由民主党・公明党

第一　平成31年度税制改正の基本的考え方(抄)

3　車体課税

自動車産業は日本経済や雇用創出に大きく貢献する基幹産業であるが、熾烈なグローバル競争下にあるとともに、電動化・IoT化、自動運転等の技術革新、ライドシェア等の使用形態の変化等、大きな変革期を迎えている。このような環境の下で、国内自動車市場の活性化を引き続き図っていくために、自動車ユーザーの車体課税に係る負担を軽減し、自動車を購入・保有しやすい環境を作るべきとの要請がある。

その一方で、車体課税の多くは地方財源であり、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となること等を考慮すれば、地方の安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮することが必要である。

これら双方の観点に十分配慮しつつ、平成29年度与党税制改正大綱等における車体課税の見直しに係る基本的考え方に沿って検討を行った結果、車体課税について、以下のような大幅な見直しを行う。税制抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しについては、今般の措置をもって最終的な結論とする。（以下　略）

第三　検討事項(抄)

6　自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

（資料㉛）

3. 森林環境税

31

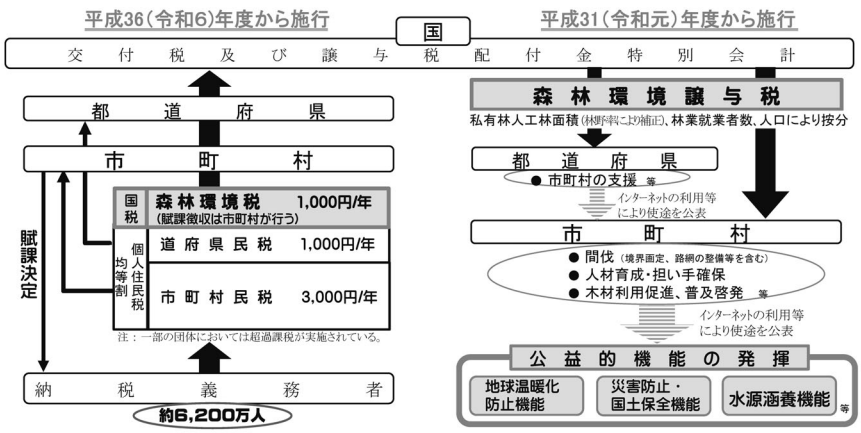
（資料㉜）

32

森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する。

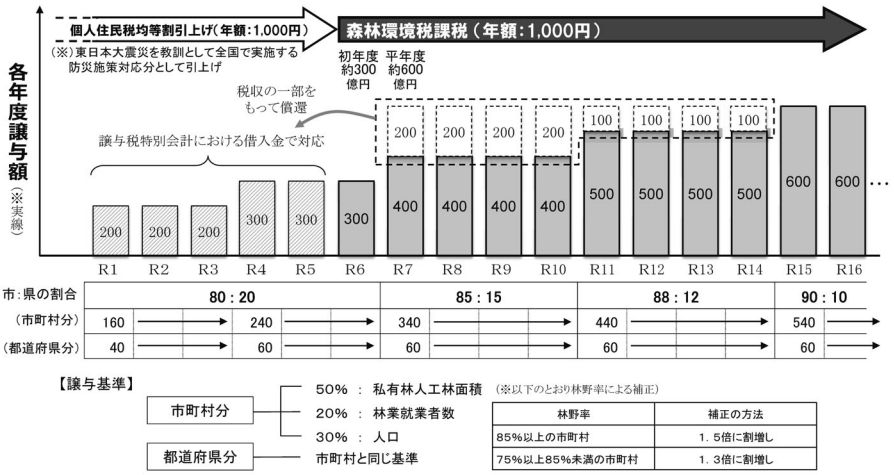
【制度イメージ】



（資料㉝）

森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

○ 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
○ 令和5年度までの間は、暫定的に譲与税特別会計における借入れで対応し、後年度の森林環境税の税収の一部をもって確実に償還。
○ 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
（制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。）



市：県の割合	80：20			85：15			88：12			90：10
（市町村分）	160	→	240	340	→		440	→		540 →
（都道府県分）	40	→	60	60	→		60	→		60 →

【譲与基準】

- 市町村分
  - 50% ： 私有林人工林面積 （※以下のとおり林野率による補正）
  - 20% ： 林業就業者数
  - 30% ： 人口
- 都道府県分 ― 市町村と同じ基準

林野率	補正の方法
85%以上の市町村	1．5倍に割増し
75%以上85%未満の市町村	1．3倍に割増し

33

（資料㉞）

34

4．ふるさと納税

（資料㉟）

ふるさと納税の概要について

ふるさと納税（都道府県・市区町村に対する寄附金）のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額控除。

【控除イメージ（※1）】

ふるさと納税額　30,000円

所得税と合わせた控除額　28,000円

適用下限額	【所得税】所得控除による軽減（※3）	【個人住民税】税額控除（基本分）（※3）	【個人住民税】税額控除（特例分）
2,000円	（30,000円－2,000円）×20%（※2）＝5,600円	（30,000円－2,000円）×10%＝2,800円	（30,000円－2,000円）×（100%－10%－20%（※2））＝19,600円

所得割額の2割を限度

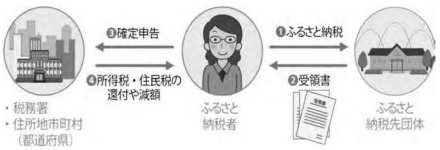
※1　年収750万円の給与所得者（夫婦子なしの場合。所得税の限界税率は20%）が、地方団体に対し30,000円のふるさと納税をした場合のもの。
※2　所得税の限界税率であり、年収により0～45%の間で変動する。
※3　対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税（基本分）は総所得金額等の30%が限度である。

【全額（※）控除されるふるさと納税額（年間上限の目安）】

（※）2,000円を除く

給与収入	ふるさと納税		
	独身	夫婦＋子1人	夫婦＋子2人
500万円	6.1万円	4.0万円	2.8万円
750万円	11.8万円	8.7万円	7.6万円
1,000万円	17.6万円	15.7万円	14.4万円
2,000万円	56.4万円	55.2万円	53.6万円

【ふるさと納税の流れ（イメージ）】



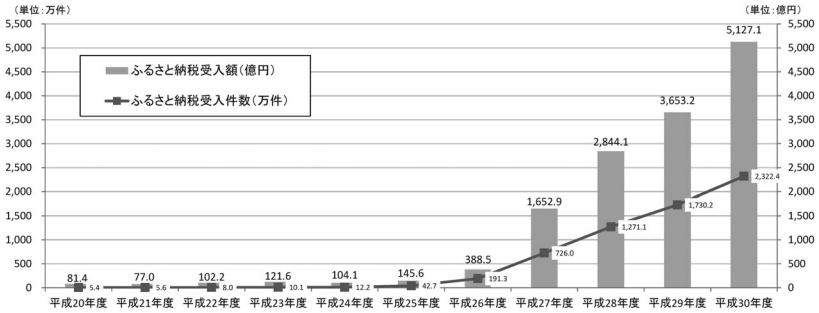
35

（資料㊱）

36

ふるさと納税の受入額及び受入件数（全国計）

○　ふるさと納税の受入額及び受入件数（全国計）の推移は、下記のとおり。
○　平成30年度の実績は、約5,127億円（対前年度比：約1.4倍）、約2,322万件（同：約1.34倍）。



（単位：千円、件）

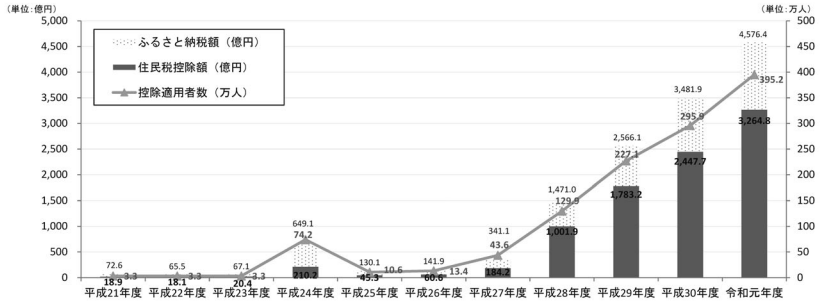
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受入額	8,139,573	7,697,723	10,217,708	12,162,570	10,410,020	14,563,583	38,852,167	165,291,021 (28,674,022)	284,408,875 (50,123,497)	365,316,666 (70,567,197)	512,706,339 (114,069,847)
受入件数	53,671	56,332	79,926	100,861	122,347	427,069	1,912,922	7,260,093 (1,476,697)	12,710,780 (2,566,587)	17,301,584 (3,760,741)	23,223,826 (5,810,421)

※　受入額及び受入件数については、法人からの寄附金を除外し、ふるさと納税として認められる寄附金のみを計上している。
※　平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等については、含まれないものもある。
※　「平成27年度」から「平成30年度」の欄のうち、()内の数値はふるさと納税ワンストップ特例制度の利用実績である。

（資料㊲）

ふるさと納税に係る住民税控除額等の推移（全国計）

○ ふるさと納税に係る控除額等の推移は、下記のとおり。
○ 令和元年度課税における控除額は約3,265億円（対前年度比約1.33倍）、控除適用者数は約395万人（同：約1.34倍）。



（単位：万人、億円）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
控除適用者数	3.3	3.3	3.3	74.2	10.6	13.4	43.6	129.9 (41.9)	227.1 (77.2)	295.9 (110.2)	395.2 (161.6)
ふるさと納税額	72.6	65.5	67.1	649.1	130.1	141.9	341.1	1,471.0 (242.2)	2,566.1 (471.6)	3,481.9 (683.5)	4,576.4 (1,014.8)
住民税控除額	18.9	18.1	20.4	210.2	45.3	60.6	184.2	1,001.9 (229.6)	1,783.2 (448.1)	2,447.7 (649.4)	3,264.8 (965.9)

※ 各年度の計数は、前年中（例えば、令和元年度については、平成30年1月1日～12月31日の間）のふるさと納税に係る各年度における控除の適用状況。
※ 平成21年度から平成29年度までにおけるふるさと納税額、住民税控除額及び控除適用者数は、各年度の「市町村税課税状況等の調」をもとに算出した計数。
※ 平成28年度から令和元年度までの欄のうち、（）内の数値は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用実績。

37

（資料㊳）

38

ふるさと納税制度の見直しについて

現行制度

○地方団体への寄附は、
全てふるさと納税の対象
・「寄附額－2,000円」（一定の上限あり）を、住民税及び所得税から軽減
・ 実質2,000円の負担で、納税先を選択可能
（参考）平成29年度受入額：3,653億円

返礼品競争の過熱

H29、H30の2度にわたる総務大臣通知において良識ある対応を要請

制度の健全な発展を図る必要

法律改正後

○ふるさと納税の対象となる地方団体を総務大臣が指定
○指定を受けない地方団体への寄附金は、ふるさと納税の対象外
※6月1日から新制度スタート

＜指定のスケジュール＞

4月1日 指定基準の告示
- 基準① 募集適正実施基準
- 基準② 返礼割合3割以下基準
- 基準③ 地場産品基準

4月1日～10日 地方団体が申出書を提出

＜基準に適合しているかを確認＞

5月中旬 総務大臣による指定 対象団体を告示して、納税義務者や事業者に周知

＜一定の周知期間を確保＞

6月1日 指定制度の施行 6月1日以後の寄附金に適用

（資料㊴）

ふるさと納税の活用

＜ふるさと納税の使い途を明確化する取組や寄附者とのつながりを重視した取組の例＞

※（）内は当該団体の平成29年度受入額

北海道夕張市（3.6億円）



- 「夕張高校魅力化プロジェクト」として、財政破綻を経験した夕張市ならではの地域課題を教材とした教育プログラムの実施や公営塾の開設に必要な費用を募集。
- 寄附者に対して、高校生の取組を伝えるとともに、公営塾の企画に寄附者を招待。

石川県輪島市（3.7億円）



- 熊本地震で被害を受けた作品の陶片と輪島塗漆器を組み合わせ、新しい器へと生まれ変わらせる「被災陶器再生プロジェクト」の費用を募集。
- 寄附者に対して、陶器の修復作業に用いる「金継ぎ」技術の体験イベントを実施。

長崎県五島市（1.4億円）



- 小中学校にプロジェクターやタブレット等を設置。ICTを活用した遠隔授業を通じて、他校、他県、外国と交流。
- 寄附者に対して、子ども達が授業を受ける様子をお礼の動画として制作し公開。

北海道遠別町（1.4億円）



- 遠別農業高校の存続、活性化に向けて農業分野にドローンを活用するための調査研究を新たに実施。ドローン実習やタブレット端末購入に必要となる費用を募集。
- 寄附者に対して、事業報告とともに高校生のお礼のメッセージを送付。

岡山県真庭市（1.1億円）



- 地域おこし協力隊が中心となって、地域資源の発掘や世界への発信の場となるインターナショナルシェアハウスの開設費用を募集。
- 寄附者をシェアハウスのオープニングセレモニーに招待。

熊本県熊本市（12.1億円）



- 熊本地震からの復旧・復興に向けて、被災者の暮らしの再建や復興事業の推進などに活用するための費用を募集。
- 寄附者に対して、「城主証・城主手形」を送付するとともに、デジタル芳名板に氏名を登録。

（資料㊵）

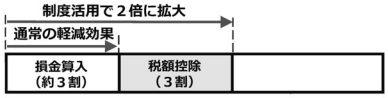
企業版ふるさと納税の活用（地方創生応援税制）

○ 地方公共団体と企業がWIN-WIN の関係を構築

［企業にとってのメリット］
・地域への寄附を通じ、社会貢献に取り組む企業としてのPR効果
・パートナーシップが生まれた地方公共団体の地域資源を活用した、新たな事業展開　など

［税制措置］
・プロジェクトに寄附をした企業には、通常の２倍の税負担軽減（法人住民税等の税額控除）

例）100万円寄附すると、法人関係税において約60万円の税が軽減



［寄附実績］
○平成２８年度
寄附件数：　517件、寄附額：　7.5億円
○平成２９年度
寄附件数：1,254件、寄附額：23.6億円
○平成３０年度
寄附件数：1,771件、寄附額：30.6億円

［寄附を活用した地方創生プロジェクトの例］
・地域産業を支える人材の育成のため、企業と連携して地元高校に工業系学科を新設（岡山県玉野市）
・地元Ｊリーグチームのホームスタジアムを、スポンサー企業の寄附を活用して改修し、市の魅力向上（佐賀県鳥栖市）

○ 企業版ふるさと納税の活用のカギは、知事・市町村長のリーダーシップ

・企業の賛同を得るには、プロジェクトの趣旨を知事、市町村長が自ら説明するトップセールス等が重要

［企業版ふるさと納税の活用の流れ］
① 都道府県・市町村が、総合戦略に位置付けられていて、かつ、地方創生を推進する上で効果の高い事業について、「地域再生計画」を策定
② 都道府県・市町村が内閣府に申請し、内閣府が認定
③ 企業が、その事業に対し、寄附
④ 企業が行った寄附について、法人住民税等の税額控除
（留意点）
・不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外となります。
・本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外となります。
・寄附企業への経済的な見返りは禁止されています。

（資料㊶）

企業版ふるさと納税に係る地方創生担当大臣表彰の事例

内閣官房資料より

北海道夕張市　「コンパクトシティの推進加速化と地域資源エネルギー調査」(2016～2019)

○ 主要幹線の中心にある地区に**児童館、図書館等の多機能を備えた複合型拠点施設の整備**等を実施。

◎ 寄附企業:㈱ニトリホールディングス（4年間で計5億円の寄附を予定）



複合施設外観イメージ

秋田県　「世界遺産白神山地の保全を通じて「高質な田舎」を実現するプロジェクト」(2016～2019)

○ 世界遺産白神山地における**自然体験ツアーの開催**や**白神ガイドの育成・登山道の改修**等を実施。

◎ 代表的な寄附企業:㈱アルビオン



子どもたち向け
自然体験ツアーの様子

岐阜県　「航空宇宙産業を支えるまち・ひと・しごと創生計画」(2016～2019)
岐阜県各務原市　「博物館を核とした航空宇宙産業都市魅力向上事業」(2016～2019)

○ **航空宇宙産業人材の育成・確保**を図るため、**航空宇宙科学博物館の魅力向上・機能強化**等を実施。
＜岐阜県＞　博物館における宇宙教育プログラムの新規開発
＜岐阜県各務原市＞　博物館の改築や企画展の開催

◎ 代表的な寄附企業:**川崎重工業㈱、APCエアロスペシャルティ㈱**



航空エリア（実機展示場）

岡山県玉野市　「たまの版地方創生人財育成プロジェクト」(2017～2019)

○ **地域の産業人材を育成**するため、**市立玉野商業高等学校において工業系学科の新設**等を実施。

◎ 代表的な寄附企業:㈱三井E&Sホールディングス（2017年に6,500万円を寄附）



㈱三井E＆Sホールディングスの研修施設を活用した授業

※ 赤字は、2018年度企業版ふるさと納税に関する地方創生担当大臣表彰の受賞団体。

41

（資料㊷）

42

企業版ふるさと納税に係る運用改善について（令和元年度税制改正）

内閣官房資料より

1．地方創生関係交付金と併用する地方公共団体へのインセンティブ付与	①地方創生関係交付金の対象事業に企業版ふるさと納税を活用した寄附を充当することを可能とする。 ②地方創生推進交付金の対象事業に200万円以上又は事業費の１割以上の企業版ふるさと納税を活用した寄附を充当する場合には、横展開タイプの事業期間（３年間）を先駆タイプと同様に５年間まで認める。
2．基金への積立要件の緩和	①複数の事業の実施を目的とする基金の設置を可能とする。 ②基金事業の執行計画等に基づき、事業の終了時に寄附の累計額が事業への支出の累計額を上回らないことが確実に見込まれることを前提として、各年度における寄附額上限（積立額の５割）を撤廃する。
3．寄附払込時期の弾力化	寄附額が事業費を上回らないことが確実に見込まれる場合には、事業費確定前の寄附の受領を認める。
4．地域再生計画の認定に係る事務手続の簡素化	記載事項の削減、審査事項の明確化及び回答時期の明示等、事務手続の簡素化・迅速化を図る。
5．申請時における寄附企業確保の要件の廃止	申請時における寄附企業確保の要件について、申請時点において寄附を行う法人の具体的な見込みが「立っていることが望ましい」こととする。
6．経済的利益の供与に当たらない具体例の明確化	要件が過度に厳格に解釈されることがないよう、一般的に経済的な利益の供与に該当しないと考えられる例を明記する。
7．地域再生計画の作成支援等	①チェックリストの作成、記載例の見直し等を行う。 ②特別の事情がある場合には、認定時期に関する個別相談を受け付ける。 ③既存の住民サービスとして行ってきた事業の取扱いを明記する。

（資料㊸）

全国知事会要望（企業版ふるさと納税）

○ 「地方税財源の確保・充実等に関する提言」（令和元年7月23日全国知事会）（抜粋）

Ⅲ　地方創生の推進

5 「ふるさと納税」及び「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」の運用

また、「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」については、2019年度（令和元年度）末をもって適用期限が到来することになっているが、国、地方団体のみならず企業が寄附を通じて地方創生に参画することにより、地方創生を持続可能な取組みとするものであり、企業による創業地などへの貢献や地方創生に取り組む地方団体のインセンティブとなると期待できるものであり、制度の継続は当然行うべきである。2019年度（令和元年度）税制改正においては、地方創生関係交付金の対象事業に併用することを可能とすることや基金への積立要件の緩和、寄附払込時期の緩和など制度の運用改善が図られたところである。「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」では「今後、企業や地方公共団体の意見を聴き、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、手続の抜本的な簡素化・迅速化をはじめとして、更に寄附しやすくなるよう検討する」とされているが、一層の活用促進を図るため、地方税と国税が協調して税額控除割合を拡大し、企業のインセンティブ効果を高めることや、柔軟に企業から寄附を受けやすくするために手続きを抜本的に簡素化することなどについて検討すべきである。その際、納税地における企業の受益と負担の関係を踏まえれば、現行の地方税の控除上限額を維持すべきであること、寄附を行う企業に対する代償としての経済的利益の供与の禁止などモラルハザードにならないようにすることに留意すべきである。

43

（資料㊹）

44

5. 地方税の電子化

（資料㊺）

ICT化の進展に対応した主な施策(地方税)

年度	法人申告	給与支払報告書 公的年金等支払報告書	公的年金からの 個人住民税の特別徴収	国税連携	個人住民税の 特別徴収税額通知	自動車税	固定資産税 (償却資産)	電子納税
H16 ～ H21	●法人住民税、法人事業税の申告開始(H16～) ●事業所税の申告開始(H19～) ●法人設立届等の提出開始(H19～)	●給与支払報告書・公的年金等支払報告書の申告開始(H19～)	●公的年金の特別徴収データの連携開始(H21～)			●OSS(自動車保有関係手続のワンストップサービス)による、自動車税、自動車取得税申告開始(新車新規のみ)(H17～)	●固定資産税(償却資産)の申告開始(H16～)	
H22	全地方団体がeLTAXに接続			●所得税確定申告書の連携開始				
H25		●一定規模以上の事業者に対し給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子的提出を義務化		●法定調書の連携開始 ●扶養是正情報の連携開始				
H27						●JNKS(自動車税納付確認システム)運用開始		
H28		●源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出を一元化			●特別徴収税額通知(特徴義務者用)の電子化			
H29				●源泉徴収義務者情報の連携開始		●中古車新規登録、移転登録、変更登録、抹消、継続検査も対象		
R1								●地方税共通納税システムの導入(R1.10)
R2	●大法人に係る電子申告義務化(R2.4.1)	●給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子的提出基準の引下げ(R3.1.1)						

45

（資料㊻）

地方税における納税環境整備の取組状況

46

情報通信技術の進展等を踏まえ、納税者の利便性向上、官民双方のコスト削減、地方団体の課税事務の効率化等、ひいては適正かつ公平な課税の実現を図るため、地方税の電子化を進め、納税環境を整備していく。

eLTAX等を活用した「全国統一的な対応」の充実

- 複数団体にわたって経済活動を行う者(法人)は、複数に申告・納税を行う必要から全国共通の電子インフラであるeLTAX等を活用し、全国統一的な対応・取扱いを充実させていくことが一層求められる。
- 平成22年からeLTAXにおいて、全ての地方団体が接続。eLTAXを安定かつ安全に運営するための措置(地方税共同機構の設立等)を講じつつ、令和元年10月からは統一的なシステムとして、「地方税共通納税システム」が導入され、稼働予定。
- 自動車(登録車)保有関係手続のワンストップサービス(OSS)は、令和元年度中に44団体が稼働となり、全ての都道府県での稼働に向けて引き続き取り組む。

法人の申告・納税の事務負担を軽減・効率化

- 従来から可能であった電子申告に加え、「地方税共通納税システム」によって、電子納税を可能とし、 申告・納税の事務を一括してオンライン化することで、法人(納税義務者、特別徴収義務者)の税務事務負担を、大幅に軽減・効率化。
- 令和元年10月の地方税共通納税システムの導入をきっかけに、地方法人二税の電子申告率(平成29年度65.8%)の更なる向上を見込む。
- 固定資産税(償却資産)について、eLTAXにおける複数市町村への一括申告の拡大、納税者がエラーチェックしやすくなる機能強化等の改善を図るなど、納税者の利便性の向上を進め、電子申告しやすい環境整備に取り組む。

ICTによる収納手段の多様化

- コンビニ納税(平成15年度改正)やクレジットカード納付(平成18年度改正)などの制度改正により、個人向け税目の収納手段の多様化が図られており、納税者の利便性は格段に向上。
- 個人向け税目については、ICTによる収納手段の多様化によって、個人が様々な方法で納税できる環境を構築することが重要。
- スマートフォンやタブレット型端末の普及など、個人を取り巻くICT環境は大きく変化している。こうした変化に対応し、また、これらの機器を活用していくことが見込まれ、更なる収納手段の多様化を推進。

国税・地方税間の情報連携の更なる推進

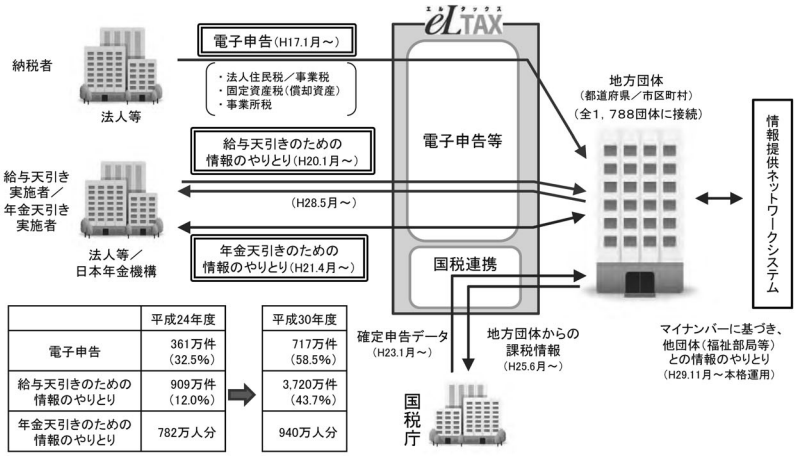
- 地方団体及び国税当局間においては、所得税申告書等や報酬、配当等の法定調書、所得税の源泉徴収義務者に関する法人情報について、eLTAXを通じて国税当局から地方団体に送信されており、これらの課税資料を活用することにより、課税の適正化に資する。
- 市区町村から国税当局に送信される扶養是正情報等のデータ送信は、地方団体及び国税当局の双方の税務行政の効率化を図る観点から一層の取組強化。
- 情報連携について、共通入力事務の重複排除や法人納税者の開廃業・異動時に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化等、更なる取組を推進。

（資料㊼）

eLTAX（エルタックス）について

○ eLTAXは、地方税の電子申告及び国税連携のためのシステム。eLTAXが担う役割は順次拡大し、「地方税の電子化」の基盤となっている。
※ e-Tax（国税の電子申告のためのシステム）は国税庁が管理・運営

○ 平成31年4月1日からは、地方税法に基づきすべての地方団体が共同して運営する組織として設立された地方税共同機構がeLTAXの運営主体となる。



	平成24年度	平成30年度
電子申告	361万件（32.5%）	717万件（58.5%）
給与天引きのための情報のやりとり	909万件（12.0%）	3,720万件（43.7%）
年金天引きのための情報のやりとり	782万人分	940万人分

47

（資料㊽）

地方税共通納税システムの導入

48

○ 法人は、その事業活動が複数の地方団体にまたがること、またその従業員が複数の地方団体から通勤するケースがあることから、地方税においては、紙ベースではなく電子的に申告等を行うニーズが、もともと高い。

○ eLTAXによる電子申告は、平成16年度の運用開始後、平成25年には全団体が利用することとなった。
令和元年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、電子納税が可能となることから、法人の事務負担は大きく軽減される見込み。
※ 当面の対象税目：法人事業税・住民税、個人住民税（給与所得・退職所得に係る特別徴収）、事業所税

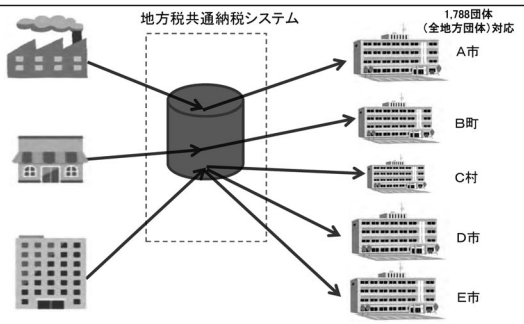
概 要

＜企業による納税＞

■地方法人二税等
申告件数：約431万件（法人市町村民税の場合）

■個人住民税（給与所得に係る特別徴収）
納税義務者数：約4,183万人
※支払回数：年12回

■事業所税
申告件数：約12万件



※ eLTAX（地方税のポータルシステム）が安全かつ安定的に運営されるよう、eLTAXの運営主体について、以下のとおり措置。

1. eLTAXの運営主体について、地方税法に基づきすべての地方団体が共同して運営する組織（地方共同法人）として、平成31年4月1日に地方税共同機構が設立。
2. 意思決定機関である代表者会議は、知事会、市長会、町村会が任命する地方代表者3名及び学識経験者3名で構成され、地方税共同機構の予算及び事業計画は大臣への事後的な届出が必要。
3. eLTAXの適正な運営のために必要な総務大臣による報告・立入検査、違法行為等の是正要求、命令を規定。
4. eLTAXの運営主体の役職員に対し、秘密保持義務を規定。

（資料㊾）

成長戦略（令和元年6月21日閣議決定）（抄）

○ 成長戦略フォローアップ

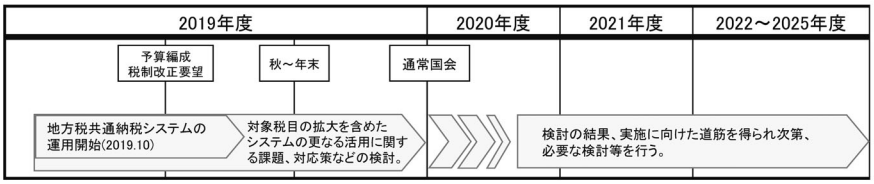
2. フィンテック／金融分野

ⅳ ）金・商流連携等に向けたインフラの整備

税・公金のキャッシュレス化等について、以下の取組を行う。

－地方税の電子化の推進について、2019年10月から地方法人二税等を対象に地方税共通納税システムを運用開始するとともに、地方公共団体の理解を得ながら進めることに留意しつつ、納税者からの要望が多い税目への拡大を含めた、システムの更なる活用に関して、2019年度中にその課題、対応策等を検討し、実施に向けた道筋を得る。

○ 令和元年度革新的事業活動に関する実行計画



49

（資料㊿）

50

ICTによる収納手段の多様化

○ 従来から行われてきた口座振替に加えて、コンビニ納税（平成15年度）、クレジットカード納付（平成18年度）など累次の制度改正により、収納手段は多様化しており、特に、個人向けの利便性は向上。

※ 例えば、コンビニ納税には、平成29年度時点で、全ての都道府県、7割弱の市町村が対応している。

○ 個人向け税目については、ICTによる収納手段の多様化によって、個人が様々な方法で納税できる環境を構築することが重要。個人を取り巻くICT環境の変化に対応し、また、普及が進んでいるスマートフォンやタブレット型端末を活用していくことが見込まれ、更なる収納手段の多様化を推進。

＜平成29年度における収納手段の状況＞

		口座振替	コンビニ収納	クレジットカード納付	ペイジー（MPN）
都道府県	対応団体	47団体	47団体	40団体	31団体
	利用件数	784万件	2,159万件	154万件	773万件
	利用件数における平成24年度との比較	1.1倍	1.32倍	6.42倍	1.43倍
市区町村	対応団体	1,736団体	1,179団体	196団体	67団体
	利用件数	1億2,630万件	7,890万件	54万件	275万件
	利用件数における平成24年度との比較	1.06倍	1.63倍	9倍	2.59倍

※ ペイジーによる納付とは、収納機関と金融機関を共同のネットワークで結ぶ『マルチペイメントネットワーク（MPN）』を活用して、パソコンやスマートフォンや携帯電話、ATMから支払うことができるサービスをいう。

国際課税関係資料

財務省主税局参事官室

目　　次

（国際課税資料１）１．経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応 ……105
（国際課税資料２）「BEPS プロジェクト」について ……105
（国際課税資料３）「BEPS プロジェクト」について ……106
（国際課税資料４）BEPS 実施フェーズ（Inclusive framework on BEPS）
参加国・地域（2016. ７～）……106
（国際課税資料５）「BEPS プロジェクト」最終報告書の概要 ……107
（国際課税資料６）経済の電子化への課税上の対応 ……107
（国際課税資料７）電子経済への法人税の対応状況 ……108
（国際課税資料８）OECD を中心とした検討の経緯 ……108
（国際課税資料９）「経済の電子化に伴う課税上の課題に対するコンセンサスに
基づく解決策の策定に向けた作業計画」の概要 ……109
（国際課税資料10）解決策の２つの柱 ……109
（国際課税資料11）１つ目の柱の概要① ……110
（国際課税資料12）１つ目の柱の概要② ……110
（国際課税資料13）１つ目の柱の概要③ ……111
（国際課税資料14）１つ目の柱の概要④ ……111
（国際課税資料15）１つ目の柱の概要⑤ ……112
（国際課税資料16）２つ目の柱の概要① ……112
（国際課税資料17）２つ目の柱の概要② ……113
（国際課税資料18）暫定的措置の課題と「考慮すべき事項」
（2018年３月 OECD 中間報告書）……113
（国際課税資料19）暫定的措置（デジタル課税）に関する諸外国の主な動き
（2019年７月30日時点）……114
（国際課税資料20）フランス・デジタル大企業課税法について
〔2019年３月６日閣議決定，７月25日公布〕……114
（国際課税資料21）G20日本議長下での国際租税アジェンダ ……115
（国際課税資料22）国際租税に関する大臣級シンポジウム ……115
（国際課税資料23）G20財務大臣・中央銀行総裁会議共同声明（仮訳抜粋）
（2019年６月８－９日　於：福岡）……116
（国際課税資料24）G20首脳宣言（仮訳抜粋）（2019年６月28-29日　於：大阪）……116
（国際課税資料25）２．租税回避及び脱税への継続的な取組 ……117
（国際課税資料26）BEPS 行動４　利子控除制限ルール ……117
（国際課税資料27）令和元年度税制改正：過大支払利子税制の見直し ……118
（国際課税資料28）BEPS 行動８　無形資産取引に係る移転価格ルール ……118
（国際課税資料29）令和元年度税制改正：移転価格税制の見直し ……119
（国際課税資料30）BEPS 行動12　義務的開示制度 ……119
（国際課税資料31）自動的情報交換を巡る国際的取組みの経緯 ……120

（国際課税資料32） 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための
報告制度（CRS） ……120
（国際課税資料33） OECD・G20の「国際的に合意された税の透明性基準を
満足に実施していない法域のリスト」について ……121
（国際課税資料34）「パラダイス文書」の概要（報道ベース）……121
（国際課税資料35） 我が国の租税条約ネットワーク ……122
（国際課税資料36） 租税条約等交渉の現状 ……122
（国際課税資料37） BEPS 防止措置実施条約（MLI）の概要及び経緯 ……123
（国際課税資料38） BEPS 防止措置実施条約（MLI）の対象国・地域等 ……123
（国際課税資料39） 我が国の租税条約に対する BEPS 防止措置実施条約（MLI）の
適用状況一覧 ……124
（国際課税資料40） 日米租税条約改正議定書（2013年署名，本年８月30日発効）
の概要 ……124

（国際課税資料１）

1. 経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応

（国際課税資料２）

「BEPSプロジェクト」について

○ BEPSプロジェクトとは（BEPS：Base Erosion and Profit Shifting）

・ BEPSプロジェクトは、公正な競争条件（Level Playing Field）の確保という考え方の下、多国籍企業が課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うこと（BEPS）がないよう、国際課税ルール全体を見直し、世界経済並びに企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めることを目指すプロジェクト。

○ 背景

・ *グローバルな経済活動、ローカルな課税*： 企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、電子商取引も急増するなど、グローバルなビジネスモデルの構造変化が進む中、この構造変化に各国の税制や国際課税ルールが追いつかず、多国籍企業の活動実態とルールの間にずれが生じていた（二重非課税という課題の重要化）。

・ *負担の公平性*： 各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させ、より多くの国民負担を求める中、多国籍企業の課税逃れに対する批判が高まった。

○ 経緯

・ 2012年6月、OECD租税委員会（当時の議長：浅川前財務官）が本プロジェクトを立ち上げ。

・ G20財務大臣からの要請も受け、2013年7月には、「BEPS行動計画」を公表。行動計画の実施に当たり、OECD非加盟のG20メンバー8カ国（中国、インド、南アフリカ、ブラジル、ロシア、アルゼンチン、サウジアラビア、インドネシア）も議論に参加。

・ 2014年9月に、「第一弾報告書」、2015年10月には「最終報告書」を公表。11月のG20サミットにも報告し、首脳からは、支持とともに、合意事項を着実に実施するよう強い要請があった。

・ 2016年6月末に、京都において、BEPS合意事項を実施に移すための「BEPS包摂的枠組み」を立ち上げ、参加国を大幅に拡大。（現在134カ国）

2

（国際課税資料３）

「BEPSプロジェクト」について

○ 現在の取組（BEPS実施フェーズ）

- BEPS実施フェーズにおける取組として、現在以下の主要課題に対処
  ① 各国による合意事項の実施状況のモニタリング ⇒ BEPS包摂的枠組みの下、各作業部会においてモニタリングを実施中
  ② 残された課題についての、継続検討 ⇒ BEPS包摂的枠組みの下、各作業部会で議論を継続
  ③ 開発途上国を含む幅広い国と関係機関が協調する枠組み（技術支援等を含む）の構築
  ⇒ IMF、OECD、国連、世銀等の国際機関並びに先進国及び開発途上国の協調の場としての「税に関する協働のためのプラットフォーム」の設置
- 上記の取組みはG7・G20等で主要議題として取り上げられてきており、日本としても、2016年のG7議長国や2019年のG20議長国として、各国との協調をリード

「BEPSプロジェクト」の三本柱

A. グローバル企業は払うべき（価値が創造される）ところで税金を支払うべき【実質性】
（企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、グループ内取引を通じた租税回避のリスクが高まる中、経済活動の実態に即した課税を重視するルールを策定）

B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上【透明性】
（グローバル企業の活動・納税実態の把握のための各国間の情報共有等の協調枠組みを構築 等）

C. 企業の不確実性の排除【予見可能性】
（租税に係る紛争について、より効果的な紛争解決手続きを構築するとともに、BEPSプロジェクトの合意の迅速な実施を確保）

3

（国際課税資料４）

BEPS実施フェーズ（Inclusive framework on BEPS）参加国・地域（2016.7～）

（2019年8月14日現在）

メンバー国・地域　134カ国・地域

OECD加盟国		OECD非加盟国 ＝ BEPS Associate				
		従来から参加していた国	京都会合及び会合後に参加した国・地域			
			【京都会合で参加】			
オーストラリア	カナダ	アルゼンチン	ベナン	ブルネイ	ブルガリア	ブルキナファソ	カメルーン
フランス	◎ドイツ	ブラジル	コンゴ	クロアチア	キュラソー	D.Rコンゴ	エジプト
イタリア	日本	インド	ガボン	ジョージア	ガーンジー	ハイチ	香港
英国	米国	●中国	マン島	ジャージー	ケニア	リベリア	リヒテンシュタイン
韓国	メキシコ	インドネシア	マルタ	モナコ	●ナイジェリア	パキスタン	パプアニューギニア
トルコ		ロシア	パラグアイ	ルーマニア	サンマリノ	セネガル	シエラレオネ
		サウジアラビア	シンガポール	スリランカ	ウルグアイ		
		南アフリカ					
G20メンバー			【京都会合後に参加】				
ニュージーランド	チリ	コロンビア	アンドラ	アンゴラ	ベリーズ	バミューダ諸島	ボツワナ
ノルウェー	アイスランド	コスタリカ	BVI	ケイマン諸島	バルバドス	コートジボワール	ジブチ
イスラエル	オランダ		マカオ	ジャマイカ	タークス・カイコス	カザフスタン	マレーシア
ベルギー	ルクセンブルク	OECD加盟申請中	モーリシャス	モンセラト	パナマ	ペルー	セーシェル
フィンランド	スウェーデン		タイ	ウクライナ	ベトナム	オマーン	モルディヴ
オーストリア	デンマーク		セントクリストファー・ネイビス		カタール	チュニジア	トリニダード・トバコ
スペイン	ポルトガル		グレナダ	バハマ諸島	ザンビア	モンゴル	セルビア
ギリシャ	アイルランド		アンギラ	セントルシア	バーレーン	アラブ首長国連邦	北マケドニア
チェコ	ハンガリー		アルバ	ドミニカ共和国	ドミニカ国	カーボベルデ	クック諸島
ポーランド	スロヴァキア		アンティグア・バーブーダ		セントビンセント及びグレナディーン諸島	モロッコ	
エストニア	スロベニア		フェロー諸島	グリーンランド	アルメニア	ジブラルタル	エスワティニ
スイス	ラトビア		ボスニア・ヘルツェゴビナ		アルバニア	ナミビア	
リトアニア	計36カ国	計10カ国					計88カ国・地域

注1：メンバー国・地域は、対等な立場（equal footing）で議論・議決に参加し、合意事項全体にコミットする。
ただし、新たに加わった途上国等が合意事項を実施するタイミングについては、従来から参加している国とは異なることが許容されている。
注2：下線はBEPS包摂的枠組運営会合メンバー（2019年）の出身国を、◎は議長出身国を、●は議長代理出身国をそれぞれ指す。

4

（国際課税資料５）

「BEPSプロジェクト」最終報告書の概要

A. グローバル企業は払うべき（価値が創造される）ところで税金を支払うべきとの観点から、国際課税原則を再構築〔実質性〕

（1） 電子経済の発展への対応

電子経済に伴う問題への対応について、海外からのB2B取引及びB2C取引に対する消費課税のあり方等に関するガイドラインをそれぞれ策定した。

行動1 電子経済の課税上の課題への対応 → 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税方式を見直し（27年度改正）

（2） 各国制度の国際的一貫性の確立

各国間の税制の隙間を利用した多国籍企業による租税回避を防止するため、各国が協調して国内税制の国際的調和を図った。

行動2 ハイブリッド・ミスマッチの無効化 → 27年度改正で対応済 租税条約の拡充（含行動⑮）の中で対応

行動3 外国子会社合算税制の強化 → 租税回避リスクを外国子会社の個々の活動内容により把握するよう見直し（29年度改正）

行動4 利子控除制限 → 24年度に導入した過大支払利子税制について見直し（令和元年度改正）

行動5 有害税制への対抗 → 既存の枠組みで対応

（3） 国際基準の効果の回復

伝統的な国際基準（モデル租税条約・移転価格ガイドライン）が近年の多国籍企業のビジネスモデルに対応できていないことから、「価値創造の場」において適切に課税がなされるよう、国際基準の見直しを図った。

行動6 条約濫用の防止 → 租税条約の拡充（含行動⑮）の中で対応

行動7 人為的なPE認定回避 → 租税回避の防止等のためPEの範囲を見直し（30年度改正）租税条約の拡充（含行動⑮）の中で対応

行動8－10 移転価格税制と価値創造の一致 → 特に無形資産の取扱いについて見直し（令和元年度改正）

B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上 〔透明性〕

（4） 透明性の向上

多国籍企業による租税回避を防止するため、国際的な協調のもと、税務当局が多国籍企業の活動やタックス・プランニングの実態を把握できるようにする制度の構築を図った。

行動5 ルーリング（企業と当局間の事前合意）に係る自発的情報交換

行動11 BEPS関連のデータ収集・分析方法の確立

行動12 タックス・プランニングの義務的開示 → 法改正の要否を含め検討

行動13 多国籍企業情報の報告制度（移転価格税制に係る文書化） → 28年度改正で対応済み

C. 企業の不確実性の排除 〔予見可能性〕

（5） 法的安定性の向上

BEPS対抗措置によって予期せぬ二重課税が生じる等の不確実性を排除し、予見可能性を確保するため、租税条約に関連する紛争を解決するための相互協議手続きをより実効的なものとすることを図った。

行動14 より効果的な紛争解決メカニズムの構築 → 租税条約の拡充（含行動⑮）の中で対応

（6） BEPSへの迅速な対応

BEPS行動計画を通じて策定される各種勧告の実施のためには、各国の二国間租税条約の改正が必要なものがあるが、世界で無数にある二国間租税条約の改定には膨大な時間を要することから、BEPS対抗措置を効率的に実現するための多数国間協定を2016年末までに策定する。

行動15 多数国間協定の開発 → 参加（31年1月に発効）

5

（国際課税資料６）

経済の電子化への課税上の対応

背景

○ 国境に関係なくコンテンツやサービス提供の経済活動が行われる電子経済に対し、現行の国際課税ルールでは間接税・直接税の課税が十分に行えていないおそれがあるため、BEPSプロジェクトの下、課税上の課題について対応を検討。

これまでの取組み

① 間接税
- 国境を越えて提供される電子サービスに対する消費課税（27年度税制改正で対応）

② 直接税
- 倉庫等でも一定の要件の下でPE認定できるようにPEの定義拡大（30年度税制改正で対応）

（参考）恒久的施設（PE: Permanent Establishment）とは、事業を行う一定の場所（支店等）・代理人をいう。例えば、外国企業が日本国内で事業を行う場合、日本国内にその企業のPEがなければ、その企業の事業利得に課税できない（「PEなければ課税なし」の原則）。

- 経済の電子化が現行の国際課税原則に与える影響を分析した上で、「PEなければ課税なし」等の国際課税原則の見直しの実施に合意（2018年3月 OECD中間報告書）。

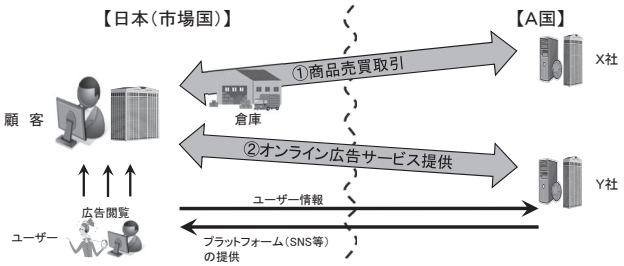
6

（国際課税資料７）

電子経済への法人税の対応状況

日本国内で外国企業に法人税を課すことのできる前提
日本国内に外国企業の支店等の恒久的施設（PE：Permanent Establishment）がある場合にのみ、その支店等の事業所得に課税することができる。

	ケース	対応状況
①	A国のX社が、日本の顧客とオンライン上で商品売買契約を締結し、日本国内の倉庫等から当該顧客に商品を引渡し（日本での拠点として倉庫等のみ保有）	倉庫等でも一定の要件の下でPE認定できるようにPEの定義拡大（平成30年度税制改正）
②	A国のY社が、日本におけるプラットフォーム（SNS等）の提供を通じて入手した日本のユーザー情報を活用して、日本の顧客にオンライン広告サービスを提供（日本にPEなし）	OECD及び約130か国からなる「BEPS包摂的枠組み」において、国際課税原則の見直しに向け議論が行われており、2020年までに取りまとめを目指すこととなっている。



7

（国際課税資料８）

OECDを中心とした検討の経緯

2015年10月

「ＢＥＰＳ行動計画１最終報告書　電子経済の課税上の課題への対応」

○　経済全体が急速に電子化する中、税の観点から電子経済をその他の経済と区別することは困難。法人課税については2020年まで作業を継続することに合意。

2018年３月

「経済の電子化に伴う課税上の課題に係る中間報告書」

○　2020年までにコンセンサスに基づいた解決策の取りまとめに向けて作業を進める（2019年にアップデートを行う）ことに合意。



2019年６月

「経済の電子化に伴う課税上の課題に対するコンセンサスに基づく解決策の策定に向けた作業計画」

○　解決策の論点と今後の検討作業を取りまとめ。2020年末までに最終報告書を取りまとめるためこれらの作業の実施に合意（次ページ）。

8

（国際課税資料９）

「経済の電子化に伴う課税上の課題に対する コンセンサスに基づく解決策の策定に向けた作業計画」の概要

作業計画の概要〔2019年５月31日公表　同年6月のG20（於：福岡）及びG20サミット（於：大阪）に提出・承認〕

○ 経済の電子化に伴う課税上の課題に対し、以下の2つの柱を含む長期的解決策の検討と、これらの解決策による税収や経済的影響についての経済分析・影響度評価を行う。

- ✓ 1つ目の柱：　市場国又はユーザー所在国に対しより課税権を配分する観点から、ネクサス原則（各国の非居住者たる企業に対する課税権の決定ルール）及び利益配分原則（課税対象所得の算定及び配分ルール）を以下のいずれか（又は複数）の概念を踏まえ改定。
  - ①　ユーザーの参加（user participation・英国案）
  - ②　マーケティング上の無形資産（marketing intangibles・米国案）
  - ③　重要な経済的存在（significant economic presence・インドなどの途上国案）

  利益配分のルールに関し、3つの案について検討。
  - ・（通常利益を除外した残余利益を各国に配分する）残余利益分割法を簡素化する案、
  - ・　グループ全体の利益を一定のフォーミュラで各国に配分する案、
  - ・　市場国で得る売上に一定の率を掛け合わせたみなし利益を各国に配分する案
- ✓ 2つ目の柱：　無税又は軽課税国への利益移転というBEPSの残された課題に対応する観点から、一定水準以下の実効税率を課している無税又は低税率国に所在する支店・子会社に対する所得合算ルールと、これらの国に所在する関連者への税源浸食的支払いに損金算入を否認するルールの2つを導入。

○ 2020年に国際合意に基づく長期的解決策に合意するため、今後下記のスケジュールで検討作業を行う。

2019年6月	OECD・租税委員会下の作業部会で技術的論点の検討を開始
2020年1月	解決策の制度の概要（1つ目の柱の3つの考え方の絞り込み等）についてIFで合意
2020年中	長期的解決策の方針及び技術的論点について合意を目指す
2020年末まで	最終報告書を策定

9

（国際課税資料10）

解決策の2つの柱

○ BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクト参加国（約130か国・地域）の間で議論しており、2019年6月のG20財務大臣会合（於：福岡）及びG20サミット（於：大阪）に本作業計画を提出・承認。

○ 本作業計画では、以下の**2つの柱からなる解決策**について検討し、 2020年1月に解決策の制度の大枠について合意の上、**2020年末までに最終報告書を取りまとめる**こととされている。

解決策の2つの柱

1つ目の柱:

国際課税原則の見直し

ネクサス（課税上のつながり）と利益配分に関する国際課税原則を見直す

2つ目の柱:

軽課税国への利益移転に対抗する措置の導入

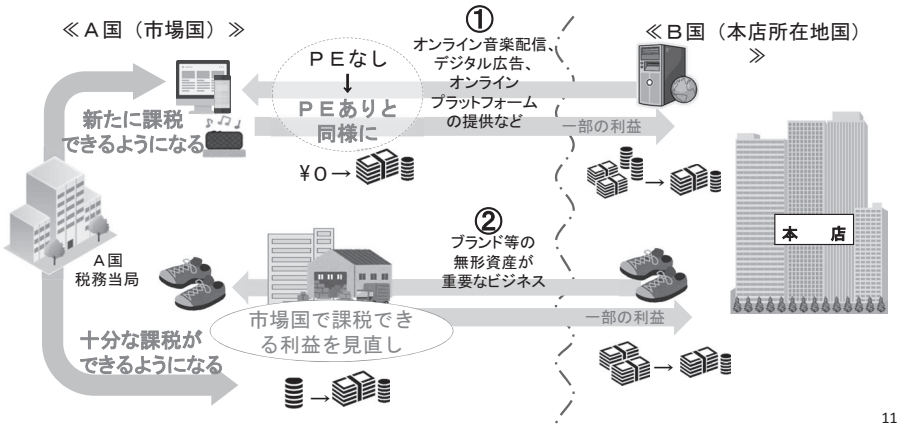
10

（国際課税資料11）

1つ目の柱の概要①

1つ目の柱

○　経済の電子化に対応し、PEの定義や市場国で課税できる利益についての国際課税原則を見直し、市場国で生み出された価値に見合った課税権を市場国に配分。



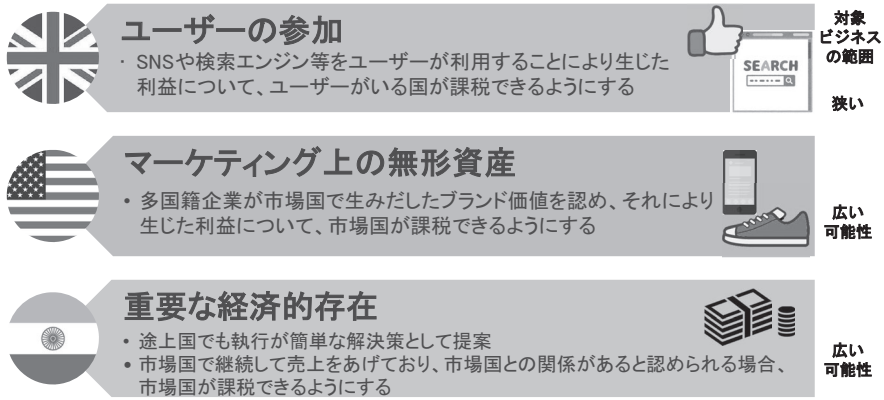
11

（国際課税資料12）

1つ目の柱の概要②

1つ目の柱

○　多国籍企業が売上をあげている国（市場国）でも一定程度課税ができるよう、市場の特性に着目した**3つの考え方**を組み合わせて、国際課税原則を見直す。



12

（国際課税資料13）

1つ目の柱の概要③

3つの考え方の共通点

- ネクサスと利益配分に関するルールを同時に見直し
- 市場国またはユーザー所在地国に対し、より課税権を配分
- ネクサスを物理的存在に限定しない
- ビジネス全体の利益を考慮した利益配分ルール（及びその簡素化手法）の検討

これらの共通点を踏まえつつ、
統合アプローチ（Unified approach）の
合意に向けて検討を行う

13

（国際課税資料14）

1つ目の柱の概要④

1. 新たな利益配分ルール	2. 新たなネクサスルール	3. 執行
• 二重課税を発生させることなく、再配分する利益を算定する複数のアプローチを検討	• 経済の変化を反映した、business presenceに関する新たな概念を取り込む	• 新たな課税権の執行と効率的な運用を確保

検討が進むにつれ、新たな技術的課題が出てくる可能性
↓
作業計画を臨機応変に発展・適応

14

（国際課税資料15）

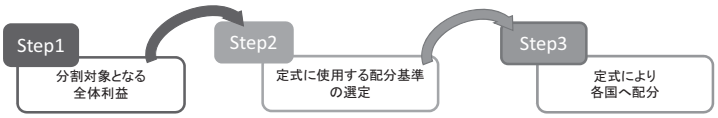
1つ目の柱の概要⑤

○利益配分方法のイメージ

①残余利益分割法：ノンルーティン利益のうち対象となる利益を特定し、各国へ配分



②定式配分法（Fractional apportionment method）：グループ全体利益を配分基準により各国へ配分



③Distribution-based approach：現地国（市場国）において稼得する売上（収入）にみなし営業利益率を適用



15

（国際課税資料16）

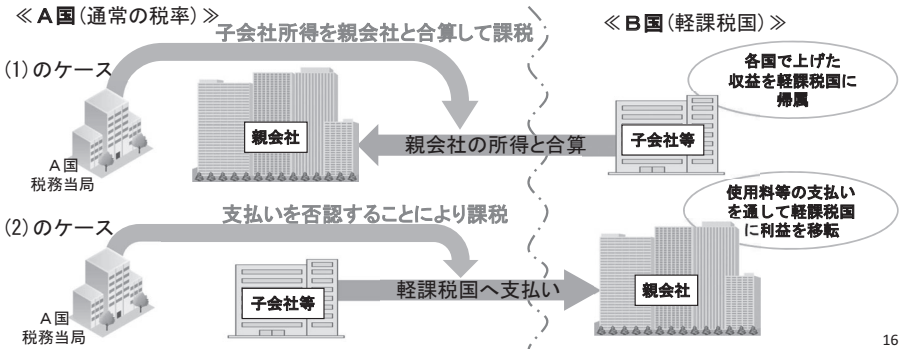
2つ目の柱の概要①

2つ目の柱

○　国際的に最低限の税率を定めた上で、それを下回る国（＝軽課税国）への利益移転に対し、利益を移転されている国が課税できるよう以下のルールを導入。

(1)　軽課税国に所在する子会社等へ帰属する所得を親会社の所得と合算して課税

(2)　軽課税国に所在する関連企業への支払い（例：使用料）に対し、支払会社側の国でその支払いに対し課税



16

（国際課税資料17）

2つ目の柱の概要②

第1のルール

所得合算ルール（Income inclusion rule)

軽課税国に所在する子会社等に帰属する所得について、親会社の所在する国・地域において、最低税率まで課税

Switch-over ルール

国外所得免除方式を採用している国・地域が、軽課税国所在の外国支店の所得について、外国税額控除方式に切り替えて課税

第2のルール

軽課税支払いに関するルール（Undertaxed payment rule)

軽課税国に所在する関連企業への支払い（例：使用料）に対し、支払会社側の国で課税（損金算入否認）

Subject to tax ルール

軽課税支払いに対して、租税条約上の特典の適用を否認する

17

（国際課税資料18）

暫定的措置の課題と「考慮すべき事項」（2018年3月 OECD中間報告書）

暫定的措置の必要性、メリットについて関係国の合意はない

暫定的措置の導入に伴う課題

- 投資・イノベーション・成長に対する負の影響
- 消費者及びビジネスに対する租税の経済的帰着
- 過重課税（法人税との経済的二重課税）の可能性
- 暫定的な課税措置として実施することの困難性
- 法令遵守及び税務執行コスト

暫定的措置の導入にあたり「考慮すべき事項」

- 国際的義務（租税条約、WTO等）の遵守
- 一時的な措置であること
- 対象を限定すること （例えば、インターネット広告及びオンライン仲介サービスに対象を限定）
- 低税率による過重課税の最小化
- 起業やビジネスの創造、小規模ビジネスに対する影響の最小化
- コスト及び複雑さの最小化

18

（国際課税資料19）

暫定的措置（デジタル課税）に関する諸外国の主な動き（2019年７月30日時点）

デジタル・サービス・タックス（DST）
- 対象ビジネスの域内売上に3%を課税
- 2019年3月にEUでの合意を断念

EU

デジタル・サービス・タックス（DST）
- 対象ビジネスの域内売上に2%を課税
- 2020年4月から施行予定（2019年内に可決を目指す）

イギリス

デジタル大企業課税法
- 対象ビジネスの域内売上に3%を課税
- 2019年7月26日施行。2019年１月から適用

フランス

2019年予算法（ウェブ・タックス）
- 対象ビジネスの域内売上に3%を課税
- 2019年から適用予定だが、現時点で実施規則は未公表

イタリア

デジタル・サービス・タックス（DST）
- 対象ビジネスの域内売上に3%を課税
- 2019年1月、法案を閣議決定

スペイン

19

（国際課税資料20）

フランス・デジタル大企業課税法について〔2019年3月6日 閣議決定、７月25日 公布〕

○　２つの課税対象サービス（①プラットフォーム、②オンラインターゲット広告）のうちフランスで提供されるサービスの収入に対し３%の課税を行う。
※オンラインターゲット広告とは、検索エンジンやプラットフォームなどを通じて収集したユーザーデータに基づいてウェブ上に商業的メッセージを掲載するもの。オンラインターゲット広告用のユーザーデータの移転による収益も課税対象。

○　課税対象サービスによる全世界連結収入が年間7.5億ユーロ（約900億円）以上、かつ、フランスで提供する課税対象サービス収入が年間25百万ユーロ（約30億円）以上の企業。対象企業は30社。そのうち、米企業17社、仏企業１社が含まれる見込み（なお日系企業は２社）。

○　2019年１月から適用。年間で約５億ユーロ（約600億円）の税収を見込む。

・７月10日　米国通商代表部（USTR）「米企業を不公平に狙うものとして通商法301条に基づく調査を開始」
・７月26日　トランプ大統領が「（仏への）対抗策を近く公表する」旨のツイッターを投稿。

・７月11日　ルメール仏財務大臣
「脅しで解決するべきではない」
「本件は（国内の）税の問題であり、フランスの主権に属する」
「OECDレベルの国際的な解決策が採択されればこの税は撤回する」

（注）８月26日　G7サミット（於：仏・ビアリッツ）での米仏共同記者会見において、マクロン大統領はデジタル課税について「我々は（米仏の）対立を乗り越えるための合意ができた。」と発言。仏は国際合意に基づく課税ルールができた段階で課税を撤廃し、国際ルールに基づく課税額と仏独自のデジタル課税の課税額の差額を調整する方針とされている。

20

（国際課税資料21）

G20日本議長下での国際租税アジェンダ

世界規模で公正、持続可能、現代的な国際課税制度の構築が重要。そのためには国際協調が鍵であり、「BEPSプロジェクト」を主導してきた我が国として、国際的な議論及び政治的気運の維持に貢献する。

※BEPS：Base Erosion and Profit Shifting（税源浸食と利益移転）

主な議論内容

・経済の電子化への対応：2020年までの長期的解決策のとりまとめに向け、議論を進展
・BEPSへの対応：「BEPSプロジェクト」の実施を促進するとともに、今後の課題について議論
・税の透明性：税の情報交換に関する取組みを推進
・税と開発：「税に関する協働のためのプラットフォーム」（PCT）を中心に、税に関する能力構築支援を強化
⇒これらを議論する大臣級シンポジウムを、G20財務大臣・中央銀行総裁会議（於：福岡）の機会に開催

G20大阪サミットまでの進展

経済の電子化への対応

- 現行の国際課税原則が経済の電子化に十分に対応しておらず、価値創造の場で課税されていないおそれ。
- こうした課題に対し、2020年までに解決策に合意できるよう、以下の2つの柱を含む作業計画を策定し、G20福岡会合及び大阪サミットに提出・承認。

長期的解決策の概要

Pillar 1:	Pillar 2:
ネクサス及び利益配分に係る国際課税原則の見直し（市場国又はユーザー所在国により課税権を配分）	税源浸食への対抗措置（無税又は軽課税国への利益移転というBEPSの残された課題に対応）

※ネクサス原則：各国の非居住者たる企業に対する課税権の決定ルール
※利益配分原則：課税対象所得の算定及び配分ルール

租税回避・脱税への国際的な対応

- 約130か国が「BEPSプロジェクト」を実施するための包摂的枠組みに参加
- 約90か国がBEPS防止措置実施条約に署名
- 90か国の税務当局間で非居住者の金融口座情報の自動的交換を開始
- 新たな税の透明性基準に基づく審査を実施
- PCTパートナー等が途上国支援を強化、PCTから進捗報告を提出

※PCT（Platform for Collaboration on Tax）：税に関する途上国支援の効果を最大化するため、PCTパートナー（IMF、OECD、国連、世銀）が協働するプラットフォーム。共同支援の調整や支援情報の集約・共有等を実施。

21

（国際課税資料22）

国際租税に関する大臣級シンポジウム

2019年6月8日（土） 於：ヒルトン福岡シーホーク	
8:30–8:45	開会挨拶 - 麻生副総理兼財務大臣 - グリアOECD事務総長
8:45–10:00	セッション1：経済の電子化に伴う課税上の課題 [司会]グリアOECD事務総長 [パネリスト]日・中・仏・尼・英・米の財務大臣
10:00–10:25	コーヒーブレーク
10:25–11:40	セッション2：租税回避及び脱税への継続的な取組 [司会]浅川財務官 [パネリスト]亜・豪・独・印・南アの財務大臣等、グリアOECD事務総長
11:40–11:45	閉会挨拶 - 浅川財務官

※シンポジウム終了後同会場にて、麻生大臣立ち会いの下、国税庁とOECDによるアジア大洋州租税・金融犯罪調査アカデミー設立覚書署名式を開催
※日本の支援により、BEPSプロジェクトと税の情報交換に関する取組みを紹介する新たなOECD BEPSウェブサイトを立ち上げ（ www.oecd.org/tax/beps ）

22

（国際課税資料23）

G20財務大臣・中央銀行総裁会議 共同声明（仮訳抜粋）
（2019年6月8-9日　於 :福岡）

11. 我々は、世界規模で公正、持続可能かつ現代的な国際課税システムのための協力を継続するとともに、成長志向の租税政策を推進するための国際協力を歓迎する。我々は、G20/OECD「税源浸食と利益移転（BEPS）」パッケージの世界的な実施及び税の安定性向上の重要性を再確認する。我々は、経済の電子化に伴う課税上の課題への対応に関する最近の進捗を歓迎し、BEPS包摂的枠組みによって策定された、2つの柱からなる野心的な作業計画を承認する。我々は、2020年までの最終報告書によるコンセンサスに基づく解決策のための取組を更に強化する。我々は、税に関する金融口座情報の自動的交換の進捗を含む税の透明性に関する最近の成果を歓迎する。我々はまた、国際的に合意された税の透明性基準を満足に実施していない法域の更新されたリストを歓迎する。我々は、強化されたすべての基準を考慮した、OECDによるリストの更なる更新を期待する。リストに載った法域に対しては、防御的措置が検討される。この点において、我々は利用可能な措置を列挙した2015年のOECD報告書を想起する。我々は、全ての法域に対し多国間税務行政執行共助条約への署名及び批准を求める。我々は引き続き、「税に関する協働のためのプラットフォーム（PCT）」を通じた協調や、中期歳入戦略に関する経験の活用、能力が限られた国々における国内資金動員を支援する各国の状況に合わせた努力等により、開発途上国における税に関する能力構築支援を支持する。我々はPCTの最初の進捗報告書及び日本における「アジア大洋州租税・金融犯罪調査アカデミー」を歓迎する。

23

（国際課税資料24）

G20 首脳宣言（仮訳抜粋）
（2019年6月28-29日　於 :大阪）

16.我々は、世界規模で公正、持続可能かつ現代的な国際課税システムのための協力を継続するとともに、成長志向の租税政策を推進するための国際協力を歓迎する。我々は、G20/OECD「税源浸食と利益移転（BEPS）」パッケージの世界的な実施及び税の安定性向上の重要性を再確認する。我々は、経済の電子化に伴う課税上の課題への対応に関する最近の進捗を歓迎し、BEPS包摂的枠組みによって策定された、2つの柱から成る野心的な作業計画を承認する。我々は、2020年までの最終報告書によるコンセンサスに基づく解決策のための取組を更に強化する。我々は、税を目的とする情報の自動的交換の進捗を含む税の透明性に関する最近の成果を歓迎する。我々はまた、国際的に合意された税の透明性の基準を満足に実施していない法域の更新されたリストを歓迎する。我々は、強化された全ての基準を考慮した、OECDによるリストの更なる更新を期待する。リストに載った法域に対しては、防御的措置が検討される。2015年のOECD報告書は、この点に関する利用可能な措置を列挙している。我々は、全ての法域に対し多国間税務行政執行共助条約に署名及び批准するよう求める。我々は、開発途上国における税に関する能力構築に対する支持を再確認する。

24

（国際課税資料25）

２．租税回避及び脱税への継続的な取組

（国際課税資料26）

BEPS行動４　利子控除制限ルール

行動４最終報告書のポイント

■ ＢＥＰＳ最終報告書では、支払利子の損金算入を制限する制度の導入を勧告。

- ✓　利子は、国際的なタックス・プランニングで利用できる利益移転技術のうち、最も簡単なものの一つ。
- ✓　利子を用いた税源浸食・利益移転が生ずる場合として、関連者間借入を用いて過大な利子の損金算入を生じさせるケースや、企業グループ内の高課税法人に第三者借入を集めるケースなどが挙げられる。
- ✓　上記の問題に対抗するため、企業の、第三者への支払も含めた純支払利子について、その損金算入を調整所得の10～30%に制限する、利子控除制限制度の導入を勧告。

26

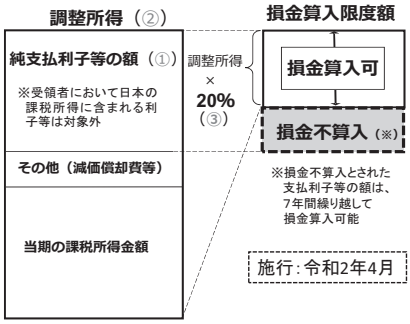
（国際課税資料27）

令和元年度税制改正：過大支払利子税制の見直し

見直し内容

- 日本の「過大支払利子税制」は、勧告と同様の考え方に基づく制度であるが、①対象とする利子、②調整所得の定義、③基準値について勧告内容と異なっている。
- 通常の経済活動に与える影響（国内銀行からの借入等）に配慮しつつ、ＢＥＰＳ（税源浸食・利益移転）リスクに的確に対応できるよう、勧告を踏まえた見直しを行う。

過大支払利子税制の概要（改正後）



過大支払利子税制の主な見直し内容

	改正前	改正後
①対象とする利子	➢ 関連者純支払利子等のみ（受領者において日本の課税所得に含まれる利子等は対象外）	➢ 純支払利子等（第三者を含む）（受領者において日本の課税所得に含まれる利子等は対象外）
②調整所得	➢ 利子・税・減価償却前所得（国内外の受取配当益金不算入額を加算）	➢ 利子・税・減価償却前所得（国内外の受取配当益金不算入額を加算しない）
③基準値	➢ 50%	➢ 20%
適用除外	➢ 関連者純支払利子等の額が1,000万円以下 ➢ 関連者への支払利子等の額が総支払利子等の額の50%以下	➢ 純支払利子等の額が2,000万円以下 ➢ 国内企業グループ（持株割合50%超）の合算純支払利子等の額が合算調整所得の20%以下

27

（国際課税資料28）

BEPS行動８　無形資産取引に係る移転価格ルール

行動８最終報告書・ＯＥＣＤ移転価格ガイドライン改訂のポイント

【勧告①】比較対象取引が特定できない場合、無形資産の使用から得られる予測キャッシュ・フロー等の割引現在価値を用いた評価テクニック（ディスカウント・キャッシュ・フロー法：ＤＣＦ法）により無形資産取引に係る独立企業間価格を算定。

【勧告②】一定の評価困難な無形資産取引への対応として、当初の価格算定の基礎となる予測と実際の結果が大きく乖離した場合には、税務当局は当初の価格が適切に算定されていなかったと推定し、実際の結果を勘案して当初の価格を再評価。

（注）上記のほか、広範かつ明確な無形資産の定義の採用が勧告されるとともに、税務当局が評価困難な無形資産取引に係る価格算定の適切性を検証する場合の更正期間制限に伴う困難性が問題提起された。これらの内容は移転価格税制に係る国際スタンダードであるOECDの移転価格ガイドラインに反映済。

28

（国際課税資料29）

令和元年度税制改正：移転価格税制の見直し

見直し内容

ＯＥＣＤ移転価格ガイドラインの改訂内容等を踏まえ、次の見直しを行う。

1．独立企業間価格の算定方法の整備

独立企業間価格の算定方法として、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（ＤＣＦ法）を追加する。

2．評価困難な無形資産取引に係る価格調整措置の導入

○　予測キャッシュ・フロー等の額を基礎として独立企業間価格を算定するものであること等の要件を満たす評価困難な無形資産取引について、予測と実際の結果が相違した場合には、税務当局が実際の結果（及び相違の原因となった事由の発生可能性）を勘案して当初の価格を再評価できるようにする（但し、再評価後の価格が当初の価格の20%を超えて相違した場合のみ）。

○　但し、予測と結果が相違する原因となった事由が、取引時点で予測困難であったこと（災害等）　又は 取引時点においてその事由の発生可能性を適切に勘案して当初の価格を算定していたことを納税者が証明した場合等においては、上記の再評価は行われない。

3．その他

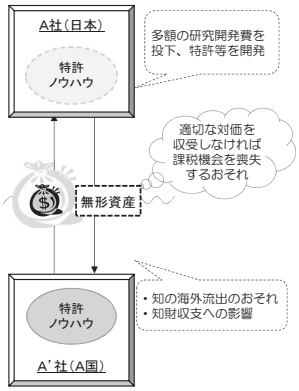
○　移転価格税制上の無形資産の定義の明確化を図る。

＊　移転価格税制上の無形資産：有形資産・金融資産（現預金、有価証券等）以外の資産で独立の事業者間で譲渡・貸付け等が行われるとした場合に対価の支払が行われるもの

○　移転価格税制に係る更正期間等を７年（改正前：６年）に延長する。

○　比較対象取引に係る差異調整方法として統計的手法に基づく方法を認める。

＊　その他所要の措置を講ずる。上記の各見直しは、令和2年4月1日以後開始事業年度分の法人税から適用する。



29

（国際課税資料30）

BEPS行動12　義務的開示制度

背景及び行動計画の概要

○　租税回避を抑制するとともに出現した租税回避スキームに速やかに対処するため、プロモーター及び利用者が租税回避スキームを税務当局に報告する制度（義務的開示制度）の策定について検討。

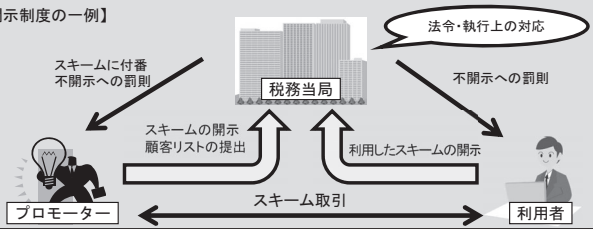
報告書の概要

○　現在、米国、英国、カナダ、アイルランド、イスラエル、韓国、ポルトガル、南アにおいて、義務的開示制度が導入されていることから、これらの国の知見を踏まえた勧告を作成。

○　勧告では、開示義務者、開示内容、開示手続等の主な項目について複数の選択肢を用意し、各国が自国の法体系のもとで最適な様式を選択することを認める形（モジュラー方式）を採用。

○　義務的開示制度は、事前照会制度や自発的情報開示制度等の情報開示制度及び一般的租税回避否認規定と相互補完関係にあるところ、義務的開示制度の導入を検討する際には、それらの制度・規定との関係性についても精査する必要。

【義務的開示制度の一例】



今後の対応

○　各国が勧告を踏まえて、所要の措置を講ずる。我が国においても、勧告の内容を踏まえ、義務的開示制度の導入の必要性を検討する。

30

（国際課税資料31）

自動的情報交換を巡る国際的取組みの経緯

○　2008年のスイスUBS事件等を受けて、米国内で批判が高まり、2010年3月、米国市民による外国金融機関の口座を利用した脱税を防止する「外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）」が米国で成立（2013年1月施行）。

○　2012年、各国がFATCAへの対応について米国と合意したことを契機に、OECDは、多国間及び二国間の自動的情報交換に関する国際基準の策定に着手。

○　2013年9月、G20首脳会議は、OECDによる国際基準の策定を支持するとともに、2014年央までに自動的情報交換の技術的様式を完成させることにコミット。

○　2014年1月、OECD租税委員会が「共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）」を策定。同年7月には、共通報告基準の統一的適用を確保するための実施細目（コメンタリー）等を含めて完成、公表。

○　2014年9月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議及び同年11月のG20首脳会議は、最終決定された共通報告基準を承認。また、所要の法制手続の完了を条件として、2017年又は2018年末までに、自動的情報交換を開始することにコミット。

○　我が国は、平成27年度税制改正において、金融機関による非居住者に係る口座情報の報告制度を整備。2017年から金融機関による手続を開始し、2018年から税務当局間での年一回の口座情報の交換を開始。
※今後、各国の法制・執行が国際基準に準拠しているか、相互審査を実施予定。

31

（国際課税資料32）

非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度（CRS）

≪G20・OECDにおける合意≫

○　2013年、G20首脳は、海外の金融機関を利用した国際的な脱税・租税回避に対処するため、税務当局間で非居住者に係る金融口座情報の自動的交換を実施することに合意。

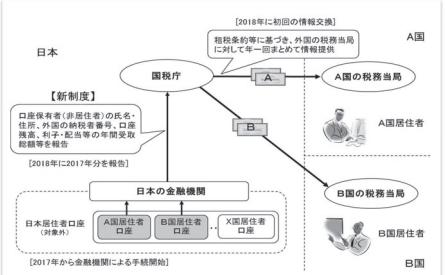
○　これを受け、OECDは、各国税務当局が自国の金融機関から報告される非居住者の口座情報（氏名・住所、外国の納税者番号、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等）を租税条約等に基づいて税務当局間で自動的に交換するための国際基準（共通報告基準）を策定し、2014年７月に公表。G20は、共通報告基準（CRS: Common Reporting Standard）を承認し、所要の法制手続の完了を条件として、2017年又は2018年末までに、自動的情報交換を開始することに合意。共通報告基準に基づく自動的情報交換は2017年９月から開始されている。

≪上記合意を受けた日本の対応≫

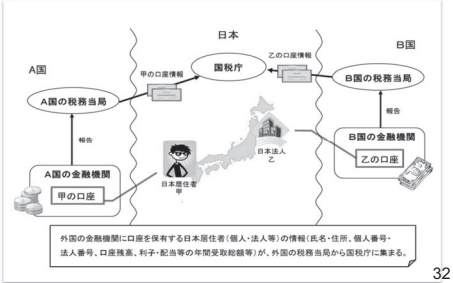
○　平成27年度税制改正において、金融機関による非居住者の口座情報の報告制度を整備。

○　金融機関の準備期間等を考慮し、2017年から金融機関による手続を開始。2018年から税務当局間での年一回の口座情報の交換を開始。

［日本から外国への情報提供のイメージ］



［外国から日本への情報提供のイメージ］



32

（国際課税資料33）

OECD・G20の「国際的に合意された税の透明性基準を満足に実施していない法域のリスト」について

【経緯】

●2016年4月：パナマ文書の流出の後、課税逃れ等のための税務・金融情報の秘匿に対する批判が高まったこともあり、G20財務大臣会合（於：ワシントン）において、OECDに対し、G20と協力しつつ、税の透明性に関する非協力的法域のリストを策定するための基準の作成が要請される。

●2016年7月、9月：G20財務大臣会合（於：成都）、G20サミット（於：杭州）において、基準を承認。

●2017年7月：G20サミット（於：ハンブルク）に、税の透明性に関する非協力的法域のリストを提出（トリニダード・トバゴのみ）。更新版リストの次回サミットへの提出を要請。

●2018年7月：G20財務大臣会合（於：ブエノスアイレス）において「国際的に合意された税の透明性基準を満足に実施していない法域を特定するための基準」（新基準）を支持。

●2018年11月：新基準を満たせないリスクがある法域の数をG20サミットに提出（15法域）。当該法域に基準クリアに向けた取組みを慫慂。

■□■2019年6月 G20財務大臣会合（於：福岡）における進捗■□■

新基準のうち2019年末までの目標とされている基準（基準2の一部）を除いて策定した暫定的更新版リストを提出（10法域）

アンティグア・バーブーダ、ブルネイ・ダルサラーム国、ドミニカ国、イスラエル、モントセラト、
ニウエ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セント・マーチン、トリニダード・トバゴ、バヌアツ

旧基準	新基準
下記いずれかの条件に該当する国・地域をリストに掲載。	
✓「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」（以下、グローバル・フォーラム）が実施する「要請に基づく情報交換」に関するピア・レビューにおける総合評価が「遵守（Non-Compliant）」の法域 ✓ 下記の3つの基準のうち、2つ以上を満たさない法域	✓ グローバル・フォーラムが実施する「要請に基づく情報交換」に関するによるピア・レビューにおける直近の総合評価が不遵守（Non-Compliant）の法域 ✓ 下記の基準2を満たさない法域 ✓ 下記の3つの基準のうち、2つ以上を満たさない法域
基準1	基準1
グローバル・フォーラムが実施する「要請に基づく情報交換」に関するピア・レビューにおける総合評価が「遵守（Compliant）」あるいは「概ね遵守（Largely Compliant）」	グローバル・フォーラムが実施する「要請に基づく情報交換」に関するピア・レビューにおける直近の総合評価が「遵守（Compliant）」あるいは「概ね遵守（Largely Compliant）」
基準2	基準2
グローバル・フォーラム水準の税務当局間の金融口座情報の自動的交換を、遅くとも2018年までに実施することを約束	グローバル・フォーラム水準の税務当局間の金融口座情報の自動的交換に必要な全ての国内法の施行及び2018年末までの交換の開始、並びに概ね全ての適切な関心のある関係法域との交換合意の2019年末までの発効
基準3	基準3
「税務行政執行共助条約（多国間条約）」への署名	「税務行政執行共助条約（多国間条約）」の（当該法域についての）発効 又は 要請に基づく情報交換及び自動的情報交換を可能とする二国間協定の発効による十分に広範な交換ネットワークの構築

【今後の見通し】

● 2019年10月のG20財務大臣会合に、新基準全体を用いて策定する最終版リストに掲載されるリスクがある法域の数を提出したのち、2020年に最終版リストが提出される予定。

●リストに掲載された法域に対しては、防御的措置が検討される。

33

（国際課税資料34）

「パラダイス文書」の概要 （報道ベース）

○ 2017年11月5日、ICIJは、南ドイツ新聞が入手した情報をもとに、バミューダ諸島を拠点とする法律事務所等の情報約1,340万点を入手したと発表。同月17日及び翌月19日に、ICIJがその内容を一部公表。

※ ICIJ（International Consortium of Investigative Journalists）は、世界90ヵ国以上の報道機関の記者が連携し、国際的な汚職や犯罪を調査報道する組織。本部はワシントンDC。

○ いわゆる「パラダイス文書」には、バミューダ諸島を拠点とする法律事務所「アップルビー」とシンガポールの法人設立サービス会社「アジアシティトラスト」の顧客などに関する内部資料のほか、バハマやバルバドス、マルタなど経済活動に関する情報の匿名性が高いとされる19の国や地域の登記書類などが含まれる。

○ 「パラダイス文書」に含まれる国家の要職経験者や要人は、首脳クラス14人を含む47か国127人にのぼるとされている。

○ 日本関連とみられる個人・企業は少なくとも1,056名（社）含まれていると報道されている。

いわゆる「バハマ文書」、「パナマ文書」との比較

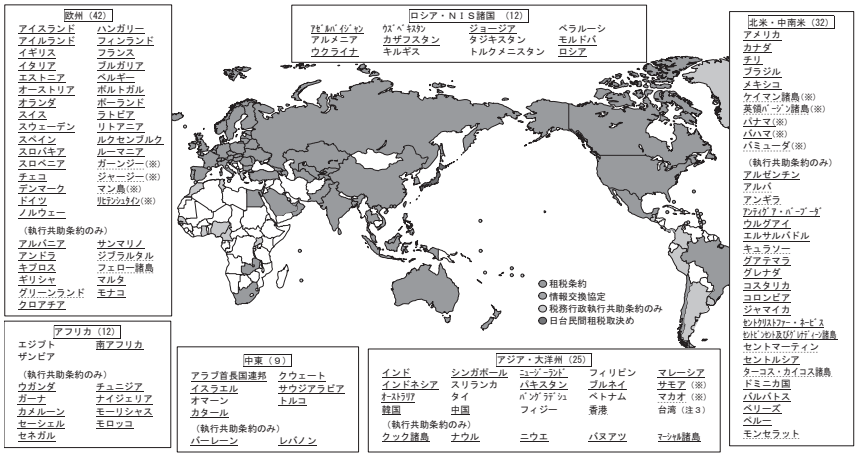
	「パラダイス文書」(2017.11)	「バハマ文書」(2016.9)	「パナマ文書」(2016.4)
公表場所	ICIJのHP		
データ流出元	バミューダ諸島の法律事務所等	バハマの法人登記関連部署	パナマの法律事務所
流出したデータの数	1,340万点	130万点	1,150万点
含まれる法人等の数	10万1,200件	17万5,000件	21万4,000件
含まれる文書の種類	電子メール、契約書、銀行口座、法人登記　等	法人登記簿	電子メール、契約書、顧客パスポート、内部メモ、会計帳簿　等
含まれる内容	オフショア・カンパニーの会社設立・運営代行等を手掛ける法律事務所等の顧客情報、19の国・地域の登記書類	バハマ登記の法人・信託・ファンドの名称、設立日、所在地、バハマ内のメールアドレス、役員名	オフショア・カンパニーの使用に関する各種情報（契約・財務情報、金融口座の所有者、役員、株主などに関する情報）

34

（国際課税資料35）

我が国の租税条約ネットワーク

《74条約等、132か国・地域適用／2019年9月1日現在》



（注１）税務行政執行共助条約が多数国間条約であること、及び、旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約が複数国へ承継されていることから、条約等の数と国・地域数が一致しない。
（注２）条約等の数及び国・地域数の内訳は以下のとおり。
・租税条約（二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止を主たる内容とする条約）：61本、71か国・地域
・情報交換協定（租税に関する情報交換を主たる内容とする条約）：11本、11か国・地域（図中、（※）で表示）
・税務行政執行共助条約：締約国は我が国を除いて99か国（図中、国名に下線）。適用拡張により116か国・地域に適用（図中、適用拡張地域名に点線）。このうち我が国と二国間条約を締結していない国・地域は49か国・地域。
・日台民間租税取決め：１本、１地域
（注３）台湾については、公益財団法人交流協会（日本側）と亜東関係協会（台湾側）との間の民間租税取決め及びその内容を日本国内で実施するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みを構築（現在、両協会は、公益財団法人日本台湾交流協会（日本側）及び台湾日本関係協会（台湾側）にそれぞれ改称されている。）。

35

（国際課税資料36）

租税条約等交渉の現状

（2019年９月１日現在）

１．租税条約

◇ 発効

2004 年 3 月　アメリカ（全）
2006 年 6 月　インド（部）
10 月　イギリス（全）
2007 年 12 月　フランス（部）
2008 年 11 月　パキスタン（全）
12 月　オーストラリア（全）
12 月　フィリピン（部）
2009 年 12 月　ブルネイ（新）
12 月　カザフスタン（新）
2010 年 7 月　シンガポール（部）
8 月　※バミューダ（新）
12 月　マレーシア（部）
2011 年 8 月　香港（新）
8 月　※バハマ（新）
9 月　サウジアラビア（新）
9 月　※マン島（新）
11 月　※ケイマン諸島（新）
12 月　オランダ（全）
12 月　スイス（部）
12 月　ルクセンブルク（部）
2012 年 12 月　※リヒテンシュタイン（新）
2013 年 6 月　クウェート（新）
7 月　※サモア（新）
7 月　ポルトガル（新）
8 月　※ガーンジー（新）
8 月　※ジャージー（新）
10 月　★税務行政執行共助条約
10 月　ニュージーランド（全）
12 月　ベルギー（部）
2014 年 5 月　※マカオ（新）
2014 年 9 月　オマーン（新）
10 月　※英領バージン諸島（新）
10 月　スウェーデン（部）
12 月　イギリス（部）
12 月　アラブ首長国連邦（新）
2015 年 12 月　カタール（新）
2016 年 10 月　ドイツ（全）
10 月　インド（部）
12 月　チリ（新）
2017 年 3 月　※パナマ（新）
7 月　ラトビア（新）
8 月　スロベニア（新）
2018 年 8 月　リトアニア（新）
9 月　エストニア（新）
10 月　ロシア（全）
10 月　オーストリア（全）
10 月　アイスランド（新）
12 月　※バハマ（部）
12 月　デンマーク（全）
2019 年 1 月　ベルギー（全）
8 月　アメリカ（部）
9 月　クロアチア（新）

◇ 署名・未発効

2018 年 10 月　スペイン（全）
12 月　コロンビア（新）
2019 年 1 月　エクアドル（新）
2019 年 7 月　アルゼンチン（新）

◇ 実質合意

2018 年 12 月　ジャマイカ（新）
2019 年 4 月　ウルグアイ（新）

◇ 現在の正式交渉国

・ペルー
・モロッコ
・チュニジア
・ギリシャ
・フィンランド
・ナイジェリア

（注）１「※」は、租税に関する情報交換規定を主体とするもの
２「★」は、情報交換・徴収共助等のための多数国間条約
３「（全）」は、全面改正
４「（部）」は、部分改正
５「（新）」は、新規締結

２．その他

2016 年 6 月発効　台湾
2019 年 1 月発効　ＢＥＰＳ防止措置実施条約

（注）「日台民間租税取決め」は、民間機関である公益財団法人交流協会（現：公益財団法人日本台湾交流協会）と亜東関係協会（現：台湾日本関係協会）との間で作成された取決めであり、日本国が締結した国際約束（条約・協定等）ではない。

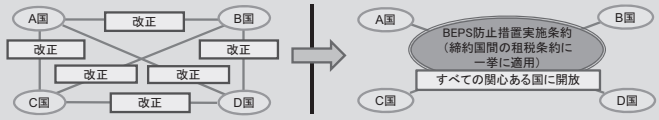
36

（国際課税資料37）

BEPS防止措置実施条約（MLI）の概要及び経緯

概　要

○ 本条約は、BEPSプロジェクトにおいて策定されたBEPS防止措置のうち租税条約に関連する措置を、本条約の締約国間の既存の租税条約に導入することを目的としている。
○ 本条約の締約国は、租税条約に関連するBEPS防止措置を多数の既存の租税条約について同時かつ効率的に実施することが可能となる。
○ 本条約により導入可能なBEPS防止措置は、①租税条約の濫用等を通じた租税回避行為の防止に関する措置、及び、②二重課税の排除等納税者にとっての不確実性排除に関する措置から構成される。
○ 本条約の各締約国は、既存の租税条約のいずれを本条約の適用対象とするかを任意に選択することができ、また、本条約に規定する租税条約に関連するBEPS防止措置の規定のいずれを既存の租税条約について適用するかを所定の制限の下で選択することができる。



経　緯

○ 2014年９月： BEPS報告書において、多数国間条約交渉のためのマンデートの策定を勧告。
○ 2016年11月24日：参加国による条文の採択。
○ 2017年６月７日：署名式（於パリ）において我が国を含む67カ国・地域が署名。
○ 2018年５月18日：第196回国会（平成30年通常国会）で承認。
○ 2018年７月１日：先に批准書等を寄託した５カ国・地域について発効。以後、批准書等を寄託した国・地域について順次発効。
○ 2018年９月26日：我が国が受諾書を寄託。これにより、本条約は我が国について2019年１月１日に発効。
○ 2019年９月１日現在：87カ国・地域が署名。内、32カ国・地域が批准書等を寄託。

37

（国際課税資料38）

BEPS防止措置実施条約（MLI）の対象国・地域等

2019年9月1日現在

我が国を除くMLI 署名国・地域（香港、キュラソーを含む）（88）

我が国との間で租税条約がない国・地域（34）

アルゼンチン　セーシェル
アルバニア　セネガル
アンドラ　セルビア
ウルグアイ　チュニジア
ガーンジー　ナイジェリア
カメルーン　パナマ
ガボン　パプアニューギニア
キプロス　バルバドス
キュラソー　ブルキナファソ
ギリシャ　ベリーズ
クロアチア　ペルー
コートジボワール　マルタ
コスタリカ　マン島
コロンビア　モナコ
サンマリノ　モーリシャス
ジャージー　モロッコ
ジャマイカ　リヒテンシュタイン

我が国との間で租税条約がある国・地域（54）

我が国がMLIの対象とする国・地域（39）

アイルランド　中国
アラブ首長国連邦　ドイツ
イスラエル　トルコ
イタリア　ニュージーランド
インド　ノルウェー
インドネシア　パキスタン
ウクライナ　ハンガリー
英国　フィジー
エジプト　フィンランド
オーストラリア　フランス
オランダ　ブルガリア
カザフスタン　ポーランド
カナダ　ポルトガル
韓国　香港
クウェート　マレーシア
サウジアラビア　南アフリカ
シンガポール　メキシコ
スウェーデン　ルクセンブルク
スロバキア　ルーマニア
チェコ

我が国がMLIの対象としていない国(32)

MLI署名国（15）

アイスランド　スロベニア
アルメニア　チリ
エストニア　デンマーク
オーストリア　ベルギー
カタール　ラトビア
ジョージア　リトアニア
スイス　ロシア
スペイン

我が国との間で租税条約がある国・地域（71）

MLI未署名国（17）

アゼルバイジャン　バングラデシュ
ウズベキスタン　フィリピン
オマーン　ブラジル
キルギスタン　ブルネイ
スリランカ　米国
ザンビア　ベトナム
タイ　ベラルーシ
タジキスタン　モルドバ
トルクメニスタン

（注）下線は、本条約の批准書等が寄託され、本条約が適用されることとなる国・地域（我が国を除いて32か国・地域）を示す。

38

（国際課税資料39）

我が国の租税条約に対するBEPS防止措置実施条約（MLI）の適用状況一覧 2019年9月1日現在

相手国	第3条 課税上透明体	第4条 双方居住者	第5条 二重課税除去	第6条 前文改正	第7条 PPT	第9条 不動産化体株式	第10条 第三国PE	第12条 代理人	第13条 準備的補助的	第15条 関連者定義	第16条 相互協議申立て	第17条 対応的調整	第18条 仲裁
1 アイルランド（※）	○			○	○	○			○	○	○	○	○
2 アラブ首長国連邦（※）				○	○						○	○	
3 イギリス（※）	○	○		○	○				○	○	○	○	
4 イスラエル（※）	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	
5 イタリア				○	○	○			○	○	○	○	○
6 インド（※）		○		○	○	○	○	○	○	○		○	
7 インドネシア		○		○	○	○		○	○	○			
8 ウクライナ（※）				○	○	○	○	○	○	○	○		
9 エジプト		○		○	○	○		○	○	○	○		
10 オーストラリア（※）		○		○	○	○			○	○	○		○
11 オランダ（※）		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
12 カザフスタン		○		○	○	○	○	○	○	○		○	
13 カナダ（※）		○		○	○	○					○		○
14 韓国				○	○						○		
15 クウェート				○	○				○	○	○	○	
16 サウジアラビア				○	○	○		○	○	○	○		
17 シンガポール（※）				○	○							○	○
18 スウェーデン（※）				○	○						○		
19 スロバキア（※）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
20 チェコ				○	○						○		
21 中国		○		○	○							○	
22 ドイツ						○	○		○				
23 トルコ	○			○	○	○		○	○	○	○		
24 ニュージーランド（※）	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
25 ノルウェー（※）	○	○		○	○			○	○	○	○		
26 パキスタン				○	○						○	○	
27 ハンガリー				○	○							○	
28 フィジー	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○
29 フィンランド（※）				○	○						○	○	○
30 フランス（※）				○	○	○		○	○	○	○	○	○
31 ブルガリア				○	○						○		
32 ポーランド（※）	○	○	○	○	○	○						○	
33 ポルトガル				○	○	○			○	○		○	
34 香港				○	○						○		
35 マレーシア	○			○	○			○	○	○	○		
36 南アフリカ	○	○		○	○				○	○		○	
37 メキシコ	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		
38 ルーマニア	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	
39 ルクセンブルク（※）	○		○	○	○						○	○	○

（注1） 相手国は、我が国がMLIの適用対象とする国・地域。
（注2） 適用される措置は、我が国については確定リスト、相手国については、（※）は確定リスト、その他は暫定リストにおける選択に基づくもの。
（注3） 「○」はそれぞれの国・地域との間の租税条約において、MLIの各条が適用されることを示す。

39

（国際課税資料40）

日米租税条約改正議定書（2013年署名、本年8月30日発効）の概要

1．源泉地国免税の拡大
投資所得（配当及び利子）に対する源泉地国免税の対象が、以下のとおり拡大。

	現行条約	改正条約
配当	免税要件：持株割合50%超 保有期間12ヶ月以上	免税要件：持株割合50%以上 保有期間6ヶ月以上
利子	原則：10% 金融機関等の受取利子：免税	原則：免税

2．相互協議手続における仲裁制度の導入
条約の規定に適合しない課税に関する相互協議手続に関して、両国の税務当局間の協議により2年以内に事案が解決されない場合には、納税者からの要請に基づき、第三者から構成される仲裁委員会の決定により事案を解決することを新たに規定。

3．徴収共助の拡充
相手国の租税債権の徴収を相互に支援する制度（徴収共助）は、現行条約では条約濫用の場合に対象範囲が限定されるが、改正後は滞納租税債権一般について適用されるように対象範囲が拡大。我が国の租税については、所得税、法人税、復興特別所得税、復興特別法人税、消費税、相続税、贈与税が対象。

4．その他
・ 教授条項（教授等に対し一定期間の免税を認める規定）を削除
・ 情報交換規定をOECDモデル租税条約に沿ってアップデート 等

40